

令和7年 第2回定例会

令和7年 6月17日 開会
令和7年 6月26日 閉会

網走市議会

令和7年網走市議会第2回定例会会議録目次

[6月17日（火曜日）第1日]

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	1
開会宣言	1
本日の会議録署名議員	1
諸般の報告	1
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
栗田議員（動議）	4
日程第2 決議案第1号	4
日程第3 副議長の辞職について	5
日程第4 選挙第1号	6
散会	6

[6月19日（木曜日）第2日]

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
説明のため出席した者	9
事務局職員	9
開議宣言	10
本日の会議録署名議員	10
日程第1 議案第1号～第7号	10
日程第2 選任第1号	12
日程第3 選任第2号	13
日程第4 選挙第2号	13
日程第5 議案第1号～第7号	13
日程第6 議員の派遣について	13
散会	14

[6月25日（水曜日）第3日]

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員	17
開議宣言	17
本日の会議録署名議員	17
日程第1 議長の辞職について	18
日程第2 選挙第3号	18
延会	18

[6月24日（火曜日）第4日]

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員	21
開議宣告	21
本日の会議録署名議員	22
日程第1 選挙第3号	22
日程第2 議席の変更について	23
日程第3 選任第4号	23
日程第4 一般質問	23
里見議員	23
田邊市民環境部長	24
結城健康福祉部長	24
秋葉企画総務部長	25
古田議員	27
秋葉企画総務部長	27
深津議員	28
秋葉企画総務部長	28
高橋学校教育部長	30
永森健康福祉部参事監	33
結城健康福祉部長	36
石垣議員	37
高橋学校教育部長	37
田邊市民環境部長	40
水谷市長	41
村椿議員	41
立花建設港湾部長	41
田邊市民環境部長	44
伊倉社会教育部長	48
延　　会	50

[6月25日（水曜日）第5日]

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
説明のため出席した者	53
事務局職員	53
開議宣告	53
本日の会議録署名議員	53
日程第1 一般質問	54
金兵議員	54
水谷市長	54
武田庁舎整理室長	54
秋葉企画総務部長	55

木野村教育長	56
高橋学校教育部長	57
永本議員	64
結城健康福祉部長	64
立花建設港湾部長	67
永森健康福祉部参事監	67
田邊市民環境部長	69
高橋学校教育部長	70
古都議員	71
水谷市長	72
平賀議員（発言）	75
小田部議員	77
秋葉企画総務部長	77
伊倉社会教育部長	78
田邊市民環境部長	78
水谷市長	80
高橋学校教育部長	82
木野村教育長	83
散会	89

[6月26日（木曜日）第6日]

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	92
説明のため出席した者	92
事務局職員	92
開議宣告	92
本日の会議録署名議員	92
日程第1 選挙第4号	93
日程第2 委員会審査報告（議案第1号～第7号）	93
村椿議員（討論）	93
日程第3 意見書案第1号～第21号、委員会審査報告（請願第17号～第20号）	94
日程第4 議案第8号～第10号	96
日程第5 委員会審査報告（議案第1号～第7号）	97
日程第6 議案第11号	98
日程第7 議案第12号	98
日程第8 委員会審査報告（報告第1号）	98
日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の閉会中継続審査について	99
日程第10 議員の派遣について	99
平賀議員（前議長挨拶）	99
立崎議員（前副議長挨拶）	100
閉会宣言	100

6月17日 (火曜日) 第1号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第1日
令和7年6月17日(火曜日)

○議事日程第1号

令和7年6月17日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

○議事日程第1号の追加及び変更(1)

日程第2 決議案第1号

○議事日程第1号の追加及び変更(2)

日程第3 副議長の辞職について

日程第4 選挙第1号 副議長の選挙

日程第5 議案第1号～第7号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

決議案第1号 平賀貴幸議長の辞職勧告決議について(原案可決)

その格會議 副議長の辞職について(許可)

に付した事

件(2)

選挙第1号 副議長の選挙(当選決定)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
庁舎整理室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
.....	
教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀
係	山口諒

午前10時00開会

○平賀貴幸議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年網走市議会第2回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名で全議員が出席しております。直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、古都宣裕議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告があ

りましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から令和6年度網走市一般会計繰越明許費、令和6年度網走市水道事業会計予算繰越、令和6年度網走市下水道事業会計予算繰越についての計算書の報告と法令の改正に伴う市条例の改正についての専決処分の報告がそれぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから承知願います。

次に、議員派遣についてありますが、議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

○平賀貴幸議長 次に、本定例会に当たり提出されました請願4件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員会委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

金兵智則議会運営委員長。

○金兵智則議員 一登壇一 本年第2回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る6月13日午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、併せて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本定例会の付議予定案件は、選任2件、議案7件、その他会議に付すべき事件1件、さらに今議会で関係委員会に付託されます請願4件の合わせて14件であります。

また、一般質問は通告期限までに11名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から6月26日までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められるようお願いを申し上げまして、当委員会の結果報告といたし

ます。

○平賀貴幸議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から6月26日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによつて承知願います。

○平賀貴幸議長 それではここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和7年第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき御審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げております案件は、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除に対する補助金及び農業機械の導入に対する補助金のほか、市道改修費、物価高騰・定額減税給付金の不足額給付、高齢者福祉施設の冷房設備の設置に対する補助金の追加などを主な内容とする一般会計補正予算及び下水道事業会計補正予算と財産の取得、網走市税条例、網走市国民健康保険条例の一部改正条例などについてであります。議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、農業の動向についてですが、農作業は3月の降雪による融雪の遅れや降雨の影響で、平年より遅く4月21日から始まり、バレイショの植付けは3日遅く終了しました。一方、5月は平年より気温や日照時間が高かったこともあり、てん菜の移植や豆類の播種は、平年並で終了しております。

農作物の生育についてですが、バレイショは植付けが遅れたことで萌芽がやや遅れ、平年に比べ3日

遅くなっています。また、麦類も秋まき小麦は1日遅く、二条大麦、春まき小麦は3日遅い生育となっておりますが、てん菜は平年より1日早く、大豆や牧草は平年並みと、おおむね順調な生育状況となっています。

なお、北海道地方オホーツク海側の6月から8月の3か月予報では、暖かい空気に覆われやすいため気温は高く、降水量は平年並みの予報となっており、今後の順調な生育を期待しているところであります。

次に水産の動向についてであります。ホタテ桁網漁業は3月15日に、沖合底曳網は3月23日に、キンキ延縄漁は4月2日に、毛ガニ漁業は3月27日に、それぞれ初水揚げとなっております。

5月末までの網走漁協の漁獲状況は漁獲量が1万2,465トンで対前年比115%、金額14億8,432円で対前年比146%と、漁獲量、金額ともに昨年を上回っております。

令和4年から令和6年の過去3年間の平均と比較しますと、漁獲量で134%、金額では145%となっております。なお、ホタテ稚貝放流作業が5月29日から開始され、6月8日に終了しております。

次に西網走漁協であります。漁獲量は568トンで対前年比19%、金額では2億6,254円で対前年比32%となっており、令和4年から令和6年の過去3年間の平均と比較いたしますと、漁獲量は24%、金額48%となっております。

網走湖では漁獲量が142トンで対前年比154%、金額は9,895円で、対前年比148%となっています。

網走湖のシジミ漁は4月20日に開始されており、シジミ資源が回復傾向にあるため、今期は昨年より100トン増の500トンを計画しております。

能取湖は漁獲量426トンで前年比15%、金額は1億6,359円で、対前年比22%となっております。

ホタテ稚貝出荷・放流作業は4月18日から4月23日まで行われ、昨年の採苗不振影響により、対前年4割以下となる6,600万粒が出荷・放流されております。

次に観光の動向ですが、令和6年度の状況は、観客入込数が156万7,700人、対前年比108.7%、宿泊者数は39万6,100人、対前年比107.7%となり、入込数・宿泊客数ともに前年度から堅調に推移し、新型コロナウィルス感染症拡大前の平成31年度水準に達する結果となりました。

第1四半期は、国を挙げての旅行促進政策に加え円安が追い風となり、インバウンドの宿泊者数は増

加していますが、国内個人客の利用が低調で入込数・宿泊者数ともに前年度と比較して微増に留まりました。

第2四半期は、これまで増加傾向にあった近隣地域からの修学旅行がコロナ収束とともに元の行先へ戻るなどの変化が見られましたが、スポーツ合宿や「オホーツク網走マラソン」をはじめとする各種イベントの参加者、さらにはビジネス利用が底支えしました。

第3四半期は、国内観光客の利用が好調で、特に秋の行楽シーズンに合わせて道内・近隣エリアからの観光客の動きが活発となり、入込数は前年度より増加しました。

第4四半期は、12月に中国人観光客を対象に渡航条件が緩和されたことも追い風となり、春節の大型連休を利用したインバウンドが増えた他、3月に流氷が長く滞在したことから国内観光客が増加し、入込数・宿泊客数ともに前年を上回りました。

また、第60回目となる「あばしりオホーツク流氷まつり」を開催し、昨年に続き「流氷を守る、地球を守る」をテーマに「アイス・ブレイキング・ミュージック・フェス」のほか、お笑いステージやステージイベントなどを実施しました。

当日は、悪天候に見舞われましたが、市民の皆さん、観光客の皆さんに、冬のお祭りを楽しんでいただきました。

網走湖ワカサギ釣りは多くの観光客で賑わい、利用者数は1万8,300人と前年を上回りました。観光施設の入込みでは、オホーツク流氷館は14万8,900人で対前年比110%、博物館網走監獄は24万8,600人で対前年比112%と昨年を上回りました。

流氷観光砕氷船「おーろら」は、流氷の到来が遅くなったことが影響し、乗船客数は6万4,900人で対前年比93%と昨年を下回りました。

外国人観光客の宿泊者数は、中国からの個人及び団体客が大幅に増加したことにより、市の統計が残る平成11年度以降で過去最高となる5万2,000人、対前年比134%となりました。

次に、オホーツク網走マラソン2025についてですが、4月1日より受付を開始し、6月10日現在フルマラソンの部で2,695名、5kmの部で191名、3kmの部で73名の合計2,959名のエントリーをいただいるところで、前年比較では571名増のプラス124%、5月18日時点でフルマラソンの部は受付を終了しております。

また、2024年度からスタートした、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が、企画運営する「マラソン・チャレンジカップ年間大賞」では、106大会の中から、オホーツク網走マラソンが主催者部門で初代「大賞」を受賞いたしました。

あらためて、大会の運営に御尽力をいただきました関係者の皆様、ボランティアの皆様に感謝を申し上げます。

次に、建設工事についてですが、5月末までに約18億円を発注し発注率は約28%で、発注率は例年と同程度ですが、発注額は昨年の1.8倍となっており、要因は豆類ラック乾燥施設・プラント工事によるものです。

次に、ごみの広域処理についてですが、中間処理施設を建設する新たな候補地の選定を行うため、1市5町で設置している協議会に候補地評価委員会を設置し、学識経験者3名、協議会構成の各市町の副市長・副町長6名の合計9名を委員として、網走市、美幌町、清里町、大空町の4つの土地について、総合評価を行っているところです。

評価委員会については、今月20日に総合評価の結果の取りまとめを行うこととし、その結果を受け、1市5町で構成する協議会において、首長間で候補地及び中間処理方式について合意・決定していきたいと考えています。

最後に、令和6年度一般会計の決算についてありますが、物価高騰の影響が懸念されておりましたが、地方交付税の確保などにより、収支の均衡を確保できる見通しとなっております。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、引き続き、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○平賀貴幸議長 ここで、会派代表者会議、議会運営委員会を開催するため、休憩いたします。

再開は追って、予鈴をもってお知らせいたしますから、承知願います。

午前10時17分休憩

午後 3 時53分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き再開いたします。少々お待ちください。ここで申し上げます。

やがて定刻になりますが、会議時間を延長します

ので、御了承願います。

栗田政男議員。

○栗田政男議員 平賀議長の辞職勧告決議について動議を提出します。

本市議会の平賀議長は、市民から各議員宛てに届けられた手紙について、その内容を議員に開示することなく提出者に返却するという判断を副議長がそれを実行し、黙認し、重大なる情報隠蔽行為に及んだ。

しかしながら、当該文書は議員個人に対して届けられたものであり、その取扱いや判断は各議員自身が行うべきものである。議長という立場で情報の流通を遮断することは、議員の知る権利、さらには言論の自由を侵害し、議会制民主主義の根幹を揺るがすものである。

議会は、市民の付託を受けた代表が対等な立場で自由に議論し、真実を共有することによって成り立つ。にもかかわらず平賀議長はその立場を利用し、情報統制という極めて反民主的な手段を取った。この行為は、議会の中立性と公正性を放棄したものであり、議会という公的機関を私物化したに等しい。

さらに、議長は議会全体の信頼の象徴であるべき立場にありながら、その信頼を著しく失墜させ、市民に対しても極めて不誠実な姿勢を示す結果となつた。市民の知る権利を軽視し、政治的不透明性を拡大させた責任は極めて重大である。

よって、本市議会は平賀議長に対し、その職責の重大性と自らの行為がもたらした深刻な影響を厳しく認識し、直ちに議長職を辞するように強く勧告するものである。

以上、決議する。

○平賀貴幸議長 ただいま、栗田政男議員から、決議ではないと思いますが、私に対する辞職勧告の動議が提出されました。

賛成者がありませんが、よろしいですか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

この動議は2人以上の賛成者がありましたので、成立をいたします。

それでは、日程追加のための議会運営委員会を開催するために休憩いたします。

再開は、予鈴をもってお知らせいたします。

午後 3 時57分休憩

午後 6 時00分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、議事日程第1号の追加及び変更についてお諮りいたします。

休憩中に開催しました議会運営委員会において、栗田議員ほか6名から提出された議長辞職勧告決議案を取り扱うことが了承されましたので、議事日程第1号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議ありませんので、お手元に配付の議事日程第1号の追加及び変更のとおり決定されました。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、私は除斥の対象となりますので退場し、副議長と交代をいたします。

[平賀貴幸議員 退場]

○立崎聰一副議長 議長を交代いたします。

決議案第1号平賀貴幸議長の辞職勧告決議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

栗田政男議員。

○栗田政男議員 本市議会の平賀議長は、市民から各議員宛てに届けられた手紙について、その内容を議員に開示することなく提出者に返却するという副議長の判断を承認し、重大な情報隠蔽行為に及んだ。

しかしながら、当該手紙は議員個人に対して届けられたものであり、その取扱いや判断は各議員自身が行うべきものである。議長という立場で情報の流通を遮断することは、議員の知る権利、さらには言論の自由を侵害し、議会制民主主義の根幹を揺るがすものである。

議会は、市民の付託を受けた代表が対等な立場で自由に議論し、真実を共有することによって成り立つ。にもかかわらず平賀議長はその立場を利用し、情報統制という極めて反民主的な手段を取った。この行為は、議会の中立性と公正性を放棄したものであり、議会という公的機関を私物化したに等しい。

さらに、議長は議会全体の信頼の象徴であるべき立場にありながら、その信頼を著しく失墜させ、市民に対しても極めて不誠実な姿勢を示す結果となつた。市民の知る権利を軽視し、政治的不透明性を拡大させた責任は極めて重大である。

よって、本市議会は平賀議長に対し、その職責の重大性と自らの行為がもたらした深刻な影響を厳しく認識し、直ちに議長職を辞するように強く勧告するものである。

以上、決議する。

○立崎聰一副議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終了いたします。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論がありませんので、決議案第1号を採決いたします。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数あります。

したがって、本件は原案可決されました。

ここで平賀議員の入場を求めます。

[平賀貴幸議員 入場]

○平賀貴幸議長 ここで休憩いたします。

再開は、予鈴をもってお知らせいたします。

午後 6 時05分休憩

午後 7 時40分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、立崎副議長から副議長辞職願が提出されました。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として2件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程の追加についてお諮りします。

既にお手元に配付の議事日程第1号の追加及び変更（2）のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議ありませんので、議事日程第1号の追加及び変更（2）のとおり決定いたしました。

○平賀貴幸議長 次に日程第3、その他会議に付すべき事件（2）副議長の辞職についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、立崎副議長は除斥の対象となりますので退場を求めます。

[立崎聰一議員 退場]

お諮りいたします。

立崎副議長の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、立崎副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、立崎議員の入場を求めます。

〔立崎聰一議員 入場〕

○平賀貴幸議長 次に、日程第4、選挙第1号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、あらかじめ議会運営委員会で協議決定されておりましたとおり、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選によることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選によることとし、早速、私から指名をしてお諮りをいたします。

副議長に永本浩子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、永本浩子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名しました永本浩子議員が副議長に当選されました。

議場におられる永本浩子議員に対して、本席から会議規則第32条第2項の規定により、あなたが副議長に当選された旨を告知します。

早速、新副議長から御挨拶をお願いいたします。

永本浩子副議長。

○永本浩子副議長 副議長の就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、副議長の選挙におきまして議員各位から副議長に御推举いただき、当選させていただきましたことは身に余る光栄に存じますとともに、心から厚く御礼を申し上げます。

副議長といたしまして議長を補佐し、公正、公平な議会運営に留意し、この重責を果たしてまいりたいと思っております。

議員の皆様、市長、教育長をはじめ、理事者の皆様には、変わらぬ御指導御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただ

きます。

ありがとうございました。

○平賀貴幸議長 ここでお諮りいたします。

本日の議事日程であります、日程第5、議案第1号から議案第7号の提出議案説明がまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、再開を6月19日午前10時にしてみたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

再開は6月19日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後7時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平賀貴幸

署名議員 澤谷淳子

署名議員 古都宣裕

6月19日 (木曜日) 第 2 号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第2日
令和7年6月19日(木曜日)

○議事日程第2号

令和7年6月19日午後3時50分開議
日程第1 議案第1号～第7号
日程第2 選任第1号
日程第3 選任第2号
日程第4 選挙第2号
日程第5 議案第1号～第7号
日程第6 議員の派遣について

永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)
議案第2号 令和7年度網走市下水道事業会計補正予算(総務経済委員会付託)
議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について(同)
議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(文教民生委員会付託)
議案第5号 財産の取得について(総務経済委員会付託)
議案第6号 財産の取得について(同)
議案第7号 財産の取得について(文教民生委員会付託)
選任第1号 常任委員会委員の選任(選任決定)
選任第2号 議会運営委員会委員の選任(同)
選挙第2号 網走地区消防組合議会議員の補欠選挙(当選決定)
その他会議 議員の派遣について(承認)に付した事
件(3)

古都宣裕

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
庁舎整理室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
.....	
教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聰一

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀
	山口諒

午後3時50分開議

○平賀貴幸議長 本日は、6月11日の議会運営委員

会並びに本会議及び6月19日9時30分開会の議会運営委員会において、午前10時からの開会が確認、決定されておりましたが、午前10時に定足数に達することなく開会することができませんでしたので、地方自治法第113条及び網走市議会会議規則第13条に基づき、10時15分まで必ず出席されるよう催告させていただきました。

しかし、再び定足数に達せず、再度午前10時30分までに出席されるように催告いたしましたが、それでも定足数に達することはませんでした。

そこで、会派代表者会を開催して、種々議論の後再開となったものであります。

ここで申し上げます。

やがて定刻となりますが、まだ時間を要しますことから、会議時間を延長しますので御了承願います。

本日の出席議員は15名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、古都宣裕議員。

ただいま、休憩の動議がございましたので、暫時休憩いたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後4時50分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで議長を交代いたします。

本日の会議録署名議員として、井戸達也議員、松浦敏司議員を指名いたします。

○永本浩子副議長 ここで、諸般の報告の追加について報告申し上げます。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として選挙1件、その他会議に付すべき事件1件の合計2件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既にお手元に配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○永本浩子副議長 日程第1、議案第1号から議案第7号までの合計7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 -登壇- ただいま御上程いただきました議案第1号及び議案第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で5億2,288万9,000円を追加しようとするものでございます。款、項の区分及び金額につきましては、議案第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正でございますが、道路橋梁事業債の限度額の変更といたしまして1億3,000万円を追加しようとするものでございます。追加の内容は、議案第2表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで、御了承いただきたいと存じます。

初めに、民生費の社会福祉総務費では、定額減税調整給付金の不足額給付に係る経費として6,973万6,000円の追加。

同じく、高齢者福祉費では、介護事業所に対する冷房設備設置補助金637万5,000円の追加でございます。

衛生費の健康管理費では、新型コロナウイルスワクチン接種費用の国庫負担の見直しに伴う委託料500万円の減額及び財源補正でございます。

農林水産業費の農業振興費では、ジャガイモシリコストセンチュウの緊急防除に対する補助金108万1,000円の追加、農業機械等の導入に対する補助金2事業を合わせて3億2,069万7,000円の追加でございます。

土木費の道路橋梁新設改良費では、市道改修費1億3,000万円の追加でございます。

以上が一般会計歳出補正の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額として、財政調整基金繰入金で1,862万5,000円を追加しようとするものでございます。

6ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書で

ございます。

次に、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料18ページ、資料3号を御覧願います。

1、趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、内容でございますが、1点目は、公示送達の方法に係る規定。2点目は、個人市民税に係る特定親族特別控除の規定。3点目は、市たばこ税に係る課税標準の特例の規定。4点目は、文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

以上、議案第1号及び議案第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○永本浩子副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 -登壇- ただいま御上程いただきました、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料26ページ、資料4号を御覧願います。

改正の趣旨でありますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点からの賦課限度額の見直しと、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直されたことから、当市においても適用するため当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でありますが、1点目は、基礎賦課限度額を66万円に引き上げる改正でございます。

2点目は、後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円に引き上げる改正でございます。

3点目は、軽減対象世帯に係る所得判定基準について被保険者である世帯人数に乘じる額を、5割軽減は30万5,000円に引き上げ、2割軽減は56万円に引き上げる改正でございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用しようとするものでございます。

また、改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用する経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう

お願ひいたします。

○永本浩子副議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 -登壇- ただいま御上程いただきました、議案第5号及び議案第6号財産の取得について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、取得する財産は網走市財産条例第2条議会の議決に付すべき財産の取得で定める額に該当いたしますことから、契約の締結に当たりまして本議会の議決を得ようとするものでございます。

議案資料30ページ、資料5号を御覧願います。

取得いたします財産は、除雪グレーダ1台でございます。

取得の理由は、現車両が購入から17年が経過し、老朽化による金属疲労や劣化に起因する故障が頻発していることから、車両を更新しようとするものであります。

去る5月22日に指名競争入札を執行いたしました結果、議案資料にある取得財産の概要、取得の金額、取得の相手方、納入期限につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案資料31ページ、資料6号を御覧願います。

取得いたします財産は、小型ロータリ除雪車1台でございます。取得の理由は、現車両が購入から23年が経過し、老朽化による金属疲労や劣化に起因する故障が頻発していることから、車両を更新しようとするものでございます。

去る5月22日に指名競争入札を執行いたしました結果、議案資料にある取得財産の概要、取得の金額、取得の相手方、納入期限につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第5号、議案第6号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○永本浩子副議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 -登壇- ただいま御上程いただきました、議案第2号令和7年度網走市下水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料の15ページ及び16ページ、資料2号を御覧願います。

1、補正の理由でございますが、国の社会資本整備総合交付金の配分減に伴い、令和7年度からの2か年で実施を予定していた網走浄化センター反応タ

ンク設備更新事業について取りやめたため、事業費の全部を減額補正とともに、設定していた継続費を廃止するものでございます。

これに伴い、2、補正の概要につきまして関連する予定額が変更となります。

(1) 収益的支出の予定額から826万4,000円増額し、補正後の予定額を16億6,987万8,000円に。

(2) 資本的収入の予定額から1億9,280万円減額し、補正後の予定額を2億3,944万9,000円に。

(3) 資本的支出の予定額から2億200万円減額し、補正後の予定額を7億4,993万9,000円に変更するものです。

(4) 補填財源につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,969万円を5億1,049万円に、当年度分消費税資本的収支調整額1,893万7,000円を1,067万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金3億3,936万4,000円を3億3,842万8,000円に変更いたします。

(5) 継続費ですが、今年度の事業を取りやめたため、当初令和7年度からの2か年で総額6億5,500万円で設定しております継続費を廃止するものでございます。

(6) 企業債限度額は、当初から8,170万円減額し、補正後の限度額を1億3,320万円に変更するものでございます。

議案資料の17ページには、中止する事業の位置図を記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、議案第2号令和7年度下水道事業会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○永本浩子副議長 学校教育部長。

○高橋善彦学校教育部長 -登壇- ただいま御上程いただきました、議案第7号財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料32ページ、資料7号を御覧願います。

財産の取得理由でございますが、更新時期を迎える小中学校教職員用パソコンについて、新規取得と一部既存機器のソフトウェアを更新することによりセキュリティの強化や操作面での利便性を高め、教職員の事務環境の向上を図ろうとするものでございます。

財産の取得概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

取得方法は、指名競争入札により、去る5月19日に執行いたしました。

結果、取得の金額、取得の相手方、納入期限につきましては資料に記載のとおりでございます。

取得財産の予定価格が網走市財産条例第2条の規定に該当いたしますことから、本契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第7号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○永本浩子副議長 以上で、提出された議案の提案説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後刻各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は追って、予鈴をもってお知らせしますから、御承知願います。

午後5時06分休憩

午後5時42分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2、選任第1号常任委員会委員の選任を行います。

本件は、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、早速、次のとおり指名したいと思います。

総務経済委員会委員には、石垣直樹議員、井戸達也議員、小田部照議員、澤谷淳子議員、立崎聰一議員、深津晴江議員、村椿敏章議員、山田庫司郎議員。

文教民生委員会委員には、金兵智則議員、栗田政男議員、里見哲也議員、私、永本浩子議員、古田純也議員、古都宣裕議員、松浦敏司議員、平賀貴幸議員、以上のとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように選任することに決定いたしました。

ここで御了承いただきたいことがございます。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、

文教民生委員会委員となりました議長につきましては、その職務上、議長は各委員会に出席して発言できるという職責から、議長だけは常任委員会委員の辞任が認められており、従来の例でも議長は一度いずれかの常任委員会に所属した上で議会の同意を得て辞任する取扱いをしておりますので、今回もその前例によりまして、そのように取扱いたいと存じますので議員各位の御了承を願います。

なお、常任委員会の正副委員長につきましては、後刻委員会開催の際に互選の手続きを取っていただくものとしますので、御了承を願います。

○永本浩子副議長　日程第3、選任第2号議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、早速、次のとおり指名したいと思います。

議会運営委員会委員には、井戸達也議員、金兵智則議員、栗田政男議員、里見哲也議員、澤谷淳子議員、古田純也議員、村椿敏章議員、以上のとおり選任することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長につきましては、後刻委員会開催の際に互選の手続きを取っていただくものとしますので、御了承を願います。

○永本浩子副議長　日程第4、選挙第2号網走地区消防組合議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、井戸達也議員、里見哲也議員、松浦敏司議員、山田庫司郎議員の組合議員辞職に伴い、組合規則第6条第2項の規定により、欠員となった4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選によることとし、早速、私から指名をしてお諮りします。

網走地区消防組合議員の補欠選挙による議員には、石垣直樹議員、立崎聰一議員、深津晴江議員、村椿敏章議員の4名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した議員を、消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名した議員が消防組合議会議員に当選されました。

議場におられる議員各位に対して、本席からあなたが消防組合議会議員に当選された旨を告知します。

ここで、各常任委員会及び議会運営委員会を開催するため、休憩いたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午後5時47分　休憩

午後6時25分　再開

○永本浩子副議長　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第5、既に一括上程中の議案第1号から議案第7号までの7件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○永本浩子副議長　次に、日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○永本浩子副議長　以上で、本日の議事日程は全て

終了いたしました。

本議会の審議日程に従いまして、各常任委員会議案審査等のため、これより本会議は休会とし、再開は6月24日午前10時としますから、御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

午後6時26分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平賀貴幸

網走市議会副議長 永本浩子

署名議員 井戸達也

署名議員 松浦敏司

6月20日 (金曜日) 第3号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第3日
令和7年6月20日(金曜日)

○議事日程第3号

令和7年6月25日午後3時50分開議
日程第1 議長の辞職について
日程第2 選挙第3号 議長の選挙

○本日の会議に付した事件

その他会議 議長の辞職について(許可)
に付した事
件(4)
選挙第3号 議長の選挙

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 佐藤岳郎
観光商工部長 北村幸彦

建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
庁舎整理室長 武田浩一
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
財政課長 小西正敏
.....
教 育 長 木野村寧
学校教育部長 高橋善彦
社会教育部長 伊倉直樹

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 本橋洋樹
総務議事係長 和田亮
総務議事係 平間公稀
係 山口諒

午後3時50分開議

○平賀貴幸議長 お疲れさまでございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、山田庫司郎議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 ここで申し上げます。

やがて定刻となりますが、まだ時間を要しますことから、会議時間を延長しますので御了承願います。

私は本日、永本副議長に議長辞職願を提出いたしました。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

既に、お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として2件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程についてお諮りします。

既にお手元に配付の議事日程第3号のとおり決定

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

議事日程第3号のとおり決定しました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第1、その他会議にすべき事件（4）議長の辞職についてを議題とします。

私は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席し、副議長と交代します。

[平賀貴幸議員 退場]

○永本浩子副議長 それでは、議長を交代し、議事を続行いたします。

お諮りします。

平賀議長の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、平賀議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、平賀議長の入場を求めます。

[平賀貴幸議員 入場]

○永本浩子副議長 次に、日程第2、選挙第3号議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、あらかじめ議会運営委員会で協議、決定されて……。

古都議員。

○古都宣裕議員 例年ではこのまま投票行動になると思うのですけれども、議長選挙に当たり、もし自分が議長になりたいという方がいらっしゃるのであれば、そうではなくしっかりと、どのような考えを持って議長になりたいのかという市民への公開も求めた上で、その上で投票行動に入っていただきたいと思います。

○永本浩子副議長 それでは、議運開催の必要がありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後6時15分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、お諮りいたします。

本日の議事日程であります議長の選挙ですが、先ほどの古都議員からの議事進行の発言の取り扱いに

ついて、議会運営委員会で協議いたしましたが、審査が終了しておりませんので、本日は、この程度で延会とし、6月24日に続行することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、本日は、これをもって延会といたします。

再開は、6月24日、午前10時としますから参集願います。

お疲れさまでございます。

午後6時15分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平賀貴幸

網走市議会副議長 永本浩子

署名議員 小田部 照

署名議員 山田 庫司郎

6月24日 (火曜日) 第4号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第4日
令和7年6月24日(火曜日)

○議事日程第4号

令和7年6月24日午前10時00分開議

日程第1 選挙第3号 議長の選挙

○議事日程第4号の追加及び変更

日程第2 議席の変更について

日程第3 選任第4号 議会運営委員会委員の選任

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

選挙第3号 議長の選挙 (当選決定)

その他会議 議席の変更について (決定)

に付した事

件(5)

選挙第4号 議会運営委員会委員の選任 (選任決定)

一般質問 (里見議員、古田議員、深津議員、石垣議員、村椿議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名) 澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博

企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
市民環境部次長	寺口貴広
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
総務防災課参事	阿部昌和
財政課長	小西正敏
市民活動推進課長	田中靖久
廃棄物処理広域化推進室参事	田中正幸
廃棄物処理広域化推進室参事	松井直之
健康推進課長	坂上貴幸
健康推進課参事	今野多賀子
介護福祉課長	小沼寛人

教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹
学校教育部次長	小中理司
学校教育課長	里見達也
学校教育課参事	中野敏博
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀
	山口諒

午前10時00分開議

○永本浩子副議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

○永本浩子副議長 本日の会議には次の議員から欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○永本浩子副議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、立崎聰一議員の両議員を指名いたします。

○永本浩子副議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○永本浩子副議長 日程第1、選挙第3号議長の選挙について。

先日、古都議員から発言がありました議事進行の発言の取扱いについて、議会運営委員会へ諮詢いたしました。その結果、議事進行の発言、議長選挙における所信表明については今定例会においては実施せず、今後に向けて継続検討することと決定されましたので、この議会運営委員会の決定に従い、議事を進行いたします。

ここで、選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法は、あらかじめ議会運営委員会で協議、決定されておりますとおり、投票により選挙を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、これより投票によって議長選挙を行います。

まず、議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は、15名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

異常なしと認めます。

ここで、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人1名の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから、投票を行います。

それでは、事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○岩尾弘敏事務局長 それでは、議席順に読み上げますので、議長席に向かって右手より進み、投票願います。

里見哲也議員、石垣直樹議員、古田純也議員、井戸達也議員、立崎聰一議員、古都宣裕議員、栗田政男議員、小田部照議員、松浦敏司議員、村椿敏章議員、深津晴江議員、金兵智則議員、山田庫司郎議員、平賀貴幸議員、永本浩子議員。

○永本浩子副議長 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、直ちに開票を行います。

会議規則第31条の規定により、開票立会人として小田部照議員、里見哲也議員、深津晴江議員、古田純也議員、村椿敏章議員を指名します。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数15票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票14票。

無効投票1票。

有効投票のうち、

松浦敏司議員8票。

井戸達也議員6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、松浦敏司議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○永本浩子副議長 議場におられる松浦敏司議員に対して、本席から会議規則第32条第2項の規定により、あなたが議長に当選された旨を告知します。

早速、新議長から御挨拶をお願いいたします。

○松浦敏司議員 一登壇一 御挨拶を申し上げます。

皆様方の選挙の結果、議長となりました。まさに身の引き締まる思いであります。

この間、網走市議会は大変な困難な状況に陥る中、多くの議員の皆さん之力によって、この後期の議会をどうするかという点で、党派を超え、考え方の違いを超えて、その難局を乗り切るために力を合わせてきた、大変貴重な経験を私はしたと考えています。その意味でこれからもしっかりとそのことを踏まえ

て、議会の在り方というのを進めていかなければならぬと思ております。

もとより議会は、議員一人一人それぞれ期数が1期目であろうとベテランであろうと同じ権利を持っています。しかし、長い慣習の中でそれをなかなか阻害するような取決めもあつたりいたします。これらも含めて、少数会派も含めて、どうあるべきかということを少しずつ変えていく、そういう努力もしていきたいと考えております。

私は何よりも力不足でありますから、副議長と協力して、議会を前に進めるために力を合わせていきたいと考えております。何よりもこの議会というのは、行政をしっかりと監視する、チェック機能を果たしていく、これがまさに二元代表制でありますから、その立場に立ってしっかりとその職務を遂行するために、皆さんと力を合わせていきたいと考えております。

十分皆さんに意をお伝えすることはできませんけれども、以上をもって私の就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○永本浩子副議長 それでは、松浦敏司議長、どうぞ議長席にお着き願います。

〔松浦敏司議員着席〕

○松浦敏司議長 ここで御了承いただきたいことがあります。

議長につきましては、その職務上、議長は各委員会に出席して発言できるという職責から、議長だけは常任委員会委員の辞任が認められております。議会の同意を得て辞任する取扱いをしておりますので、今回もその前例によりまして文教民生委員会を辞任する取扱いにしたいと存じますので、議員各位の御了承をお願いいたします。

ここで、会派代表者会議、議会運営委員会を開催するため、休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから、御承知願います。

午前10時19分休憩

午後1時40分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として選任1件、その他会議に付すべき事件1件の合計2件を追加しておりますので、御承知願います。

次に、議事日程の追加及び変更についてお諮りします。

既にお手元に配付の議事日程第4号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、議事日程第4号の追加及び変更のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第2、その他会議に付すべき事件（5）議席の変更についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。

お手元に配付の議席案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

それでは、議席の移動をいたしますので、ここで暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時43分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第3、選任第4号議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、早速指名したいと思います。

議会運営委員会委員に、永本浩子議員を追加選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように選任することに決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問方法ですが、質問者、理事者側、答弁者ともに、着席のまま質疑していただくことといたします。

それでは、一般質問を行います。

里見哲也議員。

○里見哲也議員 一登壇一 新しい議長になって初めてなものですから、何か不都合があつたら言ってください。

希政会の里見哲也です。今日は大きくは二つ聞き

ます。

まず一つ目、消費生活相談の状況と被害防止対策について伺います。件数や内容、それから対応方法の市民への周知、そして、次々と新しい手法が出てくる中で、相談体制と被害防止のための周知方法はどのような状況でしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 初めに、消費生活に関する相談内容と件数についてですが、昨年度、市の消費者相談室に寄せられた相談件数は179件で、令和3年度から5年度までの3か年平均との比較で20件の増で、増加傾向となっております。

主な相談内容としては、架空請求、電気契約や中古車購入時のトラブルなど、商品一般の相談が128件（71%）、副業に関することやクレジットカードや生命保険など役務の相談が41件（23%）、その他として不審な電話やメール、ロマンス詐欺などに関する相談が10件（6%）となっております。

次に、相談体制についてですが、市では網走市消費者協会に委託し、消費生活相談室を開設しております。開設は、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時となっており、相談室への訪問または電話での受付となっております。土日祝日の相談については、消費者ホットラインの188番で午前10時から午後4時まで国民生活センターで電話での相談受付を行っております。

次に、消費生活被害防止のための周知状況ですが、市広報、ホームページ、SNS、FMラジオ、啓発チラシの作成・配布で注意喚起や相談先の案内をしているほか、消費者教育出前講座により高齢者ふれあいの家や老人クラブでの被害防止啓発、毎年5月の消費者月間に網走市消費者協会と協力した市内スーパーでの街頭啓発、パネル展の開催などで周知に取り組んでいるところでございます。

○里見哲也議員 今ロマンス詐欺という話もありましたけれども、これは犯罪のほうなので警察の範囲ですけれども、テレビ等で特に詐欺ということの中で道内でもオホーツク管内でも大きな詐欺事件があったというふうに聞いていますが、警察との連携体制のあたりはどのようになっていますか。

○田邊雄三市民環境部長 特殊詐欺については、消費者相談室に来るよりは警察に直接行くことがございますので、そういったことがあったときには年に2回ぐらい警察との情報交換もしているところであります、そういったところで情報を入れていただいているという状況になります。

特殊詐欺の被害については、網走市内で被害があった特殊詐欺に関する令和6年度の警察への相談件数では14件、被害額は306万7,000円というふうに聞いております。令和7年度に入ってからは現在のところ相談件数は5件で、被害額は1,693万8,000円というふうに伺っております。

○里見哲也議員 1,000万円を超えるような金額というお話で大変心配なことでありますけれども、これは全国とつながった専用のPIO-NETというものが設置されているかと思うのですけれども、市の担当者などでもだんだん係替えて人が替わっていって、その対応は大変苦労されているのだと思うのです。

ですが、市の担当者も警察もそうですけれども、この連携体制をしっかりとつけていただきて被害の防止。消費者被害の相談室は、被害者を救えるものであれば救うという方向です。警察は犯罪者を捕まえるほうの対応なので、役割が別でありますから、一つの事件のようなものであっても、救うほうと捕まえるほうという、そういった役割分担も含めてぜひ連携を密にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 御質問中にありましたPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）ですけれども、消費者生活センターと全国の消費者相談室を結ぶものでありますし、これは国、北海道や警察等もこのような情報も活用していまして、相談員もこの情報により様々な情報、対応策について活用しているところであります。

○里見哲也議員 理解しました。ぜひ円滑なこの被害防止の行政推進をお願いします。

続いて、大きな二つ目、人口減少が進む中、広域連携を含む生活機能の確保について伺います。網走市は東オホーツク定住自立圏、つまり近隣の斜里町、清里町、小清水町、大空町の4町と網走市の1市で構成する圏域の中心都市です。

平成22年9月に中心市宣言をして以来15年が経過しますが、全市町とも人口減少が進んでいます。今年は国勢調査もあって、その数字というのはしばらく後に出てくるのでしょうかけれども、ここまでの中には少子高齢化、人口減少が進展していますが、ただし、従来の生活の機能を維持確保するためにはいろいろな課題があるのだろうと思います。

そこで小さい一つ目、まず、御近所の地域の支え合いについて伺います。町内会活動が困難になって

きて、防犯灯の市への移管につながるなどの動きがあります。これは一つ英断だと評価しますが、一方で住民同士のつながりが薄くなっていく不安もあります。この点、今後に向けて見えている課題について、何かあればお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 町内会の見えている課題についてですが、以前は多くの町内会で行われていた活動や行事がしなくてよくなったり、できなくなったりしてきている状況が増えてきております。また、少子高齢化、核家族化など、世帯構成の変化や住民意識、生活様式の変化などから、町内会への関わりや加入意識の低下、役員の高齢化と担い手不足などにより、町内会の解散にもつながっており、この3年間で9町内会が解散しております。町内会が、住民同士の地域のつながりの一つでもあり、地域福祉の土台的な役割ともなっていることから、民生委員活動、生活支援、防犯・防災活動への影響も懸念しているところでございます。

○里見哲也議員 また、同様に老人クラブ、ふれあいの家その他、地域の支え合いは、人ととのつながりを深める重要な活動だと認識しています。現状、先ほどの町内会とは別に、こういった地域の支え合いの中で、現状と市の取組の方向性をお示しください。

○結城慎二健康福祉部長 老人クラブの現状でございますが、運営補助を行った団体は、令和6年度の実績で32団体1,225人となっておりまして、5年前の令和2年度と比較しますと6団体366人の減少となっております。

高齢者の通いの場であるふれあいの家は、本年度1か所の休止がありまして、令和7年4月現在13か所で開設されております。令和4年度においてコロナ禍により減少した利用者、ボランティア数が増加に転じましたが、それ以降は減少傾向にございまして、令和6年度は延べ利用者9,808人、ボランティアは242人となっています。

また、地域住民や地域の多様な主体が参画して、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、そして地域と共にいくための一つの取組として平成29年度から実施をしている生活支援体制整備事業では、地域企業や学校の協力を得て、イベントを通じて世代間交流を図った事例など、様々な取組が増えております。

第9期介護保険事業計画策定時のアンケートにおいて、「今後どこで生活することを希望しますか」

という問い合わせに対し、「現在の住居」と回答された方が75.2%となっておりまして、高齢者は住み慣れた地域で引き続き暮らし続けたいという意向が強いものと考えております。

それを実現するためには、高齢者一人ひとりが役割を持ち、支え合う地域づくりを進めていくことが重要でございます。引き続き老人クラブへの支援、ふれあいの家をはじめとする介護予防事業と生活支援体制整備事業を推進してまいりたいと考えております。

○里見哲也議員 ありがとうございます。役割ということのお話がありました。まさしく全ての人にとって居場所とか役割というものは生きる上での活力にもつながるのだろうと考えますので、推進をよろしくお願いします。

二つ目、広域で考える都市機能について伺います。この定住自立圏で掲げる広域連携では、多くの生活の機能について挙げられていますが、総括的にこの広域で考えるということに対しての考え方と今後の方向性について改めてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 今後さらなる人口減少が進展する中、基礎自治体が従来どおりに単独で都市機能や生活機能を維持することは困難になるものと予測されています。現在、斜里町、清里町、小清水町、大空町と共に東オホツク定住自立圏の枠組みにおいて、生活機能、結びつきやネットワーク、圏域マネジメントの機能の三つの視点から、医療、福祉、環境、ごみの中間処理、観光、公共交通など、共用する分野ごとに連携体を構築し取組を展開しておりますが、今後はさらに自治体に限らず、多様な主体による広域連携や、事務の共同処理といった連携の深化により、スケールメリットを生かした、より効率的で効果的な行政運営が求められるものと認識しております。

○里見哲也議員 今、お話もありました、この機能の一つであるごみです。今はごみの中間処理に関しては別途話が進んでいるものもあるのであまり詳細には伺いませんけれども、この定住自立圏、先ほどから出ている1市4町に加えて、このごみの中間処理の件については美幌町も加わって1市5町というふうに連携が広がっている状態かと考えます。この広がっていくことの考え方について、今後の展開を含めてお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 ごみの中間処理の広域の考え方、今後の展開についてですが、ごみの広域化

処理については、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を検討していくことが必要との考え方から、ごみの広域化計画について、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての国の方針に基づき、北海道では、ごみ処理の広域化計画の策定と広域化ブロック割による関係市町村でのごみ処理広域化の検討をすることとなりました。

斜網地区では、平成9年に斜網ブロックとして網走市、斜里町、小清水町、東藻琴村、常呂町、清里町、美幌町、女満別町、津別町の9市町村が広域化検討の市町村と位置づけられました。この中で、津別町は令和3年度から可燃物の処理を北見市で行うこととなり、市町村合併や定住自立圏での広域処理による関係市町村の減少をへて、現在は1市5町で広域中間処理の検討を進めているところです。

オホーツク管内の広域化の取組では、平成15年から北見地区の1市3町、平成14年から遠軽地区広域組合の3町、平成24年から西紋別地区環境衛生施設組合の1市3町1村に集約されております。

管内にも斜網地区のみ広域化が遅れている状況ではありました、令和2年以降、網走市、斜里町、小清水町、清里町、大空町で施設の老朽化や処分場の逼迫等の課題への対応が同時期となっていたことから広域化の議論が加速し、現在、令和13年10月から令和14年7月の広域による中間処理の供用開始に向けて取り組んでいるところでございます。

また、6月20日の第4回中間処理施設候補地評価委員会で、評価する土地の順位付けが行われ、1位は美幌町報徳、2位は網走市字二見ケ岡、大空町東藻琴末広、4位は清里町字江南に決定いたしました。評価委員会の結果を受け、6月27日に開催される斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会で、建設候補地の選定及び中間処理方式の選定が行われることとなっております。

○里見哲也議員 わかりました。今、お話がありました北見の方面とか遠軽の方面とか西紋別ということで、この斜網地区が全体の中では遅れながらというお話をだったかと思うのですけれども、今進行中ということですから、ぜひ円滑な推進をお願いしたいと思います。

続いて、先ほどの課題の中に医療の話がありました。先日、札幌医大の先生による地域医療に関するフォーラムがありました。病院は、民間企業ではありますが、広域の住民にとって大変重要な都市機能

であると考えています。ここの点について、地域連携の状況について伺います。

○結城慎二健康福祉部長 医療連携の状況についてでございますが、近隣4町とはこれまで救急医療、周産期医療、脳神経外科などについて連携を図っております。具体的には、地域センター病院や周産期母子医療センターとしての役割を持つ網走厚生病院に対し、医師確保や必要な医療提供体制の維持・確保を目的とした支援を行うとともに、1市4町網走地区及び斜里地区消防組合、網走医師会が協定を締結し、斜網地域における適正な救急医療体制の確保に努めています。

また、昨年10月、斜網地域の医療機関や行政による情報共有と意見交換の機会を創出し、地域における安定した医療提供体制を構築する対応策を検討することを目的に、網走厚生病院を事務局とした斜網地区医療連絡会議が設置されました。この会議は今後定期的に開催されることとなっておりますので、様々な課題について意見交換及び情報共有を行う中で、行政や医療機関の必要な連携を深めてまいりたいと考えております。

○里見哲也議員 私は斜里にも長く住んでいたこともあります、やはり病院に関しては、網走の病院ですか北見の病院というふうに、小さな村町ではなかなか病院で十分な医療が受けられない可能性もある中では、ぜひこれからも人口減少が進む中においても、しっかりと連携体制をつくっていただきたいなと個人的にも希望します。

続いて三つ目、人口についてですけれども、網走からの流出防止と流入の促進など、多くの観点はあると思うのですが、市外からの移住者を含め、安心して住める町網走として、簡単なところの説明だけでもよろしいのですが、市の取組について現状と今後の方向性を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 安全・安心なまちづくりには、災害の少ない気候に加え、医療、防災、公共交通、インフラなどの充実とともに、人と人の結びつき、支え合い、生きがい、賑わいといったソフト面での充実も欠かせないことから、各分野で様々な施策に取り組んでいるところです。

現在、移住サイトのリニューアルに取り組んでおりますが、これまでの医療、暮らしといった情報の充実に加え、本市には町内会、スポーツ、文化、芸術、サークル活動といった多くのコミュニティがありますので、移住後間もない方も念頭に、こうした

網走の暮らしの情報をお届けし、移住された方も生きがいを持って安心して暮らせるよう努めてまいります。

○里見哲也議員 ありがとうございます。私自身も移住ってきて網走にいるというような関係もあって、こういった取組として、今お話のあった移住サイトのリニューアルということでしたが、どこに相談したらいいのかなどということの入り口についても、ぜひわかりやすいものを進めていただきたいなと希望します。

今日お話を伺ったのは、私にとっては転勤族だったこと也有って、この市町の境界線というのは、地図上の行政区分ではありますけれども、人々の暮らしの境界線ではないと思っています。住民にとっては、隣町の職場やスーパー、病院は日常生活の一部です。行政もまたその生活に寄り添っていただき、目指す内容によってはということはありますが、市町の壁を越えた支え合いの仕組みを育てていくべきと考えています。

網走市が地域の中心都市として、連携による共助の仕組みの旗を振る存在であることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時08分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古田純也議員。

○古田純也議員 一登壇一 研政会の古田でございます。通告書に従い質問させていただきます。

網走市が活力ある地域社会を維持し発展を続けるためには、人口減少に真正面から向き合い、長期的な視点で戦略的な施策を講じることが不可欠だと思います。そこで質問させていただきます。網走市では、定住移住促進のための施策が進められていますが、過去 5 年間で網走市に移住された方々の主な理由や目的について、どのような傾向が見られるのかお聞かせください。

○秋葉孝博企画総務部長 移住に関する統計的なデータはございませんが、令和 6 年度の転入者は 1,543 名です。このうち 14 歳までが 107 名で 6.9%、15 歳以上 65 歳未満が 1,409 名で 91.1%、65 歳以上が 30 名で 2 % となっております。生産年齢人口が最も

多いことから、転入の主な理由は転勤、転職によるものと考えられます。また、18 歳が 134 名で 8.9% と高く、農大才ホーツクキャンパスの入学生がいる本市の特徴が見られています。なお、この傾向は過去 5 年間も同様となっております。

○古田純也議員 セカンドライフ、いわゆる 60 歳を過ぎて網走に移住し余暇を楽しむという方がまだ少ないのかなというふうなデータを感じました。転勤で入ってくる人はしようがないのですけれども、いろいろと今後もまたこの移住定住された方々が実際に網走に定着された満足度を市としてどのように把握をされているのか、データがあれば御説明ください。

○秋葉孝博企画総務部長 移住者の定着率につきましては、統計的なデータや統一基準がないことから、本市の状況をお示しすることはできませんが、近年、就業のため本市に移住された方にお話を伺った限りでは、「物価が都市部と変わらない」「生活インフラが整っていて不便はない」「買い物や通勤など移動に要する時間が短い」「女満別空港があり帰省には便利」「釣りやドライブなど、オフがとても充実している」。こうした御意見を頂きました。

○古田純也議員 都市部とそんなに変わりがないという御意見、また、空港がある強みというの非常に今後も期待したい部分だと思います。

続いて、移住支援制度や定住自立圏構想の取組が、移住者の増加や地域活性化にどのような影響を与えているかについてもお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 人口減少が進展する中、基礎自治体が従来どおり単独で都市機能や生活機能を維持することは困難になると予測される中、東才ホーツク定住自立圏の枠組みでは、二次救急医療機関への高度医療機器の導入、救急医療や周産期医療の維持、女満別空港の利用促進や観光周遊ルートなど広域観光の推進、JR 北海道問題をはじめとする地域公共交通の維持・確保などの取組、さらに、美幌町も参加した中でごみの中間処理の整備に取り組んでいるところです。

移住支援や定住自立圏の取組による移住者の増加や地域活性化の成果について具体的な数字でお示しすることは困難でございますが、様々な連携による持続可能な地域づくりを進めることは、地域の活性化につながるものと考えております。

○古田純也議員 高度医療、女満別空港、ごみの関係などでやはり持続可能なまちづくりに向けた施策

を期待したいところでございます。

また、今お示しがありましたけれども、新たに検討している施策改善点がございましたらお伺いしたいです。

○秋葉孝博企画総務部長 移住や交流人口、関係人口の創出に関しましては、網走での暮らしを体験していただくお試し暮らし、市外の方も網走をPRしていくあわせり応援人、都市部の方に地域活動を担っていただく地域おこし協力隊等、インターなどに取り組んでいるところでございます。

本年度は、こうした取組に加えまして、移住をお考えの方に網走での暮らしをよりわかりやすく、知りたい情報をお伝えできるよう、公式サイト移住ページのリニューアルに取り組むとともに、LINE広告を活用したPRのほか、東京都で開催される移住フェアや移住希望者との交流会への参加を予定しております。また、この際には、昨年インターとして網走で活動された首都圏の学生とも関係を深めたいと考えております。

○古田純也議員 人口減少を食い止めるには、短期的な施策にとどまらず地域全体で持続可能な成長を目指すことが重要だと思います。今こそ市民、行政、企業が一体となり、次世代へ希望をつなぐまちづくりを進めるべきだと思います。

今後も網走の未来のために積極的な取組を期待し、私からの質問を終わりにします。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時19分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

深津議員。

○深津晴江議員 一登壇一 民主市民ネットの深津晴江でございます。通告に従い質問させていただきます。

初めに、新庁舎における防災計画等についてです。令和7年2月25日に新庁舎が開庁し、新庁舎の開庁を記念し、様々な事業が開催されています。その一つとして、6月28日開催の記念事業のみんなの広場には、防災コーナーが予定されていることは承知しております。その計画の目的と内容についてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 開庁記念行事、防災コーナーについてですが、市民の皆様に新庁舎の

防災機能を体験していただくこと、また、職員の一時避難場所の開設手順、課題の把握などを目的としております。

防災コーナーの企画・立案に当たりましては、近隣町内会の皆様とも意見交換をしており、「避難動線の確認」「止水板の取りつけ体験」などの御意見を頂いており、こうした意見も踏まえまして、実施内容は、議場の一時避難場所としての開設、避難動線の確認、ダンボールベッドやプライベートテントの組立て、止水シートの設置、非常食の飲食体験のほか、止水板、マンホールトイレ、レスキューベンチ、防災グッズの展示や、電気自動車の活用、はしご車の体験などを予定しております。

また、体験ツアー方式での実施に加えまして、防災クイズコーナーの設置など、自由に御覧いただける取組も考えておりますので、御近所にお住まいの皆様をはじめ、多くの市民の皆様に御参加いただければと考えております。

○深津晴江議員 とても盛りだくさんの企画で、市民の皆様も今まで様々な事業にお越しいただきお楽しみいただいているかと思いますし、28日の行事に参加され、様々な体験をしていただけるものと楽しみしております。

新庁舎は、今お話しいただいたとおり防災拠点としての機能を有し、この5階の議場は災害発生時に周辺住民の一時避難スペースとして活用できることは市民に周知されているところかと思います。

そのため、新庁舎となり、網走市地域防災計画、津波避難計画、災害時業務継続計画の修正または追加が必要であるかと考えますが、その進捗状況の現状をお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 現在、能登半島地震を踏まえた、国の防災基本計画及び各種の制度改正並びに北海道の地域防災計画の修正に伴い、本市地域防災計画の見直し作業を進めているところであります。この見直しに併せ、災害時・業務継続計画の修正にも取り組んでまいります。

新庁舎の開設に伴う地域防災計画等の修正は、庁舎の機能強化などによる修正が主な内容となります。耐震基準の1.5倍の強度に加え、非常用発電機や貯水槽及び汚水貯留槽により、外部からの燃料供給なしに72時間の業務継続が可能となったことは、地域防災レジリエンスの向上に大きく貢献するものと考えております。

○深津晴江議員 この新庁舎になっての計画の修

正・追加は、結果的にはこれからというところで捉えてよろしいでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 今冒頭で申し上げた能登半島地震を踏まえての防災計画の見直しというのが国、道も含めて行われております、これを踏まえて地域防災計画の見直しが行われます。

庁舎の位置につきましては、それほど防災計画上どうのこうのという計画自体はあまりございません。ただ、機能的には一時近隣の住民の皆さんのが集まるということがありますので、防災計画というよりはその体制としてどのようにお迎えをして対応するかというところが必要になるということで、全体的な地域防災計画あるいは業務継続計画については大きな変更にはならないものと認識しております。

○深津晴江議員 おっしゃるとおりだというふうに思います。なぜかといいますと、例えば暴風雪や台風などというのは天気図によって予測される災害もありますが、地震などの災害はいつ起こるかわかりません。のために日頃からの備えが重要なことは十分に御理解いただいているものと思います。

新庁舎は一時避難所になっていますが、市民の方からは、市民をどのように受け入れてくれるのだろうか、例えば車椅子の方など体に障がいがある方は5階まで行けるのだろうか。お話によりますと職員が車いすを持って5階まで行くというようなお話を聞いた市民もいるというふうに、直接市民から聞いております。

また、そういう点でも不安に思っている市民も多くいらっしゃいますので、この新庁舎の一時避難スペースとしての災害本部の設置ですか職員の役割分担など、どのような想定をしているのだろうかと疑問を持つ市民も多数いらっしゃいます。このような市民の不安を払拭し、安心して一時避難場所として活用できるよう準備することが重要だと考えております。

そこで、新庁舎を活用して、防災計画というのは先ほどお話部長からお示しいただいたとおりかと思いますが、昼間の平日あるいは土日祝日あるいは夜間など、災害の内容や規模など、その時々の状況によって職員の皆様の動きは違うものと考えられますが、その点についてどのような計画になっているのか、そしてやはり計画を実行性のあるものにするためにもシミュレーション（模擬訓練）が重要と考えますが、その実施の見通しについて併せてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 地域防災計画におきましては、災害の規模や特性に加え、勤務時、休日、退院後、それぞれの状況に応じて職員の伝達、動員、配備、活動などが定められております。

先ほどお話がありました6月28日に開催します防災コーナーにおきまして、実際にこの場所で一時避難場所としての開設手順や課題を把握してまいりますので、これを踏まえた上で今後の訓練の内容や地域防災計画の見直しの必要性について検討してまいります。

○深津晴江議員 それでは、28日の今おっしゃったところの開設手順などを見直して、それを基に実際にどうするかというところを修正なり追加なりしていくというお考えということでおよろしいでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 そのとおりでございます。実際にここをフラットにするのにどれくらいの時間がかかるかと、あと今議員もお話になった72時間電気は使えますということが市民の皆さんに伝わっていないのかなというようなことも今感じていますので、どのようなPRをしたらいいか。停電にはなりませんので、エレベーターは使えるという考えです。仮にそうしたものが故障すれば、やはり人で上げるとか、その場合ですと実際には3階もありますので5階まで上げる必要もないで、会議室を転用するとかいろいろな考え方ができるかと思います。こうしたイベントを通じて、どういう対応が適切なのか、課題がたくさんあると思いますので、そういうことを整理していきたいと思います。

○深津晴江議員 理解いたしました。実際にやってみていろいろ不具合ですかそういうところを直していく、あるいは、今おっしゃったとおり72時間電源が使えるというところのPRをしていくということでお、やはり市民の皆様が安心して防災拠点として利用する、もし何かのときにはここに来たらこうなるというところをお示しいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

蛇足なのですが、教育現場でシミュレーションの企画、実施をしてきました私としては、その実施に大変な労力を必要とするということは理解しているつもりです。今も釧路沖などの千島海溝沖地震が強く懸念されている状況にもあります。

釧路で大災害が起きたことを想定し、負傷者などをヘリコプターや救急車で北見や網走などの病院へ搬送するシミュレーションを広域で実施されているということも、今年になってから私としては把握し

ました。

担当部署でも様々な研鑽を積まれているものと思いますが、このたび北見赤十字病院のDMA Tの医師からお誘いいただき、今議会終了後、日本災害医学会の教育コースに参加してまいります。発災直後から避難所での活動など、災害対応向上に資する研修です。先ほどもお話をありましたが、地域全体で防災力やレジリエンスを高めることにつながればというふうに考えております。今回はお誘いさせていただきましたが、イベントと重なるということでしたので、ぜひこのような広域でのそういうシミュレーション訓練などにも参加されてみてはいかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 今議員がおっしゃった企画については私は存じておりませんけれども、北見日赤の根本先生には網走の防災イベントのときには講師として来ていただいておりまして、今年もお願いしております。

それから、北見市で開催される、冬期間の電源がない状況で避難としてどうなるかという訓練がありますが、これにつきましては私どもの防災担当職員が例年参加をしております。

そのほかでは、今定住自立圏の中のそれぞれの地域で、実際にどういう災害が起きた場合にどこに支援物資を運ぶのかとか、そういったことを担当者が集まって意見交換をしているところです。

日程等もありますので、そうしたものがあればなるべく担当職員に限らず参加していきたいと思います。

○深津晴江議員 行政、医療、消防など、様々な機関との連携というのは多分十分に御理解いただいているものと思いますので、広域の訓練は本当に重要なと思いますので、ぜひ前に進めていただければと思います。それでは、次に移ります。

次は、学校給食についてです。先日、福岡市の学校給食をめぐり、おかげが唐揚げ1個の献立の写真がS N Sで拡散し、改善を求める意見などが相次ぎました。教育委員会によりますと、意見が相次いた給食は唐揚げが2個分ほどの大きさになっていて、そうかなと思うのですが、副菜のみそ汁には通常よりも野菜を多く入れていたため栄養面では問題ないとしていましたが、今後見栄えなどの充実を目指すとしています。

また、国レベルにおいても給食無償化が検討されております。既に網走市は学校等の給食無償化を実

施しています。お米を含めた昨今の物価高の中、現場の栄養教諭、栄養士、調理員の皆様は大変御苦労されていることと存じます。

そこで、食材、料、満足度など、物価高の影響についての認識をお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 物価高による学校給食への影響でございますが、当市における学校給食につきましては、御承知のとおり令和5年度より無償化を実施し、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

一方、長引く物価高騰の影響により、食材につきましても米をはじめとする主食、牛乳など多くの食品が値上がりしている状況であり、令和4年度から毎年度1食当たりの給食単価の引上げをしながら、これまでどおりの栄養価や品数、量を保った学校給食を提供しているところでございます。

学校給食における量や満足度につきましては、市教委が児童生徒を対象に実施しました直近のアンケート調査結果では、給食の量については「ちょうどよい」との回答が全体の半数を占めておりまして、逆に「少ない」「時々少ない」との回答は15%ほどございました。また、満足度という点では「給食はとてもおいしい」「まあまあおいしい」との回答が約8割となってございますので、児童生徒の満足度というところは高いものと認識をしてございます。

○深津晴江議員 それでは、昨今の物価高の影響は様々な工夫により問題はないという認識だということで捉えてよろしいでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 先ほども委員のお示ししたとおり栄養教諭や栄養士、現場の努力というところもありますし、1食当たりの給食単価を上げてきているところもございますので、現在その物価高騰に対しての影響は大きいものではないというふうに考えております。

○深津晴江議員 とても安心しました。満足度が高いというところでは、異動していらっしゃる先生たちからも網走市の学校の給食はおいしいという評判は聞いておりますので、そういう意味でも満足度は高いものと思っております。

それでは次に、食事が児童生徒の成長や発達に与える影響は、様々な研究で明らかにされています。栄養面を意識した食事を提供することが重要だと考えています。

食事のみが原因、要因だとはいえないことも理解しておりますが、網走市において特別な支援を必要

としている児童生徒の人数とその推移についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 当市的小中学校における特別な支援を要する児童生徒の人数でございますが、特別支援学級に在籍している児童生徒数で申し上げますと、本年度の5月1日現在では小学校で109人、中学校で55人となってございます。

人数の推移につきましては、年度によってやや増減がございますが、全体の児童生徒数が右肩下がりで減少傾向にある中で、おおむね横ばいで推移している状況でございます。

○深津晴江議員 全体的に子供の数が減っていますので、その中でも割合としては横ばいだという認識と捉えてよろしいでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 そのとおりでございます。

○深津晴江議員 わかりました。

それでは、児童生徒さんの生活状況、例えば疲労の状況ですか、あるいは不眠、これもコロナの影響も多々あるかもしれません、免疫力、集中力、便秘等というところの生活の状況と、あと新型栄養失調についてというところが今キーワードとして挙がってくるかと思うのですが、その認識についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 児童生徒の生活状況につきましては、各学校において保護者から提出を頂く児童生徒調査票などにより、子供の健康状態や家庭環境など個別の状況把握を行いながら、毎日の学校生活において様子を確認してございます。

新型栄養失調についてでございますが、従来の栄養失調が、食事が取れない、カロリーの不足により痩せ細った状態を指すのに対して、現代におけるこの新型栄養失調は、食事は3食取っているのに栄養バランスが偏っている状態などを指し、心身に不調をきたすもので、子供に限らず全ての年代において起こり得るものであるという認識をしてございます。

○深津晴江議員 生活状況を把握されているということについては今の御説明でわかりましたが、実際に児童生徒の状況が、例えば今タブレットなどを使ってSNSを利用するなどして結構夜型の生活で眠れていなくて朝起きるのがつらいですとか、あるいは集中力が不足しているようなお子さんも増えているというような統計なども出ていますが、網走市としてはどのような傾向にあるというふうに把握されているのか、お示しください。

○高橋善彦学校教育部長 お尋ねの児童生徒の睡眠

などの詳しい資料というのは今持ち合わせてはございませんけれども、各学校においては当然登校してから子供の様子をしっかりと見取りながら、その状況の確認ですか、必要であれば養護教諭がいろいろと子供たちの状況の確認ですかをしておりますので、登校後の対応に関してはその学校の中で適正に行われているという状況でございます。

○深津晴江議員 適切に対応していただいているものと私も十分に思っておりますが、何をいいたいかといいますと、先ほど御説明いただいたとおり、新型栄養失調でミネラル不足というのが今の子供たち、これは大人もそうなのですがいわれております、それが例えれば情緒の安定や集中力の欠如などにも影響しているというところでいわれているところなのです。

ですので、網走市の集中力ですか児童生徒のそういう状況がどうなのか、もちろん個別性というはあるものというふうには理解しておりますが、先生たちがいろいろな経験の中から、最近増えているとか、あるいは網走市は落ち着いているとか、いろいろな感想なりをお持ちになってくるかなというふうに思うのですが、その点についてもし把握されていることがありましたらお示しいただければというふうに思います。

○高橋善彦学校教育部長 特別な支援を要する児童生徒たちの状況といった側面で考えれば、なかなか明確な部分として把握できているものはないのではないかというふうに考えてございます。ただ、現状としましては先ほどもお答えしましたとおり特別な支援を要する児童生徒に関しては横ばいという状況ではございますので、こういったところや生活習慣というところが要因なのかどうなのかというところも含めて、それぞれ研究等はありますけれども、考えていかなければならぬ部分ではあるというような認識はしてございます。

○深津晴江議員 ありがとうございます。一概には確かにイコールにはなっていないかとは思うのですが、人間の体は食べ物でできているといつても過言ではなく、これについては共通理解していただけるものと思っております。

食べるものによっては心身の健康状態は大きな影響を受けています。例えば食品添加物などの悪影響は既に周知のとおりでして、網走の学校給食では、だしをしっかりと取った上で食材にも十二分に留意されていることは把握しておりますが、今回は調味

料について確認したいというふうに思います。学校給食で使用している調味料、塩、みそ、しょうゆ、油の原材料の実態についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 当市の学校給食の調理において使用している調味料についてでございますが、食材と同様に調味料につきましても産地や製造元、原材料などに配慮した商品を手配し、使用しているところでございます。

特に調味料のうちみそとしょうゆにつきましては、市内業者で製造されたものを、油につきましては学校給食会が取り扱う米油などを使用している状況でございます。

○深津晴江議員 塩についてはいかがでしょうか。どのような塩を使われているか把握なさっているでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 国産の塩でございます。

○深津晴江議員 国産だと思います。お伺いしたいのが、天然の塩なのか、あるいは精製塩なのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後 2 時46分休憩

午後 2 時47分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

深津議員の質疑に対する答弁から。

学校教育部長。

○高橋善彦学校教育部長 申し訳ございません。

学校給食で使用されている塩につきましては精製塩で、天然塩という形のものではございません。

○深津晴江議員 精製塩を使っているのは全ての給食でというところでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 調理場は六つございますので、調味料などによってはそれぞれ調達先が異なる部分はございますけれども、おおむね市場に出回っているものが使われているという認識をしてございます。

○深津晴江議員 特定の食材や栄養素が子供の発達や行動に影響を与えるということは研究でいわれていますし、精製塩は化学物質になってきますので極力使わず、やはり天然塩を使ったほうがいいというふうにいわれています。

先ほどもお話ししたとおり例えば特別な支援を必要としている子供が全て食品の影響であるとは私も全く思っておりませんが、家庭教育ももちろん、家庭での食事ももちろん大事で、そこはそこでしっか

りと進めていく必要があるかと思うのです。

取りあえずは学校で使っているものについては、今全て学校給食は無償化で、網走市がお金を払っている状況がありますので、多少の上乗せをすれば多分その天然塩を使うというところは可能になってくるかというふうに思います。

適切な栄養素、天然塩を使った場合には、集中力や学習能力、情緒の安定も向上するというようなことも期待されています。

例えば先ほどお話しした特別な支援を必要としているお子さんについては横ばいだということですが、不登校の児童生徒が増加しているということもありまして、この課題に対して絶対的な解決策は見当たらないというふうに私も思っております。しかし、網走の子供たちのために、効果が期待できることを始めてみるというところは重要だというふうに考えます。

そこで、全ての児童生徒が穏やかな生活を送り、生きる力を育むために、また、不登校の予防などのためにも、天然の素材だけで作られている調味料を使用してみてはいかがでしょうか。その見解についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 議員のお示しのとおり、成長期にある児童生徒の健やかな成長のため、食に関する正しい知識の習得や、必要な栄養素をバランスよく摂取することなど、食育の推進において学校給食が果たす役割は極めて大きいものと考えてございます。

食品添加物を使用していない天然素材の調味料の使用という御提案でございますが、現在、給食調理に使用している調味料は、そもそも健康への安全性が確認をされているものだと考えてございます。

食品添加物の安全性は、人の健康に与える影響を食品安全委員会が科学的に評価し、健康を損なうおそれのない範囲に限って消費者庁が食品添加物を使用できる食品や、その最大量等の使用基準を設定し、使用を認めているといったところでございます。

このような国や取組の下、食品添加物の安全は担保されており、一般的に流通している食品についても、身体への悪影響を気にする必要はないといわれております。

このようなことから、天然素材で使われた調味料を活用していくという考えはございませんが、学校給食が子供たちにとって心身の安定が図られるよう、引き続き献立構成や栄養価、量を確保し、安全・安

心でおいしい学校給食の提供に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○深津晴江議員 天然素材で作られる調味料は今ところは使う予定はないというような御答弁だったなというふうに思いますが、皆さんのお宅で使っている塩はどんな感じなのかなと思います。ぜひ天然塩と精製塩とを比べてみてください。味は断然違います。子供の味覚というのは大変鋭いです。やはりおいしいものはおいしいというところです。

先ほどの部長からの御答弁にあったとおり、食育の一環にもなっていきますので、食材に本当にいろいろ気を使っていらっしゃると思うのですが、それを調味料である意味不十分になるのはとても残念なことだというふうに考えますので、まず御自身の御家庭で精製塩ではなく天然の塩を使ってみる。

あと、本当にしようゆ、みそに関しても市内の業者の製品を使っていらっしゃるということはわかりましたが、それもいろいろな添加物などがないのかどうかというところで、より素材だけのものを使うような努力と、それを市民に見せる、子供に伝えていくということは重要なことかと思いますので、ぜひ今後も検討していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 先ほども申し上げましたとおり、食品添加物につきましては、消費者庁で定められている部分もございますけれども、食品添加物が入ることによりまして微生物の繁殖を抑えるですとか、食中毒のリスクを減らすといった役割もございますので、消費者庁の取扱いなどが変わらない限りは、ここについて教育委員会として学校給食の部分で天然素材を使った調味料を入れていくという考え方方は今のところございません。

○深津晴江議員 これをY o u T u b eで見てくださっている市民も多くいらっしゃいますが、子育て世代の方、あるいはがっかりされている市民もいらっしゃるというところは理解していただければというふうに思います。まずはぜひ御自身で確認していただければというふうに思います。精製塩と天然塩ではミネラルなどの成分が全く違うというところがあります。

なので、ぜひこの課題については今後も引き続き私としては進めてまいりたいと思います。やはり未來の網走を担う子供たちのためというところがありますので、ぜひそれについてはいろいろな見解をお示しいただければというふうに思います。

○松浦敏司議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後3時5分といたします。

午後2時55分休憩

午後3時05分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

深津議員の質問から。

深津議員。

○深津晴江議員 先ほどの学校給食の調理料のことなのですが、既に近隣で天然のものを使われ始めているところが複数出てきております。全国的にもそうなのですが、もちろん北海道でも使われ始めているところがあります。網走市は、学校給食の無償化、医療費無償化によって、子育てしやすい町だというふうに少し印象付けられてきておりますので、ここで学校給食の調味料の天然化を図れば、さらに子育て支援にもすごくつながると思っておりますので、ここはぜひ前向きに検討していただければと思います。多分お金はそれほどかからないものだというふうに思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなというふうに考えております。それでは、次に行きます。

喫煙者が多い中、心苦しく感じる課題ではありますが、市民の健康を守るために医療費の削減のために、私は意を決して質問させていただきたいと思います。網走市の喫煙率（男女別、年齢別）とその推移についてお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 喫煙率と推移についてでありますが、40歳から74歳を対象とする市の国保特定健診受診者における過去3年間の喫煙率の推移は、男性では令和3年度が28.6%、令和4年度は24.9%、令和5年度は26.8%となっております。女性では、令和3年度が11.7%、令和4年度は12.9%、令和5年度は12.5%となっており、男女ともに横ばいとなっております。

一方、20歳代から30歳代が多い乳幼児健診時の親の喫煙率は、母親が令和3年度が12.9%、令和4年度が11.2%、令和5年度が11.6%でほぼ横ばい、父親は令和3年度は43.5%、令和4年度が42.6%、令和5年度が41.9%で減少傾向にあります。

○深津晴江議員 全体的には横ばいなのかなというふうには捉えますが、ただ、今の御答弁で驚いたのが、パパ世代が約半数近く喫煙しているというとこ

ろで、大変網走市の健康課題の一つになってくるかなというふうに思います。どうしてかは多分御理解いただけるものかと思いますが、これについては後ほどまた議論させてもらえたたらと思います。

それでは、2021年に北海道で新たにがんと診断された患者は、前年と比較して3.5%増加し、47都道府県の中で4番目に高く、道内のがんにかかる人の割合が依然高い状況が続いております。

部位別では、道内の男性は肺が一番多く、女性も乳房、大腸に次いで3番目でした。国立がん研究センターの松田センター長は「罹患率が高い北海道は、特に肺がんは長年の喫煙率の高さが関連していると思われる」とコメントしています。肺がんと喫煙の関連は今まで多くの報告がなされております。

そこで、網走市における、がん、特に肺がんの受療（罹患率でも構いません）及び死亡数の現状とその推移について伺います。

○永森浩子健康福祉部参事監 網走市における肺がんの受療についてありますが、令和6年度の国民健康保険の外来・入院を合わせた疾病別医療費分析では、肺がんが占める割合は2.6%で、糖尿病、関節疾患、慢性腎臓病、統合失調症、高血圧症に続く6番目となっております。

また、令和6年度の国保のレセプト件数では、肺がんによる入院は、男性24件、女性は7件となり、外来受診は男性が107件、女性は27件となっており、いずれも50歳以上の方が受療しています。このことから、比較的年齢が高く、かつ男性の診療数が多いことがわかっています。

また、死亡数についてですが、網走市の平成25年から令和4年の10年間における肺がんによる男女を合わせた死者数は274人で、死因の第2位となっております。

また、全国を100とした標準化死亡比は、北海道が121.5、網走市では114.4であり、北海道と比べると低いものの、全国を上回っております。

○深津晴江議員 確実に肺がんで死亡されているということが明らかになったかというふうに思います。

それでは、過去においても受動喫煙については質問された議員がいらっしゃいますが、受動喫煙と三次喫煙についての認識をお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 受動喫煙と三次喫煙に対する認識についてありますが、受動喫煙は、喫煙者が吸い込んで吐かれた煙やたばこから立ち上る煙を周りの人が吸い込むことで、ニコチンやター

ル、発がん物質などが、たばこを吸っていない人の健康にも悪影響を及ぼすおそれのあることと認識しております。

2020年4月の改正健康増進法の施行により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わっています。

また、三次喫煙は、たばこの煙そのものに曝露される受動喫煙とは異なり、たばこの火が消された後も残留する化学物質を吸入することと認識しております。たばこを吸った後、煙が消えた後も衣服やソファ、カーペット、カーテンなどに付着した煙の成分が反応、再放散し発生すると考えられています。このことから、部屋で過ごす時間が長い乳幼児などでは三次喫煙による影響が懸念されています。

ただし、厚生労働省や北海道のホームページによると、「三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません」との記載があり、明確な影響についてはわかつていないと考えます。

○深津晴江議員 わかりました。

それでは、新しい概念だというふうにいわれている三次喫煙に対する市民の理解度に対して、これはもちろん調べていないということは理解しておりますが、その理解度についてどのような認識をお持ちかお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 三次喫煙の市民の理解度に対する認識についてですが、市民に対する調査は実施していないため、その理解度は把握しておりませんが、厚生労働省ホームページ内に掲載のある資料によると、五つの健康保険組合の被保険者を対象にWebによるアンケート調査を実施したところ、三次喫煙の認知度は24.9%だったことから、一般的な理解度はあまり高くないものと思われます。

○深津晴江議員 厚生労働省のホームページでは24.9%ということでしたが、高くないものという今のご認識の御説明がありましたけれども、高くないというよりは、ほぼ認識されていないかなというのが私の実感です。いろいろな方たちに三次喫煙は聞いたことがありますかと聞いても、「初めて聞きます」とか「それは何ですか」とか、そういう反応が大多数かと私は認識しておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 24.9%が高いのか低いのかというところで、どちらも取れるかなという

ふうには思うのですけれども、意外に知っているのだなというふうに私も思ったぐらいで、この辺りでは知っている方はもっと少ないのでないかなというふうに思っています。

○深津晴江議員 わかりました。24.9%が高いか低いかというのは多分それぞれの価値観とか思いというはあるのかなというふうに思います。

それでは、禁煙、分煙への意識が高まっている昨今、この三次喫煙による健康被害への懸念が高まっているのも間違いないかなというふうに考えております。

市民からも、望まない受動喫煙をして1か月以上咳が止まらなくなり苦しい状況が続いているというような訴えも度々聞かれ、1か月かどうかは別にしても、そういうやはり望まない受動喫煙というところ。ただ、三次喫煙についての認識は低いので、あまり影響としては感じていないのかなというふうに考えますが、そういう訴えもあります。

望まない受動喫煙や三次喫煙を防ぐためには、非喫煙者がたばこの煙にさらされる機会を極力減らすべく、喫煙者と非喫煙者の知識と意識の向上が不可欠だと考えます。受動喫煙はもちろんですが、三次喫煙に対してはさらに理解を促進していく、対策を周知していく必要があるかと思いますが、その見解についてお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 三次喫煙、受動喫煙の理解促進と周知対策についてありますが、2020年から市ホームページに「受動喫煙の防止について」や「こどもへの受動喫煙の影響について」を掲載し、受動喫煙防止に対する取組や法律上の義務、受動喫煙による影響などを周知しております。

三次喫煙については、概念としては確立されており、厚生労働省や北海道もホームページにおいて情報提供を行っております。しかし、厚生労働省の生活習慣病予防のための健康情報サイトにおいて、識者の見解として、「新しい概念であり、研究が少なく、健康影響についてもまだ明らかではない」とされておりるので、今後の研究の動向を注視とともに、適切な情報を周知してまいります。

○深津晴江議員 先ほどのパパ世代の方たちの喫煙率を考えたときに、三次喫煙も含めて、曝露されている子供たちが半分近くいるという現実を考えた場合に、少しでも予防できるものは予防していく視点が私は必要かと思います。もし全く問題がないと今後厚生労働省が発表したときには、それはそれで解

禁してもいいのかなというふうに思うのですが、ただ、今の喫煙の状況、受動喫煙の悪影響を考えた場合には、決して三次喫煙も問題はないでしょうということにはならないというふうに思います。

たばこを吸った方からの息からも45分間はニコチンなどの先ほど言った危険物質が排出されているというようなことも報告されておりますので、子供の健康を考えたときにも、やはり悪影響が考えられるものからは極力遠ざける。もちろん本人もそうなのですが、子供の健康を考えた場合には必要かと思いますが、厚生労働省の発表を待つという姿勢でよろしいかどうか、確認させていただければというふうに思います。

○永森浩子健康福祉部参事監 現在、厚生労働省と北海道がホームページに出している内容の範囲内の概念等の情報は、何らかの形で周知はできると思っております。ただ、その周知の方法については、今後考えていきたいというふうに思っております。

○深津晴江議員 まずは周知をしていく、知ってもらおう。先ほど24.9%の議論をさせていただきましたが、私は低いというふうに考えています。みんな知っていますという状況をまずは目指すべきかなというふうに思いますので、方法については今後検討していただくというお約束をしていただいたというふうに考えておりますので、ぜひ周知活動に努めていただければというふうに思います。それでは、最後に移ります。

最後に、地域医療について伺います。

物価高騰の影響を受け、人件費や材料費、さらには委託費などの増大などによって、全国的に医療機関の経営は厳しい状況に置かれているものと捉えております。赤字経営となり、職員の賃金カットも行われている病院もあることは御存じのことと思います。

とりわけ、救急などの重要な地域医療を支える公立・公的病院の経営は危機的状況に陥り、様々な政策を動員して支援していく必要があるものと考えております。もちろん網走市でも例外ではありません。

斜網地区の地域センター病院である網走厚生病院は、地域の人口、出生数の減少とともに入院患者数が減少し、加えて、看護師をはじめとする医療職の確保が難しくなったため、2025年4月より新たに1病棟を縮小して199床での運用となりました。また、市内で閉院した医院もあることは承知しております。このような中、市民の医療に対する不安の声は多く

聞かれております。

そこで、網走市における地域医療の現状と課題についての認識をお伺いします。

○結城慎二健康福祉部長 地域医療の現状と課題に関する認識であります。これまで開業医誘致助成制度によりまして四つの診療所が開設しました。通常の診療に加えまして、日曜・休日における内科系一次救急の体制確保の面からも大きな成果があつたものと考えております。

現在、市内では地域センター病院である網走厚生病院を含む4病院と14の診療所が診療を行う体制となっております。

一部の診療科において医師不足による課題が生じておりますが、現状におきましては、市内全体として必要な医療提供体制は確保できているものと考えております。

○深津晴江議員 わかりました。現在は必要な診療は確保できているという御答弁だったというふうに受け止めたいと思います。

それでは、市民や病院側からも整形外科医や総合診療科の医師が求められておりますが、この整形外科、総合診療科にとどまらず、網走市として医師確保のための対策の現状についてお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 市内における今後の見通しを考えますと、救急医療の体制を含めた医療提供体制の維持に向けて開業医誘致を継続する必要があるものと考えております。このため、制度創設当初、内科の診療が可能な方としておりました助成の対象を、令和5年度からは原則として皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科を除く診療科の診療が可能な方に拡大をして開業医誘致に取り組んでおります。

また、個別の医療機関における医師確保については、基本的にはそれぞれの医療機関が行うべきものと考えておりますが、市といたしましても、市民の安全・安心な生活と命を守るために、必要な診療科の医師確保について医療機関や関係機関との協議を行っております。

○深津晴江議員 開業医誘致は成果が上がって大変よかつたなというふうに思うのですが、やはり今後も開業医も含めて医師確保をしていく必要があるかと思うのですが、例えばホームページなどに掲載されているのは見たことがあります、それ以外の医師確保に向けて市が動いているということ、あるいは病院に何か御支援をしているということはござりますでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 開業医誘致につきましてはパンフレットも作成をしておりまして、関係各所に配布をしております。また、個別の医療機関における医師確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり基本的には医療機関それぞれが行うべきものというふうに考えております。ただ、市内全体の状況を考えて、特定の診療科であるとか、必要な医師確保については、それは完全に任せ切りということではなくて、市も行える支援は行っておりますし、関係機関との協議も一緒に行っております。

○深津晴江議員 それでは、令和7年度の予算に、網走厚生病院整備支援事業として7,155万円が計上されています。この事業は今年度で終了すると認識していますが、いかがでしょうか。

人々が住み続けられる町にするためには、地域医療の確保は不可欠であります。現に医療機関の危うさから転居された方もいらっしゃいます。看護師等の医療従事者はもちろんのことですが、医師確保がまずは重要なというふうに考えます。

先ほどお示ししました支援事業については、会計上、もちろんスライドにならないというのは十分理解しておりますが、今までの整備支援事業費を充てるなど、基幹病院である網走厚生病院の医師確保に向けた網走市の対策の見解をお伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 網走厚生病院の医師確保についてでございますが、議員のお示しの網走厚生病院の新築移転に係る補助につきましては、議員がおっしゃるとおり平成18年度から開始しまして本年度が最終年度となっております。

従来、網走厚生病院に対しましては、小児医療、周産期医療、脳神経外科における医師確保や医療提供体制の維持・確保のための支援を行ってまいりましたが、今後におきましても必要な支援は行ってまいります。

○深津晴江議員 現在も様々な工夫をなさっているというふうには思っておりますが、やはりそこはもっと前向きに、確かにドクターは病院が確保するものというところかもしれません、例えば慈恵会医科大学ですとか、道内に限らず、やはり遠方にも声をかけるといいますか、そういうシステムを作るための予算というところは市として計上するですか、現在も幅広くいろいろな部分でやっていらっしゃるとは思うのですが、ぜひ日本中、あるいは日本に限らずというところ、もちろん免許の問題ですから一

朝一タにはできないことも理解できますが、そこにについて幅広く視野を持って進めていっていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 全国からの医師のお話ですが、例えば現在の救急医療体制の確保という面でいきますと、道内に限らず道外の先生にも御協力を頂いて、その体制を確保しておりますし、そこに係る費用については、しっかりと市でも予算的な計上も行っているつもりでございます。特定の診療科の部分につきましては、これは様々な病院の事情等もございますので、一概に例えれば道外からということもなかなか難しい状況もあります。

ですから、その辺は病院とも協議を重ね、あるいは関係する皆さんとも協議を重ねた上で医師が確保されるものだと思っておりますし、先ほども申し上げました小児科、周産期、脳外科につきましてはしっかりとこれまで医師確保、体制確保の支援を行っておりますから、こうした支援は必要であれば今後も継続してまいります。

○深津晴江議員 本当に厚生病院に脳外科があつてよかったですというところをすごく実感している市民の一人です。

まだまだ議論を深めたいことは多々ありますが、スムーズに議会運営を進めたいと思いますので、今回はこれで終了し、違う場面で議論させていただければと存じます。私の質問は以上です。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○松浦敏司議長 一般質問を続行いたします。

一般質問の挙手をお願いします。

石垣議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 希政会の石垣です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは、学校教育についてです。

教育委員会にお聞きしたところ、令和7年4月1日時点で、網走市内の小中学校児童生徒2,001名のうち、令和7年度3月31日時点では小学生41名、中学生60名、合計101名が不登校児であることを伺いました。網走市内の小中学校児童生徒の20人に一人、実に5%が不登校児であるということになります。特に中学校においては、749名中101名の8%の生徒が不登校である現状です。

ちなみに令和5年度末では86名と、不登校児童生

徒数は増加傾向にあると思われます。全国的にも不登校の児童生徒が増加傾向であり、これは社会課題として注目されていると認識しています。

そこで伺います。網走市内小中学校における不登校児について、網走市の認識についてお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 本市における令和6年度末の不登校児童生徒数は、先ほど議員がお示しのとおり小学校で41名、中学校で60名となってございます。

不登校は児童生徒一人ひとりの心身の健全な成長や将来の社会参加にも影響を及ぼしかねない課題の一つであると認識してございます。

また、不登校が起こり得る背景には様々な要因が考えられ、個々の状況に応じたきめ細やかな対応が求められるとともに、不登校はどの子供にも起こり得るものであり、子供たちの些細な変化などに早期に気づき、速やかに対応することの重要性を認識してございます。

○石垣直樹議員 それでは次に、網走市で実施している不登校児への対応についてお示しください。また、その対応の結果についてどのように認識しているのかも併せてお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 不登校児童生徒への対応としましては、個別の状況に応じた支援や、多様な学びの場の提供の取組を推進しているところでございます。

個別の状況に応じた支援の実施につきましては、家庭児童・教育相談室による学校訪問を通じて、不登校状況の確認、教員及び保護者への指導・助言を行い、学校と家庭の連携強化を図っております。また、本人や保護者の希望により、スクールカウンセラーとの面接を設定することも行ってございます。

多様な学びの場の提供につきましては、学校復帰に向けた支援だけではなく、学校内における別室登校などの対応、放課後学習や面談の実施、自宅での学習支援として学校印刷物の配布や家庭訪問、さらには本人の希望の有無によりオンライン学習も実施しております。また、教育支援センターの活用と連携を図り、児童生徒が安心して学習できる多様な居場所の提供に努めているところでございます。

これらの取組によりまして、一部の児童生徒が学校生活への適応に向けて前向きな変化を見せている事例もあり、今後も全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めてまいります。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

それでは、今まで実施してきた不登校児を増やさない取組、また、これから取り組もうとしている対策について、何かあればお聞かせください。

○高橋善彦学校教育部長 不登校児童生徒を増加させないためには、未然防止の取組が極めて重要であると認識しているところでございます。先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございますが、最初に居心地のよい学級・学校の風土づくりと、登校渋りの早期発見・早期対応に重点を置いてございます。児童生徒の心の変化をいち早く察知して支援につなげるため、家庭児童・教育相談室による各学校訪問を通じて、不登校状況の確認、教員及び保護者への指導・助言の実施を徹底してございます。

次に、魅力ある学校づくりを推進しております。中学校区での小中9年間の連携を核とした網走市学校力向上実践事業により、事業改善による児童生徒の心理的安全性の確保や、中1ギャップを未然に防止するための小中連携等に関わる教員研修の充実を図り、子供たちが学校生活の楽しさを実感し、ウェルビーイング実現の意欲を持てるよう、努めているところでございます。

今後の新たな取組としましては、令和7年4月から市の会計年度任用職員として、専任のスクールカウンセラーを配置し、より専門的な視点からの支援を強化してまいります。また、学校、保護者・家庭への支援としまして、令和7年7月から専任のスクールソーシャルワーカーも配置するところでございます。

教育委員会としましては、これらの対策を着実に実行し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに尽力してまいりたいと考えているところでございます。

○石垣直樹議員 それでは次に、不登校児のその後について伺います。現在、30日間学校に通わない児童生徒は不登校児となります。また、60日間学校に来ない児童生徒はひきこもりとなるそうです。過去にも網走市内小中学校における不登校児は多数いたかと思います。

不登校児の後の進学先としては、単位制通信高校の星槎国際高等学校、N高などが人気があるようです。網走の中学校を卒業してどの程度進学しているのか。中学校を卒業した生徒のその後の動向について、様々なパターンがあると思いますが、もし調査されているのであればお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 各中学校では、不登校を経験した生徒も含め、生徒一人ひとりの興味・関心や適性に応じた多様な進路選択を支援してございます。

令和7年3月に市内中学校を卒業した不登校生徒の進学先につきましては、市内高校への進学者が15名、市外高校が4名、通信制高校が1名と把握しております。

○石垣直樹議員 わかりました。私はこのままではいけないと思います。お話を伺うと多くの保護者は同様な思いでおります。

私なりに対策を考えてみました。一つは、まず早急に不登校児の保護者が集まる場所を作るべきです。音更町では、ひきこもり当事者や親らの交流会、こもりびとしゃべり場が6月14日に開催されました。これは町主催で2020年度から毎年開催されているようです。

登別では、支援考える会というNPOが設立されました。不登校児の支援を考える会だそうです。

弟子屈町のDBA北海道キャンパス内では、不登校児の若者の支援を行う神戸のNPO法人ダルボイ・アカデミーが、不登校への理解を深めてもらうイベントを6月14日、15日に開催したようです。

お隣の北見市では、メタバースを活用しての対応が本年度から始まりました。

私の周りにいる不登校児の保護者の方に「親が集まる場所が必要か」と伺うと、全ての保護者が「つくってほしい」とおっしゃいます。自分の子供が不登校になると、子供を心配する親、夫婦の仲が悪くなります。あのときああだった、あなたが、自分がこうしたのが原因だなど、学校で何かあったのではないかと、家庭環境が悪化する傾向にあります。それは、子を持つ親としての、子供のことを心配するあまり夫婦で言い合いになる、当たり前のことであろうと考えます。しかしながら、なかなか夫婦で話し合ったところで解決する問題ではありません。地域で解決していくなければならない問題だと思います。

昨日、厚木市から議員団が網走市を訪問されました。その際に不登校の話題になり、厚木市のある議員はこうおっしゃっておりました。「学校に行かない選択をした子供の意思を尊重してあげるべきだと」。確かに憲法26条2項では、国民に普通教育を受けさせる義務と課しておりますが、義務教育の無償を定めています。これは親の義務であり子供の義務

ではないということです。なので、子供に義務教育を受ける義務はない。子供の意思を尊重すべきだ。親のエゴだなどと言われました。私はこの言葉に違和感を感じ、感情的になり、言い合いとなってしまいました。

私は、義務教育は子供たちが社会に出て生きていく術を学ぶ場であると考えます。それが実現されていない現状を解決するために、まずは不登校児を持つ、同じ悩みを抱える保護者が集まり、話し合う場を設けて、悩みを共有し、必要な手立て、求められている対策、不登校対策のヒントを探ることが必要ではないかと思いますが、網走市の見解をお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 不登校児童生徒を抱える保護者の皆様が、深い悩みを抱え、孤立しがちな状況にあること、また、そのことが家庭環境に影響を及ぼし得ることにつきましても、教育委員会も同様の認識を持ってございます。そのような中で保護者の皆様が安心して悩みを共有し情報交換を行うことができる場の必要性につきましては、これまでも重要な課題と認識をしており、議員から御提案いただいた不登校児童生徒の保護者が集まる場の設置につきましては、その具体的な内容や運営方法、ニーズ等を研究し、保護者の皆様にとって実りある場となるよう、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○石垣直樹議員 それでは次に、これはなかなか難しいのではないかと思いますが、現状は学校で嫌なことがあっても、生徒数が少なく、クラス替えをしても苦手な生徒と同じクラスになってしまう現状があります。このような環境では、子供たちに逃げ場がなくなるかと思います。一人で学校に登校しながら、あいつと会いたくない、学校に行きたくないなど、登校時に考えてしまいがちです。

そこで、集団登校を行ってみてはいかがかだと思います。学年の枠を超えて近所の生徒と登校する。中学校の時期は思春期であり、なかなかほかの学年の児童と接する機会がなくなります。そこを強制的につながりを持たせ、学年を超えた児童のつながりをつくる。その近所のコミュニティは、ときに悩みを打ち明ける場となり得る可能性があるかもしれません。また、兄弟かのように一緒に学校へ行くことで、登校時の学校に行きたくないという気持ちが晴れるかと思います。「〇〇ちゃんが何時に迎えに来るから急いで用意しなさい」など、親御さんには負担にな

るかもしれません。しかし、迎えに来てくれるから準備しなければ、迎えに行かないといけないから準備しなければ、学校に行かないといけないから準備するのではなく、ほかの人のために学校に行く準備をして行動する、こういった意識は、行きたくない学校に行くという意識とは別の意識になるかと思います。

私も様々思考を巡らせましたが、市街地と農村部の学校で不登校児の割合に違いがあるのではないかと考えました。その理由は何か。違いは、スクールバスによる登校です。スクールバスの登校は、その時間に一定の場所に行かないといけない。そこには学年を超えた児童が乗っている。これから乗車していく。それ以外は市街地と農村部の学校には学校まで遠いなどしか違いはないかと思います。誰かが待っている、誰かが迎えに来る、この意識が子供たちに与える影響があるのか、ないのか。そういうところから手探りで対策を考えてみてはどうかと思います。

このような集団登校は、ひょっとしたら不登校児を抑止する、不登校児を増やさない効果があるのではないかと思います。国や道教委の考えを待つという姿勢ではなく、早急に取り組むべきかと思います。以前に議会で言いました。子供たちの一年は私たちの一年とは比べ物にならない。この意味をしっかりと理解していただき、早急に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 議員のお示しのとおり、生徒数が少ない学校環境において、特定の生徒との関係性に悩みを抱える場合、子供たちに逃げ場がないと感じさせてしまう可能性があることは、課題の一つであると認識をしてございます。

登校時に感じる心理的負担を軽減し、安心感を持って学校に向かえる環境を整えることは、不登校の未然防止において重要であると考えているところでございます。

御提案を頂きました集団登校につきましては、その実施に当たって保護者の皆様の御協力や、地域との連携、安全面の確保など、具体的な検討課題もございますので、学校復帰に向けた支援ということだけではなく、全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる多様な学びの場づくりに今後もより一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

○石垣直樹議員 よくわからない答弁でしたが、網走第一中学校では、不登校について教員、校長が考

えを巡らせてくれています。私は第一中学校しか知らないのですが、教員からこの本が不登校対策として素晴らしいと、この著書を読んで講演会をしてはどうかなどの声が上がり、校長が開催できないかいろいろ考えてくれています。現場の先生も一緒に考えてくれているという現実があります。教員と保護者、網走市が一緒になり取り組み、ぜひとも不登校児への対策、そしてこれから不登校とならない対策を図られてみてはと考えます。次の質問に移ります。

○松浦敏司議員 石垣議員、少々お待ちください。

ここで申し上げます。やがて定刻となりますので、まだ時間を要しますことから、会議時間を延長しますので、御了承願います。

石垣議員、どうぞ。

○石垣直樹議員 次に、ごみ問題、一般廃棄物について伺います。

伝書鳩、財界さっぽろで報道されているように、網走市では「ごみ問題」というワードがあります。私は、「問題」なのか。「課題」ではないのか。と、たまに考えるところです。問題とは、現状とあるべき姿のギャップや解決すべき事柄全般、課題とは、問題を解決するために具体的に取り組むべき行動や目標とされています。段階的な違いがあるようですが、網走市はごみ問題について様々な取組を進めています。私たちも様々意見を述べ、議論をし、市役所からの提案に対して議決をしてきました。そろそろごみ問題からごみ課題の時期ではないかと思います。

それでは、質問させていただきます。網走市一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託について伺います。財界さっぽろの4月号、5月号で網走市のごみ処理について様々書かれておりましたが、プロポーザル後2か月がたちました。大まかに新しく契約をされた事業者の業務全般について、どのように評価されているのかを伺います。

○田邊雄三市民環境部長 今年度から破碎・リサイクル施設及び最終処分場の維持管理業務を請け負うこととなった事業者についてですが、この間、発泡スチロール減容機の故障といった予期せぬ出来事がありましたが、迅速に初期対応に当たっていただくなど、業務は順調に行われていると評価しているところでございます。

○石垣直樹議員 次に、網走市廃棄物処分場リサイクル施設の働き手について伺います。文教民生委員会では、市内の雇用が守られない、働き手が集まら

ないのでないか、働き手が集まらない場合はどうするのかなど、多くの議員が問題提起をしておりました。2か月がたち現状はどうでしょうか。働き手はそろったのか。そのうち地元採用は何名で、何割がどの程度か。お示しください。

○田邊雄三市民環境部長 施設の働き手についてですが、従業員につきましては、業務開始当初より標準配置数は確保されていたところです。現在は、従業員32名中24名（75%）が地元の方に担っていただいているところです。

○石垣直樹議員 わかりました。

網走市一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託プロポーザル後の現状について伺います。この件につきましては、市民の中でも混乱があったかと思います。電話での問合せ等があったのか、詳しくお聞かせください。

また、前代未聞のプロポーザル、プロポーザルは悪だなど、多くの声が上がっておりました。プロポーザルに反対する議員もいました。私はその点はとても疑問でした。プロポーザルによる請負事業者の選定についてどう思われるのかも併せてお聞かせください。

○田邊雄三市民環境部長 プロポーザル後の現状についてですが、今回のプロポーザル方式による受託者選定に当たりましては、公告後から電話や窓口において問合せが数件あったところです。内容としては、現在の処理方法への問題提起や、収集体制も変わってしまうのかといった問合せがありました。

事業者選定は、競争入札を基本としながらも、プロポーザル方式では、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて事業者を選定することができるものであり、今回は最終処分場の延命化に取り組む中、効果を期待していた広域化による中間処理施設の建設に遅れが生じ、さらなる延命化が求められたことから、この方式を採用したところでございます。結果につきましては議会においても種々御議論を頂いたところではございますが、当初の目的を達成できているできるよう、受託者の提案を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

○石垣直樹議員 それでは、最終処分場の現状について伺います。人口が減少していく中で、様々なことが今後一自治体だけではなく広域で取り組まれていくと思います。その中で、網走市の委託事業者も広域になっていくのは定めではないかと思いますが、

最終処分場の委託先が昨年度から市外事業者へと変わりました。

昨年はよい結果であり、3年前はあと2年で最終処分場が埋まると、ある議員が議場で訴えておりました。昨年度から今までの最終処分場の状況はいかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 最終処分場の現状についてですが、昨年10月の測量結果として、残余年数は4年とお示したところですが、今年5月の測量結果では、残余年数は5年と推計されているところです。まだ予断は許しませんが、ここ数年間に及ぶ各種取組の効果が現れてきたものと考えております。

○石垣直樹議員 よい方向に向かっていると確認させていただきました。

先ほどと同様となりますが、財界さっぽろ、伝書鳩の記事で様々書かれ、市民の中に混乱が起こりました。議会の中でも多くの時間を使い議論されてきました。私たち希政会は、この一連のごみ問題について市政報告会を開催し、こう結論づけました。

「ごみ問題は政局です」と。この問題に便乗して網走市を貶めるような動きではないのかと。課題として解決するのではなく、地域外のY o u T u b e r を使い問題を提起するような動き、これは多くの市民を巻き込み混乱となりました。対決より解決というキャッチフレーズを使う政党がありますが、まさに網走市は対決より解決が必要ではないかと思っておりましたが、市長に伺います。水谷市長の長い政治経験からどのように感じていますか。

○水谷洋一市長 一登壇一 石垣議員の御質問にお答えしたいと存じます。

最終処分場維持管理業務委託のプロポーザルにおきましては、令和6年第4回定例会におきまして、令和7年度から3年間の債務負担行為の議決に際し、プロポーザル方式によって対応したい旨を説明を行い、多くの御議論を頂いた上で、議会において可決の議決を頂きましたことから、今年度からその予算を執行しているところでございます。

その際、多くの御議論があり、その一端が情報誌や月刊誌などで記事化されたことで、市民の中に混乱があったとの御指摘ですが、推測や憶測に基づく御懸念などの御意見もあったのではないかと推察いたすところですが、そうした御懸念は杞憂であったと感じているところでございます。議決を頂き、正当な手続を踏まえ、肃々と業務を執行しておりますので、現在においては御指摘のような問題は

特段ないものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、最終処分場の延命に向けて今後とも鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

○石垣直樹議員 終わります。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後4時01分休憩

午後4時10分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。通告により質問してまいります。

まず1点目ですが、除雪事業についてであります。

今年の2月、3月の除雪状況は、一部の地域、バス路線や幹線道路だけの排雪となりました。結果として、333本通りは排雪されず、幅出しをしましたが見通しが悪くて危険な状況が続きました。生活道路は狭く、路面状態もよくありませんでした。市民の生活に大きな影響があったものと思います。

3月予算審査の際に、市は2月中旬に降った雪が暖気で解け始めたため、排雪する決断に至らなかつた。その後に雪が降りましたが、排雪作業に当たる漁業者や農業者の方々が3月には自分の仕事が始まるところから、排雪体制は取れませんでした。

昨年の除雪計画の6ページの4に排雪出動基準というのがあります。拡幅除雪作業により車道有効幅員の確保が困難または次の降雪後の除雪に支障が生じると判断される場合、交差点、横断歩道部の雪山により、一般乗用車の運転手が視距を確保できなくなつた場合、とあります。この排雪基準には次の降雪後のことも書いてあります。であるならば、排雪体制ができている2月中に排雪する必要があると思いますが、いかがですか。

○立花学建設港湾部長 排雪についてでありますが、排雪出動基準に基づき、バス路線や幹線道路を優先に排雪方法、排雪箇所を決定をしているところでございます。

また、排雪の扱い手が2月下旬から不足するため、降雪状況を予測しながら、早い段階で実施の判断を行っております。

排雪の時期は、毎年の積雪状況によって異なりますので、2月中の実施を限定した考えはございません。

引き続き、安心・安全な道路交通を確保するため、

除排雪に取り組んでまいります。

○村椿敏章議員 この問題は令和3年のときにもあり、予算特別委員会の際に松浦議員が「なぜ排雪しないのか」と指摘しています。市の答弁では、「令和3年1月中旬の雪が少なく、下旬に50センチメートルを超えたときに排雪を検討しましたが、暖気で路肩の雪が解け交差点の見通しが回復したため、例年行っている拡幅除雪をした。その後3月2日に26センチメートルのまとまった雪が降ったが、そのときには排雪する体制が整わなかった」と答弁しています。

今回も全排雪に至らなかつたというのは、そのときの教訓が生かされていなかつたのではないか。○立花学建設港湾部長 市内全域の排雪を全排雪と呼んでおりますけれども、この判断につきましては、2月下旬に担い手が不足するため、遅くとも1月下旬には判断が必要と考えております。

その時点におきまして、道路幅員の状況、路肩の堆積状況、路面状況、天気予報などを総合的に検討した上で全排雪の出動を判断しております。

今後も、これまでの経験や教訓を基に判断してまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 今の答弁では、その状況を見ながら判断したいということですけれども、先ほど2月中に排雪する必要があるのではないかと指摘しました。2月下旬になると担い手がいなくなるわけですから、状況を勘案しながらと言いますけれども、これはその後の雪の降ることも当然考えて、やはり2月中には終わらせられるように早い段階から準備をして、1月下旬の判断をしっかりとしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○立花学建設港湾部長 繰り返しになりますけれども、雪の毎年の降り方や積雪というのは様々な気候の状況によって変わります。その年その年の降っている雪の状況がどのような状況なのかというのが一番大事かなと思っておりますが、先ほどお話ししたように道路幅員の状況であるとか、路肩の大雪状況であるとか路面の状況、さらには天気予報でどのような形で中期・長期的に雪が降るのか、短期になるのかなど、様々な情報を総合的に判断した中で全排雪の出動については判断をしてまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 全排雪になると非常に判断も厳しいのかもしれません。ただ、今年の問題でいえば、やはり333本通りの排雪ができなかつたというのが

大きな部分だと思うのです。特に市の中心となる路線ですから、ここはやはり進めていくべきだうな私は思いますが、いかがでしょうか。

○立花学建設港湾部長 引き続き、安心・安全な道路交通を確保するため除排雪に取り組んでまいります。

○村椿敏章議員 見通しがなかなか非常に悪かったので、ぜひそこを安全を考慮して進めていただきたいと思います。次に移ります。

除雪体制についてです。令和4年の予算特別委員会の際には、市は「5年ぶりの全排雪の状況から、担い手の不足や民間除雪車の維持が困難になっていると認識している」と答弁しています。しかし、その次の年には1社が撤退し、昨年にはさらに1社が撤退しています。撤退の理由は、オペレーターの高齢化や除雪車の維持の困難さがありました。

問題の認識があつても、その手立てが遅れているという証拠ではないでしょうか。早急に体制が維持できるよう検討すべきと考えますが、いかがですか。○立花学建設港湾部長 除雪体制の維持についてであります。現状の体制以上に事業者、担い手の確保は急務であると認識しております。

これまで、公共施設除雪の新たな事業者の発掘や、市における除雪車の新規取得、更新に取り組んでまいりました。

また、担い手確保のため、事業者への課題の聞き取り、新たな担い手発掘のための事業者向け、個人向けのアンケートの実施などを行ってきたところでございます。

現在、さらに新たな事業者を発掘するため、興味のある事業者に対して参画の可能性について聞き取りを行っているところでございます。

引き続き、除雪体制が維持、拡充できるよう努めてまいります。

○村椿敏章議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、間口除雪と雪置き場についてです。間口除雪をする市民の負担を減らすために、雪置き場として公園の利用がされ始めました。現在雪置き場となっている公園は何か所あるのか伺います。また、利用している住民の方々の意見はどのようなものなのか伺います。

○立花学建設港湾部長 昨シーズンの雪置き場として利用している公園の箇所数は、10の町内会など12か所の公園を利用しております。利用されている方

の御意見では、「雪を置く場所ができる助かる」といった意見が多く寄せられているところでございます。引き続き、雪置き場の活用の周知に努めてまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 12か所というのはまだまだ少ないのでかなと感じます。さらにこの取組を進めていただきたいと思います。

公園ばかりではなく今は民間の方の空き地を雪置き場として利用していいという市民を募集していると思いますが、何件あったのかを伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長 公園以外の未利用地への雪置き場の活用につきましては、昨シーズンについては実績はございませんでした。来シーズンに向けて、そのような形の未利用地に雪置き場として活用できる場所について、これから周知に努めていきたいと思っております。

○村椿敏章議員 今年も早めにそういう場所がないですかという呼びかけをしていただいて、さらに広めていただけたらなと思います。

次に、間口除雪についてですが、市はこれまで間口除雪をするまでの除雪体制が取れないから、高齢者除雪の利用をと言ってきました。しかし、高齢者除雪の担い手が足りない状況であることから、利用者は今増えない状況です。高齢化は進んでいます。しかし、その高齢化だけではなくて間口除雪が大変なのは高齢者だけではありません。

間口に置いていかれる雪が非常に重たいことがあります。気温も高くなり路面がガタガタになる場合も多くなっています。路面を削っていけば本当に重たいものとなってきております。

市は毎年、除雪のお願いという広報で「かきわけ除雪に御理解ください」とお願いされていますが、高齢化が進んで今までのような除雪ができない状況となっているのは明らかです。御理解くださいでは済まない状況ではないでしょうか。変化に対応した除雪を検討するべきと考えます。間口除雪をこの際検討するべきではありませんか。

○立花学建設港湾部長 間口除雪についてであります、安全な道路交通を維持する除雪体制の確保が最優先の課題であると考えておりますので、間口除雪の体制を確保することは困難な状況でございます。

道路除雪におけるかきわけ除雪について、引き続き御理解いただきたいと考えているところでございます。

○村椿敏章議員 かきわけ除雪に理解をしてほしいという答弁だったと思いますが、その間口除雪をできるようにする体制を作っていくこうという考えはないのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 全市民対象の間口除雪ということについては、現在対応しておりません。高齢者の除雪の中で間口除雪ということで対応させていただいておりますので、現在のところ全市民を対象とする間口除雪については検討する段階ではないということです。

○村椿敏章議員 今のところ検討はしていないということですが、昨年度、担い手を探すということでアンケート調査をされていると思います。その中でも「間口除雪ならできる」という回答もあったということです。こうした取組をさらに増やす必要があると思います。このアンケートはその後進めているのでしょうか。先日広報に出ていたかと思いますが、その後のアンケートへの回答などはどんな状況なのかを伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長 昨年から個人向け、事業者向けにアンケートを実施しております。今年に入りまして改めて個人向けのアンケートを実施しておりますが、今のところ間口除雪に関わる除雪についての興味のある方ということの回答はいたしていないところでございます。

○村椿敏章議員 早いうちからアンケート調査をしていただいているということには感謝いたしたいと思います。あのアンケートの回答もネットでしかできないような状況ですから、やはり全市民に伝わるような方策も考えていくてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○立花学建設港湾部長 每年除雪のお願いという周知を行っておりますけれども、その中でもアンケート等の記載については文章の中で御案内を差し上げているところでございます。

来シーズンに向けてどのような担い手を確保できるかにつきましては、周知の方法も含めて検討していきたいと思っております。

○村椿敏章議員 しっかり検討していただきたいと思います。広く皆さんに知らせられるよう、そして多くのアンケートの回答が頂けるよう努力していただきたいと思います。次に移ります。

ごみ処理についてです。

一つ目は、ごみ処理問題と現状についてであります。明治処分場は、平成29年から生ごみの堆肥化が

始まり、30年から最終処分場の埋立てが始まりました。令和3年度に最終処分場があと四、五年しかもたないという状況、生ごみの堆肥化は30%しかできていないということがわかりました。議会では何度も議論になり、令和4年2月に文教民生委員会は政策提言を出しました。

それを受け市は、生ごみ堆肥化や覆土量の削減などの延命化策を進め、12月に反省と検証を出しました。その反省と検証の中では、生ごみ堆肥化の改善、紙おむつや布団などさばるもの処理、市民に協力してもらいやすい分別ルール、ごみ処理の状況を市民に情報提供するというものでした。

令和5年2月には、市は延命化方針を出し、先ほどと同じような内容でしたが、その中でも即日覆土量の削減や、事業者への啓発と指導、軽微な変更による埋立容量の増加などが示されました。

翌年の令和6年3月の延命化計画では、生ごみ堆肥化率の向上など、先ほど言った内容とほぼ同じですが、さらに、かさ上げによる埋立て容量を増やして3年延長させる計画が出されました。

これまで、平成29年度から令和3年度まで、紙おむつの処理費、生ごみ破袋機、発酵槽増設などに1億6,098万9,000円、5年度には二軸破碎機やおむつストックヤードに1億3,186万8,000円をかけました。さらに、令和4年度から5年度には紙おむつの処理事業で7,863万8,000円をかけ、6年度以降も紙おむつ処理事業は続いております。

現在、令和15年1月まで利用できるという見通しが立ったということですが、令和6年度以降に一体幾らの延命化策の費用がかかると見通しているのか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 延命化の費用についてですが、議員のお示しのとおり、これまで処理場では、処分に係る必要な措置を講じてきており、議員御指摘の紙おむつの減容処理は、最終処分場建設時からその技術の進展によって対応することとなってきたことから、現在その対応をしているものでございます。現在準備を進めている広域による中間処理施設の進捗により個別処理の費用が左右されることや、かさ上げの費用も、着工時期や現在の最終処分場が確実に延命化が図られていることから、明らかな時期が示せないなど、不確定要素が多いものと考えております。

いずれにいたしましても、これら追加経費の最小化を図りつつも、次期最終処分場の整備よりも費用

負担の少ないものと判断をしているところでございます。

○村椿敏章議員 今のところ変動するから金額については示せないということです。

先ほどの石垣議員の御質問の中でも、延命化策が効いているのか、あと5年もちはますということであれば、12年の6月までもつということなのかと思います。それにかさ上げをすればまたさらに3年ほど持つというような考えなのでしょうが、まだまだ見通せないかもしれません。ただ、今までどおりやっていたとしたら、紙おむつの処理、掘り起こし、かさ上げで約9億円はかかるのかなと私は考えております。

結局前回の計画は、生ごみの堆肥化などが100%、そして破袋機も故障するとは思っていなかったという部分も含めて、その計画はずさんだったのではないかと思います。見通しが甘かったということです。そういう認識でよろしいでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 計画に対する見解についてですけれども、令和4年12月に網走市一般廃棄物処理について検証詳細版をお示しをしたとおりでございます。現在は、延命化計画に掲げた各種対策について、進捗を図りながら取り組んでいるところでございます。

○村椿敏章議員 それはわかりました。

次に、昨年11月には、中間処理施設建設予定地から産廃が出たということで計画は中止となりました。12月議会では市は、建設地が白紙撤回となったことから最終処分場のさらなる延命化が必要だということで、プロポーザル方式による契約をしたいとし、6億9,425万円の補正予算が出されました。それは結果決まり、2月のプロポーザルでは、地元の事業者が外され、北見の事業者となりました。

そして新たな事業者との契約となったわけですが、事業者の提案内容で現在処理が進められているということだと思います。提案内容は、最終処分場の埋立方法の改善や、処理場での埋立ごみからの資源物の分別などがあったと思います。

それとは別に延命化として掘り起こしの工事も今年発注する予定だと思います。その効果と、先ほどの事業者提案による効果、それぞれどのように評価するのかが問題です。以前の答弁では、毎年行う測量調査、残容量調査によって効果を示すと答弁されていましたが、それでは事業者提案の効果がわからないと思いますが、どのように効果を確認するのか

伺います。

○田邊雄三市民環境部長 事業者提案の効果測定についてですけれども、事業者の提案による効果と掘削・埋戻しによる効果を明確にわけて評価することは困難であると思いますけれども、プロポーザル方式を採用した理由が最終処分場の延命化であることからも、残容量測量結果が効果を示す一番の指標であると考えております。

最終処分場へ運び入れた量の比較なども一つの目安になる面もありますが、個別の作業工程の評価というよりも、一連の流れとして最終処分場の埋立量をいかに減らしたかといった観点で評価されるべきものと考えております。

○村椿敏章議員 ただ、事業者はその分別をすることで何立米減りますという数字も示しながら提案されていましたことですから、それをどう示すのかというところはやはり網走市も追求すべきところなのではないかなと思います。結果的に残容量の調査だけしか示されていないということです。事業者が提案した方法による効果は、しっかりとその部分だけを示すということはできないということがわかりました。次の質問に移ります。

ごみ処理の基本計画についてです。一般廃棄物処理基本計画の基本的方向として、一つは、ごみの発生、排出を抑制すること、要はごみを出さないということです。二つ目に、不要になんでも再使用、再生利用を徹底すること。そして、その上でどうしてもごみとして処分しなければならない場合は、環境に配慮して適正に処分するとあります。これが網走市のごみ処理の基本だという認識でいいですか。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ処理の基本的な考え方についてですが、議員よりお示しのありました基本的方向につきましては令和2年度版に掲載していましたのですが、令和6年度版では、これを踏まえた基本方針として一部文言の整理などを行なったところです。この3点が当市のごみ処理の基本との考え方には変わりございません。

○村椿敏章議員 それで今言っていた部分に続くのですが、令和2年度に出した一般廃棄物処理基本計画では、生ごみの分別協力率は家庭系生ごみで89%、事業系生ごみでは99%とうたっています。生ごみの分別は進んでいるというのが現状だということです。特に生ごみの分別が進んでいるという内容で、市民の協力の成果と協力の必要性がよくわかる内容だと私は思いました。

しかし、令和6年3月に市は、この令和2年度に見直した基本計画をさらに見直しました。そこでは広域化を前提とした計画となっています。先ほど整理したといってますが、例えば生ごみについては、メタン発酵処理の可能性も検討するとあります。これは大変大きな方針転換だと指摘します。

この方針転換について、市民へ周知しましたか。周知されずに基本計画が変わり、広域化計画がクローズアップされると、今までの基本方針が見えづらくなってしまうのではないかでしょうか。これまでの分別率の推移はどうなっているのかを伺います。

○田邊雄三市民環境部長 計画の市民周知及び分別率の推移についてですが、本計画の策定に当たっては、網走市廃棄物減量化等推進市議会において公開の場で審議され、策定後はホームページで計画書を公開しております。

また、広域化に関する検討状況につきましては、まちづくり推進住民会議「全体会議」や住民懇談会などの機会を通じて周知してきたところであります。今後も周知に努めてまいります。

分別協力率の推移についてですが、議員のお示しの数値については、平成30年度に実施したごみ質調査から算出されたもので、その後ごみ質調査は行っていないため推移をお示しすることはできませんが、今年度はごみ質調査を行うことで準備を進めておりますので、結果がまとまりましたら改めてお示ししたいと思っております。

○村椿敏章議員 市民に周知したということですけれども、2年度に作った非常にいい計画が、広域化がクローズアップされるために作られたような令和6年度の一般廃棄物処理基本計画になったのではないかなと私は思ったところです。

なぜ分別協力率を聞いたかといいますと、調査をしていないということですけれども、昨年6月にメタンコンバインド方式に決まったとして道新にも取り上げられ、市民の説明会などをしてきました。そこは先ほど言われたとおりなのですけれども、その後に市民から「分別しなくてもいいのだ」という声が出され、市民の中にそういう声が広がりました。今、最終処分場の延命化をしなくてはいけないというときに、市民を混乱させてはいけないと思います。

文教民生委員会で「今後のごみの政策を広く検討するに当たり」として出した提言では、広域化中間処理への焼却の導入については、市民の間でも様々な見解があると。そしてスピードや結論だけを重視

した検討では市民の理解や共感を得るのは困難だといつております。この提言を尊重して進めるべきであると思いますが、いかがですか。

○田邊雄三市民環境部長 当時文教民生委員会で出されました提言の中にも、メタン発酵の検討もということで御意見も頂いておりましたので、そのほかいろいろ御提言を頂いておりますので、そういったところも含めて検討できるところ、考えているところは取り入れていっているところでございますので、そのような対応を今しているところでございます。

○村椿敏章議員 市民の皆さんとの理解を得るために、どういう処理の方式が網走に合っているかというところをやはり示していく必要があります。そしてスピード感だけではそれは理解されないのだというのも、この間の議論を通じてわかってきてることなのではないかと思います。これからまたさらに新たに進めていくわけですから、そこについては十分尊重していただきたいと思います。次の質問に移ります。

広域処理について伺いたいと思います。中間処理施設の建設地を決める評価委員会についてです。2月に評価委員会が発足し、候補を各市町から出していただいて、2回目の評価委員会では13か所が4か所に絞られました。5月19日に二見ヶ岡地区での説明会があり、5月21日にはエコーセンターでの市民説明会がありました。

松浦議員と私が参加しましたが、この二見ヶ岡地区では、市の説明に対して二見ヶ岡住民は「なぜ二見ヶ岡小学校の跡地なのか理解できない。候補地として市が手を挙げるときに、なぜ説明しに来ないのかがわからない」「ここは地域の避難場所であり、地域のコミュニティの場であり、ここに参加した人は全員反対です」という意見表明がされました。また、反対について、評価委員会に伝えるよう市に求め、それに対し市は了承しました。

今回のことから、何よりも住民合意が必要だったのではないかということだと思います。今回の市の進め方がよかったですかと思うか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 候補地評価委員会の進め方についてですが、昨年12月、建設予定地であった大空町東藻琴の建設予定地を取りやめとしましたが、協議会で1市5町の枠組みで今後も進めることも確認し、1市5町が所有する公有地の中で検討していくことを確認したところです。

現在、網走市の二見ヶ岡の土地も含め、評価委員

会で四つの土地の評価が行われていますが、候補地ではなく、現在は評価する土地として、その地域の方の御意見を伺い、評価委員会に情報も提供したところでございます。評価委員会では、地域の方の意見も含め、様々な情報による評価の下、四つの土地の評価を頂いたというふうに考えております。

その結果を基に、協議会・1市5町の市長町長会議で候補地1か所を決定することにしております。現在は意見を聞いているところであり、この後住民合意という手続をへて、建設予定地としていく考えで進めているところです。評価委員会の結果となる報告書を考慮し、評価地の四つの市町は、候補地となる場合の判断がなされ、1市5町で合意できるところが候補地として選定されていくものと考えております。

○村椿敏章議員 今の進め方ですが、市民からの声も聞きながらこの候補地を挙げていくことが必要だったと私は思います。

次はエコーセンターでの説明会です。このときに市民から、今の網走の処理方法にかかる予算のほうが広域化をするよりも少ない予算で処理できるのではないかという質問が出されました。それに対して市は、広域化のほうが安くできると答弁ましたが、どういった根拠だったのか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 エコーセンターでの御質問は、「広域化しないで網走独自の取組を続けていったほうがいいのではないか」「単独で処理するよりも広域化した方が経費は間違いなく縮減できるのか」という御質問がありました。

この御質問については、令和5年2月の所管委員会で御説明させていただいておりますけれども、施設整備費は単独の場合は46億800万円、広域の場合は92億8,000万円、網走市負担を仮にごみ量42%とすると、負担額は38億7,000万円で、広域で整備したほうが7億3,800万円負担が少なくて済むという御説明をいたしました。

また、維持管理費では、単独の場合2億4,000万円、広域の場合は4億600万円、網走市負担を42%とすると、負担額は1億6,900万円となり、中間処理施設への運搬費用の増額分として5,480万円を見込んでいますが、合計では広域で整備したほうが1,620万円負担が少なくなるという御説明したところです。

2年経過していますので、金額は物価上昇等により変わりますが、広域のほうが財政負担が少ないと

いうところは同じだと考えております。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、それはこれまで示してきた焼却処理をする場合ということを前提とした答弁だったと思うのです。ただ、このとき言っていたのは、今の網走の破碎して埋め立てる処理方法のほうが、広域化するよりも予算が少なくて済むのではないかという質問だったと思います。それに部長も答えていたと思うのですけれども、その明確な根拠がありますかという私の質問なのですが、いかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ処理につきましては、自治体の責務で処理をするもの、そしてまた長く続くものでございます。焼却にしろ、埋立てにしろ、最終処分場で管理をしていかなくてはいけないというもので、そこで焼却をすると衛生的な面で処理ができるということと、もう一つは、直接埋立よりも灰のほうが5分の1になるということで、最終処分場が現在の5分の1でできるということになりますので、最終処分場を作るということは、そこを開発する、自然を破壊していくということにもつながりますので、それを長くやっていくためには一つずつを小さくしていくということになりますので、ごみ処理、衛生処理につきましては環境にも配慮した考え方の下でやっていくということが基本になると思っておりまますので、全体としてはどのように考えております。

○村椿敏章議員 今の御答弁では、なかなか安くなるというところがいえるものではなかったのかなと思います。次の質問に移ります。

次に、大空町東藻琴地区での報告会には52人が参加され、参加者から「白紙撤回になった東藻琴がなぜまた候補地に」と反対意見が出されました。さらに、反対意見は評価委員会に持ち込まないという町の考えに対して、「環境省が住民の理解が最優先項目だとしている。第三者委員会には反対意見も多かったということも踏まえて、総合評価を進めてほしい」と反発していました。こうしたことに市はどのように考えているのか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 住民説明については各市町で開催しており、その会議録は評価委員会に資料として提供されているところでございます。大空町の説明会の会議録についても評価委員会に提供されており、当市についても同様の取扱いしております。

○村椿敏章議員 町としてはそこは示さないのかな

と思ったのですが、ちゃんと示したということで、理解しました。

次に、美幌町の説明会では、美幌川から近い場所で100年に一度水につかる浸水区域に指定されている場所だと指摘がされて、その中でここに作るのはどうなのかという否定的な意見が出されたといいます。市はどのように考えているのか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 美幌町で説明会が開催されたことは承知しております。美幌町の評価対象地が浸水区域であり、指定をされている場所であることは、評価委員会においても現地調査、現地確認をし、各評価対象地を評価したものと考えております。

○村椿敏章議員 わかりました。

次に、清里町での説明会はどのようなものだったのかを伺います。

○田邊雄三市民環境部長 清里町におきましても説明をされたというふうに承知しておりますが、ほかのところなので立場にありませんが、評価委員会ではその確認をした上で評価を進めたということになっております。

○村椿敏章議員 そのように進んだということがわかりました。

次に、ごみ中間処理施設の整備計画についてです。5月末に市民から私たちのところにはがきが届きました。「ごみの中間処理施設の整備について、市の広報誌で今までの経過と今後の取り組み方を載せてもらいたい。または全戸配布のチラシで市民に説明してほしい。6月広報でそれを見たけれども、経過が全くわからない。わざとかと思うほど小さい」というものでした。

建設場所が決まらないと何もできないのでしょうか。広域化となったらどんなものができて、お金が幾らかかるのか、維持管理費は幾らかかるのかを市民に知らせて、合意形成を図るべきではないでしょうか。伺いたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 1市5町でのごみの広域化については、令和4年7月に具体的に進めていくための協議会を設立し、協議を務めているところでございます。これまで一定の内容の検討、決定などをまとめさせていただき、議会の所管委員会への報告に加え、これまで広報あばしり、市のホームページへの掲載、まちづくりふれあい懇談会、まちづくり推進住民会議「全体会議」でお知らせをしてきたところです。

今月末には、建設候補地と中間処理施設方式の1

市5町の考えを取りまとめますので、その後、議会への御報告と併せ、市民の皆様にも市広報やホームページにてお知らせをし、また、まち懇などでの御説明を通して御理解、御協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 今の御説明だと、これからしっかりと市民に知らせていきたいということです。ただ、やはり私が言いたいのはもう一つ、広域化をする場合、どういう方式になるのかというところも含め、そしてお金が幾らかかるのだということも市民に見てもらえるように、市民がちゃんと判断できる、そういう資料を市民に出て明らかにしていく必要があると思います。

私たち日本共産党議員団では、今の網走市の処理方式が、できるだけ分別して、再使用、再利用、その上でどうしても埋め立てなければならないというものは破碎して埋め立てるという、先ほどの網走市の基本方針。これが今の処理方式だと、燃やしませんからCO₂の排出も少なく、そして空気を入れて生ごみを堆肥化する、これでメタンガスも少なくて済みます。環境にとってとてもよい方法ではないでしょうか。これこそ今の環境省がいう循環型社会を実現できるものだと思います。何でも燃やしてきた処理方式から変えていくという状況が今あります。建設費も維持管理費も焼却施設よりも今のはうがずっと安く済みます。しっかりとその部分について検討し、市民に示して、市民の理解を得て進めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ処理ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、焼却をしていくというところは、最終処分場に埋め立てるものを少なくするということになります。焼却自体は、たくさんあると環境によくない面がありますけれども、環境省が提唱していることは、集約化をして焼却炉も適正な規模で少なくしていく、そのために循環型交付金を使って集約化をしているというところで、我々はそれを使って近隣の町と協力して集約化していく。それは結果的に日本全体の環境にもつながっていくということになります。

先ほど申しましたように、焼却灰にすると5分の1になりますので、最終処分場を作るときに今までの規模よりも少なくて済むということは、それだけ開発もしなくていいですし、その結果二酸化炭素の排出量も少なくて済むといったところもありますので、なるべく焼却をしてやっていく、今はそういう

た考え方で進めているところでございます。

○村椿敏章議員 今の答弁の中では、様々なところを検討した上で進めているということなのでしょうが、そういう中身をやはり明らかにして、言葉だけで済ませるのではなく、そういう資料も出して市民に理解を求める必要があると私は思います。次の質問に移ります。

最後はスキー場についてです。

3月議会では、スキー場の開設が遅れて、スキー授業がまともにできなかったことが挙げされました。高校の授業は取りやめにもなっています。リフトの部品が故障したことから、3月13日に閉鎖となったことが問題となりました。冬の学校の授業では、スケート授業、スキー授業がこれまで行われてきております。北海道の特性を生かした、寒い町だからこそ体験できて、楽しめるスポーツだと思います。

そういう中で維持管理についてですが、今回スキー場のへこみが夏場に補修されていなかつたことから、雪が降ってから雪を詰めていると指摘がありました。市が直営で維持管理をしていたときには、夏場の補修がされていたと昔の市職員から聞いたことがあります。そういうことがあったのか伺います。

○伊倉直樹社会教育部長 スキー場におけるシーズン前のゲレンデ整地作業についてでございますが、長年の雨風の影響により、ゲレンデの斜面には水路や段差、溝が形成されてございます。

御指摘ありました、市が直営で維持管理していたときには夏場にスキー場のくぼみを補修していたという点についてでございますが、過去の状況を調べたところ、そういう補修が行われた実態は確認できませんでした。

○村椿敏章議員 ないということですが、しかしながら必要だとしてもやはり夏場の補修というのはこれから必要だと思います。昨年は圧雪車も入れ替えております。へこみに雪を詰めるようなことがないように対応すべきあると考えますが、いかがですか。

○伊倉直樹社会教育部長 ゲレンデの補修箇所につきましては、本年6月上旬にスキー場管理者と現地の確認を行い、各コース上のゲレンデの大小のくぼみや不整地の状況を確認しております。ゲレンデ全体を完全に補修するためには、補修範囲が広範囲であることや、多額の経費がかかることが見込まれることから、現状では全ての補修箇所を一度に実施することは困難であると認識しております。

今後は、指定管理者と確認の上、補修箇所の緊急

性や重要度に応じて優先順位を決定し、段階的に実施していく方法などを含めまして検討していく必要があると考えております。

○村椿敏章議員 直すということを検討して調査もしていくということですから、しっかりやっていただきたいと思います。実際その発注の予定というものはいつ頃を想定しているものなのか伺いたいと思います。

○伊倉直樹社会教育部長 現在具体的な見積りですとか積算、発注の予定については、これらの検討を進めている状況でございませんので、現時点でお尋ねの部分をお示しできる詳細な部分というのは持ち合わせておりません。

○村椿敏章議員 早めに進められるよう求めたいと思います。

次に、リフトの故障についてです。今回はリフトのセンサーの部品の故障だということでしたが、これまでリフトの故障はあったと思います。どんな保障があって、どのように対応してきたのか伺います。

○伊倉直樹社会教育部長 過去にありましたリフトの故障についてでございますが、平成27年にワイヤーのずれによる故障があり、翌シーズンまでに部品の交換を含め修繕を行いました。

また、毎年10月から11月頃に行う点検時に判明した主な故障といったしましては、令和元年には、常用の制動機（ブレーキ）、油圧緊張シリンダー（ワイヤーがたるまないようにする装置）に故障があり、同年のシーズン前に部品交換を含め修繕を行いました。

このほか、令和2年には制御盤内のマグネットスイッチとリレー装置が試運転時に故障が発覚し、3日後に部品交換を行ったところでございます。

○村椿敏章議員 点検も進めてきたけれども実際そういう故障が起きているということですから、やはりしっかりとその辺は対応していっていただきたいと思います。10月、11月に点検・整備をして、そこで不具合があったら直して、運輸局の検査を受けるという流れになるのかなと思います。何度も保障があるということもわかりましたのでこれからもしっかりとやっていただきたいのですけれども、ところで今回のセンサーの部品は取り寄せたのかを伺いたいと思います。

○伊倉直樹社会教育部長 令和7年3月に発生いたしました搬器通過検出装置の故障につきましては、

故障部品は既に手配済みでございまして、今年の秋のリフト点検時に部品の交換を行い、今シーズンのスキー場運営には支障なくリフトを運行できる見込みとなってございます。

○村椿敏章議員 秋に直すということで、本当であればもっと早くやってもらって確実にしていただきたいなとは思いますが、まずわかりました。

次に、降雪機の導入についてです。降雪機の導入について、検討はどこまでしているのか伺いたいと思います。

頂上部にはロッジがありますが、そこには市の配水池も一緒にあります。その配水池を水源として利用できると思いますが、そういうことも含めて検討はしましたか、伺います。

○伊倉直樹社会教育部長 天都山配水池につきましては、スキー場の山頂のロッジ上部に設置をされており、この配水池は呼人・八坂地区の生活用水を供給している施設となっております。

配水池の水は、水位が設定値まで下がると、減った分がポンプにより送水され補充される仕組みになっております。水道部によりますと、一度に大量の使用があると、ポンプによる供給が追いつかなくなるおそれがあり、また、配水管内の水圧低下を招き、同系統への供給に影響が出る可能性があると聞いてございます。

人工降雪機は、出力にもよりますが、1台でおおむね毎分200リットル程度の大量の水を使うため、減った分を補充するためのポンプにかかる負荷や、漏水等により断水となった場合のリスク回避などを考慮すると、天都山配水池から直結給水により人工降雪機を動かしコースを作ることは、使用する水の量から考えると難しいと思っているところでございます。

○村椿敏章議員 検討していただいていることがわかりました。網走の場合はコースが6コースあって、日当たりのいいところもあったり悪いところもあったと思います。そういう日当たりの悪いところだけでも1コース上から下までの降雪機を入れて早期に開設できるような方法も検討すべきなのではないかなと思います。まず検討しているということはわかりました。

それで、スキー場の頂上についてです。スキー場の頂上（第6コース）は、小学校の授業や初心者の方も利用していると思います。リフトが動かない状況でも対応できるのではないでしょうか。頂上部分

だけでも雪を搬入したりして、早期に開設することができますが、見解を伺います。

○伊倉直樹社会教育部長 第6コースは、主にスキーやスノーボードの初心者の方々、そしてソリ遊びに御利用いただいておりますが、このコースはリフトがなく、その利用方法は限定的となっております。現在、スキー場のオープンに向け、シーズン初めには頂上から雪を運び入れる作業を行っておりますけれども、お尋ねの第6コースにつきましては、これまでシーズン初めの雪入れを行っておりませんので、小学校の授業等での利用の実態、今後の利用の見込みなどを把握し、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 学校の授業でスキー場を使うということがずっと続けられてきておりますから、やはりスキー場を子供たちが利用できるように、簡単にはいかないでしょうが、そういうことも検討していただきたいと思いますし、そして学校への聞き取りなどをしながら考えていきたいということですので、しっかりとここは進めていただきたいと思います。

私も若干この降雪機について最近考えたのですが、水道管を埋めて入れるのにはかなりお金がかかると思いますが、実際この降雪機を使う期間というのは1か月間ぐらいしか使わないのではないのかなと思います。であれば、リースによるものとか、それから仮設の配管として、消防用のホースを使ったり、呼人のスポーツトレーニングフィールドで芝の水まきに使われているホースを使ったり、そういうことも検討していく必要もあるのかなと思います。そうすれば、あまりお金がかからなくて進めることも可能なかなと若干思ったところです。前回は5億円かかるという話などもされていましたけれども、一番はその管を埋設するというところが大変だという部分があると思いますけれども、その辺を仮設のもので考えて、降雪機自体を購入していくということも検討していっていただけたらなと私は考えるところです。

以上で、質問を終わります。

○松浦敏司議長 ここで、お諮りいたします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、本日は、これをもって延

会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後 5時15分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松 浦 敏 司

網走市議会副議長 永 本 浩 子

署名議員 石 垣 直 樹

署名議員 立 崎 聰 一

6月25日 (水曜日) 第5号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第5日
令和7年6月25日(水曜日)

○議事日程第5号

令和7年6月25日午前10時00分開議
日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問(金兵議員、永本議員、吉都議員、小田部議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

財政課長 小西正敏
市民活動推進課長 田中靖久
健康推進課長 坂上貴幸
健康推進課参事 今野多賀子
介護福祉課長 小沼寛人
商工労働課長 中村幸平
観光商工部参事 田端光雄
観光商工部参事 鈴木崇之
建築課長 小原功
建設港湾部参事 遠藤崇哲
新庁舎開設準備室参事 渡辺昭

教育長 木野村寧
学校教育部長 高橋善彦
社会教育部長 伊倉直樹
学校教育部次長 小中理司
学校教育課長 里見達也
学校教育課参事 中野敏博
スポーツ課長 大西広幸
スポーツ課参事 佐藤潤一

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 本橋洋樹
総務議事係長 和田亮
総務議事係 平間公稀
係 山口諒

○欠席議員(1名)

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
観光商工部長 北村幸彦
建設港湾部長 立花学
庁舎整理室長 武田浩一
市民環境部次長 寺口貴広
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長 本日の会議には、次の議員から欠席及び遅参の届出がありましたので御報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。遅参、立崎聰一議員、30分。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、金兵智則議員、古田純也議員の両指名いたします。

○松浦敏司議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

金兵智則議員。

○金兵智則議員 おはようございます。

私は、先に通告をいたしました2項目について質問をいたします。

まず1項目目は、新庁舎についてであります。

昨日も新庁舎についての質問がありましたけれども、2月25日に新しい庁舎が開庁いたしました。網走市の市街地の中心と言われる場所に設置されたことから、中心市街地の活性化の役割も持っていると、私自身、認識をしております。

開庁時は冬季だったこともあり、今年度に入った4月から新庁舎開庁イベントも続々と行われております。

開庁から約3か月、開庁イベントがスタートしてから約2か月が経過し、人の流れにも変化が生じてきていることを期待するところではありますけれども、網走市のまちづくり、特に中心市街地活性化における新庁舎の役割と、3か月が経過した現状を踏まえ、新庁舎のこれからの方針に対する市長の見解を伺います。

○水谷洋一市長 金兵議員の御質問にお答えをいたします。

新庁舎建設に当たりましては、令和2年9月16日の市役所の位置を定める条例制定に係る委員会に出席し、お話をさせていただいたことを思い出しているところです。

ちょうどコロナ禍の真っ最中で、これまでとの決定的な違いはテクノロジーの存在であり、デジタル技術の発達でどこにいても自由に情報のやり取りができることが、従来と大きく異なるということをお話させていただいたところです。

狩猟社会から農耕へ、農耕から工業へ、工業から情報へという四つの社会に続いて、仮想空間と現実空間が融合した第5番目の社会を迎えるとの認識の下、今やAIの時代と思いきや、それを突き抜けて行っている時代に入り、時間軸の短さに驚いているところでもあります。

新庁舎建設を契機にデジタル化が進み、コンビニ

での住民票の発行をはじめ、公共施設のインターネット予約や決済機能も、市役所に来なくても対応ができる、時代に併せて進んでいるものと思います。

一方、コロナ禍にあって在宅勤務の普及や人との接し方が変わった場面も多くなる中、逆説的に対面の価値というものが、これからはもっと上がっていくのではないか、わざわざ対面で接することに新たな価値が生じたものと言えるのではないかというお話をさせていただきました。

そうしたことを踏まえつつ、新庁舎の供用を開始したことにより、300名を超える昼間人口が増加となり、飲食をはじめとした新たな需要や人の流れが生まれていると感じております。

また、交流スペースや駐車場ではイベントが開催され、新たなぎわい創出への気付が生まれてきたものと考えております。

また、災害発生時には、対策本部機能や一時避難場所となる防災拠点としての機能を兼ね備えたものとなっていると考えております、建設を開始する令和2年9月時点ではまだ決まっておりませんでしたが、女満別空港・網走呼人間の高規格道路の新規事業化も決定されるなど、この地域の大きな変化が、今後、あるものと考えているところです。

○金兵智則議員 御丁寧に御説明をいただいたと思います。

人の流れが少しずつ出てきていると市長も感じておられるという答弁もありましたので、これからも期待するところでありますけれども、これまで行われてきた開庁イベントには、多くの市民が集まっているというお話を伺っております。

イベント後などに多くの方が街へ流れてくれば、活性化の一助になるのかなと考えるところですけれども、開庁イベントに対する実績、市の評価について伺いたいと思います。

○武田浩一庁舎整理室長 新庁舎開庁記念事業のイベントについては、これまで4月26日に網走商工会議所、網走中央商店街振興組合との連携による餅まきや、網走ちゃんぽんの振る舞い、よさこい演舞などによる祝いの広場を皮切りに、5月14日にジャズカルテットによるミニコンサート、5月18日にニボネ応援プロジェクトによる子供を中心とした遊びの広場、6月14日に北海道日本ハムファイターズ網走後援会による野球のパブリックビューイングを実施し、計4回開催しております。

イベントには、1回目が約550人、2回目が約210

人、3回目が約400人、4回目が約700人の皆様に訪れていただきました。

これからは、今週末になりますが、6月28日に北海道警察音楽隊、カラーガード隊の演舞や、はしご車の体験搭乗、防災に関する体験・展示など、7月5日にはピアノ系インフルエンサーによるコンサートを予定しているところです。

評価のことですが、新しい庁舎を身近に感じていただけたものと考えております。

今後は、今回、実施した各種イベントをきっかけに、市民の皆さんによる市役所を活用したイベントの創出など、市民の集まる憩いの場として積極的に活用されることを期待しているところです。

○金兵智則議員 多くの皆様がお集まりいただいたのだなということと、今後もにぎわいの創出をしていけるように、というお話もありました。

総合戦略の中にも、KPIとして歩行者数がありましたよね。たしか中心市街地を歩く人の数というのがありました。

それは今後、また調査されることになりますので、それに結果としてつながってくることを期待したいなと思いますけれども、市民の皆さんに市役所を身近に感じてもらう、使ってもらうといった中で、開庁してから携帯電話の電波が不安定といったような課題が報道されておりました。

現在、その課題については解決されているという認識ですけれども、それ以外に、開庁してからこれまで、思いもよらないような課題があったのか、もしあったとすれば解決されているのか、お伺いしたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 新庁舎ではスマホのキャリアによってつながりにくいという事象がありましたが、これは5月下旬に解消しております。

このほかでは、手すり、窓枠、展示サイン、トイレなどの小修繕がありましたが、大きな課題はございません。

○金兵智則議員 大きな課題はなかったけれども、ちょっとずつ実際に運用してみると、課題はあったのかなと思います。

新庁舎に関しては、市民の皆様から評価の声や、また、逆に不満の声など、様々なお話をされているところであります。

私たちにも聞こえてきていることを考えると、市役所にも直接意見が届いているのかなと思うのですが、実際、どのような状況なのか、お伺いしたいと

思います。

○秋葉孝博企画総務部長 現時点での市民の皆様から新庁舎に対する評価や不満の声は、具体的にはいただいておりませんが、来庁された市民の皆さんや事業者の皆さんとの会話の中では、庁内が明るくなったり、中心市街地の活性化につながる、一時避難場所があり安心できるという感想がある一方、職員に声をかけづらいといったお声もいただいております。

○金兵智則議員 直接、電話などではないけれども、会話の中ではあったというお話なのだと思います。

そういう声は大事にしていただきたいなと思うのですけれども、新庁舎については市民の皆様にわかりやすく、また、動きやすいように案内板を設置し、工夫をされているということは、私自身も承知しているのですが、まだ慣れていないのか、使い勝手が悪いという声が聞こえてくるのが現実です。

時間が解決してくれるものもあると思いますが、例えばエレベーター前には何階に何という案内表示がありますけれども、エレベーターに乗ってしまうと、エレベーター内に表示がなく、不便であるといったような声がありました。

また、階段で上がってみたら、階段の入り口や踊り場などにも案内がなくて、途中でわからなくなってしまうといったような声もありました。

そのような声に対して、どのように対応していくのか、考え方について伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 ただいまの議員の御指摘にあるような来庁の方に御不便をかけている状況や、時間の経過においても慣れないような部分につきましては、適宜改善してまいります。

○金兵智則議員 改善をしていっていただけるということですので、皆様方の声を大事にしながら、ちょっとずつ改善していただければなと思います。

今回の庁舎の大きな変化は、職員の皆さんの作業スペースと、市民の皆様の動線がカウンターで仕切られていることが挙げられると思います。

職員の皆様の安全を守るといった観点からは大変有意義だと思うのですけれども、私に聞こえてくる声で一番多かったのが、先ほど部長も耳にしているという答弁がありましたけれども、カウンターの外で困っていても、誰も気にかけてくれないというものです。

職員の皆様も忙しく仕事をされていると思いますので、常に気を配っておいてください、ということは言えませんけれども、市民の皆様がカウンターを

壁に感じてしまっている現状は、何とか改善しなければならないと思いますが、見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 新庁舎開庁後、今、お話にありましたとおり、職員がお客様に気づくことが遅れるといった点が見られましたので、3月下旬に職員に対し、困っている方に積極的に声をかけ、職員一人一人が市民の立場となり、親切丁寧な応接を心がけるよう、周知をしたところです。

建物の構造やセキュリティーの面ではプラスであっても、来庁される方にはマイナスの面があることを意識しながら、積極的な声かけ、親切丁寧な対応に努めてまいります。

○金兵智則議員 職員の皆さんも接客で待っているわけではなく、それぞれお仕事がありますので、例えばカウンターのところに、もし人がいなければピンポンと鳴るようなボタンを置いてみるなど、なるべく工夫をいろいろして、庁舎はもう行きたくないというような声が出ないように、庁舎に集まりたいと言っていただけるように、今後、していただきたいなと思いますし、中心市街地の活性化という面で、今後のまちづくりの方向性については、また別の機会でやらせていただけたらなと思います。

次に2項目め、学校教育についてお伺いをしております。

さきの報道にもありました、少子化がますます進んでいるようです。先日、厚生労働省が2024年の人口動態統計を発表いたしました。合計特殊出生率は9年連続で低下して1.15となっており、過去最低を記録いたしました。北海道の出生率も1.01と、全国で3番目に低く、こちらも過去最低となっております。

網走市も出生数は減少している傾向であります、たしか令和4年が約180人、令和5年が約140人、令和6年については、さらに少なくなるのではないかといった答弁があったと記憶しております。

そうなってくると、学校のクラス単位ということで考えると、1学年が3から4クラスで収まってしまうような状況です。

ただ、そのような中でも、網走の未来を担う子供たちの教育行政に関しては、様々な施策を行っていくかなければなりません。

教育長は、今回が就任されてから初の議会を迎えておりますので、小学校や中学校、高校までを含めた、網走市の教育行政に対する教育長の思いを含めた所信をお伺いいたします。

○木野村寧教育長 このたび、教育長という大任を拝命し、網走市の教育行政を預かる者として、その責任の重さを日々痛感しているところです。

本日、就任後初の議会ということで、網走市の学校教育行政に対する教育長としての思いを含めた所信を、ということでしたので、私から4点お話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、教育は連續性、継続性が大切であると考えておりますので、前教育長が本年3月に教育行政執行方針でお示しした教育施策の継承を基本とし、進めてまいりたいと考えています。

途中で立ち止まるなど、熟考が必要な場面も出てくるとは思いますが、目の前の課題や実態をしっかりと見据えた上で判断をしていくという姿勢で臨みたいと考えております。

二つ目は、教育委員会は自走する学校を伴走する存在でありたいということです。

教育は人なりと言われますが、人は理屈だけではありません。校長と教職員、教職員と児童生徒の間には、情であったり、対話であったりが必要だと思います。教育委員会と学校の関係も全く同じだと思います。

進むべき方向やゴールはしっかりと示して、その後の手段は任せ、支援するという姿勢を大切にしたいと考えております。

三つ目は、学校を児童生徒の主体性や協働性といった資質能力を育む場にしたいということです。

日本の教育は、長年、記憶が中心の授業をし、みんなと同じことができる事を大切にしてきました。しかし、今は時代の変化に連動して、人と違うことに意味や価値があることを重視するようになりました。学校でもそれを重視した教育をしていかなければならないと考えています。

児童生徒に当事者意識を持たせ、自己決定の場面を増やし、仲間と対話をし、合意形成を図る。そのような教育が展開されることを目指したいと考えています。

最後に、議員の御質問の中に、小中学校の少子化への対応、高校までを含めた教育行政という御指摘がございましたが、大変重要な問題であると私自身も認識をしています。

まずは網走市としての基本的な考え方の確定、中長期スパンを見据えたビジョンの策定からスタートすることになるかと思いますが、小中学校で言えば、

網走市は15校という数の多さ、高校で言えば、中学校卒業者数の急激な減少等々、基本構想を策定するには検討しなければならないことが多岐にわたり、大変難しい問題であると認識しています。

網走市としての考え方やビジョンが確定するまでの間、中学校区内における小小連携・小中連携の推進により教育効果を高めること、また、高校の協力も得ながら、中高連携も活性化させていくということを考えております。

少子化という大きな波が押し寄せる中ではございますが、この状況を悲観的に捉えるのではなく、一人一人の子供たちによりきめ細やかな教育を提供できる好機と捉え、教育内容の質的向上に努めてまいりたいと考えております。

網走市の子供たちが未来の希望を抱き、自らの可能性を信じて大きく羽ばたけるよう、教育行政を推進してまいる所存です。

○金兵智則議員 ありがとうございました。丁寧にお話をいただいたのかなと思います。

教育長と同じ考え方を持てるところも多々あると思いますので、あらゆる場面で議論をしながら、子供たちの教育がよくなっていくように、一緒にやっていけたらなと思っております。

その中で、それでは、高校関連についてお伺いしていきたいと思うのですけれども、北海道教育委員会は政府の高校授業料無償化拡充の方針を受けまして、道内全ての中学生と保護者を対象としたアンケートを始めるということが報道されました。

北海道教育委員会高校改革推進室は、公立校の魅力向上や高校の適正化配置に役立てたいとしているそうです。

市町村教育委員会を通じてアンケートを行い、夏にも結果をまとめるといったような報道内容でした。

網走市もこれを受けて、今、すぐーるというアプリを活用し、アンケートの依頼を行っておりますけれども、市としてはこのアンケートをどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 高校の授業料無償化に関するアンケート調査についての捉え方ですが、市内中学校の生徒数減少、市外進学者の増に加え、現在、国で検討中の私立高校の加算額引上げにより、全ての高校で授業料が無償化された場合には、市外進学者がさらに増える可能性があり、本アンケートにおける生徒及びその保護者の認識を把握できるものと考えており、その結果については注視してまいりた

いと考えているところです。

○金兵智則議員 わかりました。このアンケートの回答に関して、例えばこのアンケートの答えが、多分、網走市には来ないで、真っ直ぐ道教委に行くと思うのですけれども、網走市としての関わり度というのは、どの程度のものなのでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 本アンケートにおける網走市との関わりについてですが、北海道教育委員会からの本アンケート実施に係る通知と合わせまして、当市所管の中学校、中学生及びその保護者宛ての周知依頼がございましたので、今回、市内中学校長宛てに電子メールより周知を行ったものでございます。

各中学校から保護者宛ての周知方法につきましては指定しておりませんが、市内中学校6校のうち4校で、先ほど議員がお示ししましたとおり、今年度から入れたすぐーるというアプリを使いまして、周知をしたところです。残りにつきましては、文書で周知をさせていただいたという状況です。

なお、回答につきましては、北海道電子自治体共同システムというものを使っておりますので、直接、道教委宛てに送信されるものですので、網走市を経由するといったことではございません。

○金兵智則議員 ということは、今のところ北海道が始めたアンケートで、市町村の協力を仰ぎながら、回答も全て北海道に行くといった状況なのだと思います。

先ほど部長の答弁の中で、生徒や保護者の意向を知れる重要なものだというような説明があったのですけれども、これ、子供たちに直接といったようなことは何かされているのですか。すぐーる以外に、例えばChromebbookに子供たちへお願いをしているというようなことはあるのですか。

○高橋善彦学校教育部長 Chromebbook、1人1台端末に、市からの配信といったところかと思うのですけれども、現在のところは、最初に周知を学校から依頼したというのが第1段階で、その後に一定期間がたった後、リマインドとして入れていない方については、ということで、市教委からすぐーるで一斉送信させていただいた状況です。

○金兵智則議員 網走市としては、すぐーるを活用してやろうということを決めて、その流れで今やっている最中なので、特に子供たちのChromebbookにも、子供たちに対して直接アンケートを依頼するのではなく、家に帰って保護者と相談しながらアンケートに答えてほしいといったような流れな

のかなと思いますけれども、アンケート結果についても、北海道に届くといったところまではわかつたのですが、北海道から網走市に還元と言うか、情報提供みたいなものはあるのでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 道教委からの通知によりますと、本アンケート調査の結果につきましては、集計後、希望により市町村内分の結果を提供することも可能であるとされておりますので、道教委の調査結果がまとまりましたら、当市分の情報提供を受けたいと考えております。

○金兵智則議員 これは重要な情報だと思いますので、ぜひとも希望していただけたらと思います。

というのも、網走市は今年度80万円の予算を計上し、魅力ある高等学校あり方検討事業というのを行っています。

この事業内容については3月の予算特別委員会でも伺っておりますので、ある程度は把握しているつもりなのですが、その中の高校のあり方検討懇話会で、市内高校の在り方の方向性と論点整理を3月中旬にまとめるというお話がありました。それがどのような結果だったのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 昨年度設置されました網走市内高等学校の在り方についての検討懇話会の中では、市内二つの公立高校を取り巻く状況や、市内産業との関わりなどを踏まえ、当市における今後の両高校の在り方についての課題整理を行い、その基本的な考え方を提言書として本年3月に取りまとめ、教育長宛てに提出がなされています。

提言書につきましては、これまで二つの公立学校がともに地域の教育や人材育成のために、その役割を果たしてきたが、近年の中学校卒業者数の減少や、進学に関する考え方の多様化によるオホーツク東学区外への流出により、近い将来、現状の維持は困難になることが予想されること、また、生徒数の減少に伴う教員数の減少は、教育の質の低下や行事の規模縮小などの学校運営だけではなく、地域社会全体に多大な影響を及ぼす可能性があることが指摘されています。

さらに、地元高校生の減少、市外流出は、地域経済にも大きな影響を与え、未来のまちづくりにも関わる重要な課題と考えられることなどから、今後の本市における高校の在り方については、市内二つの高校を存続させた上で、それぞれが担う役割をさらに明確化し、特色ある学校づくりの推進、生徒一人一人の資質・能力を伸ばすための教育の充実に向

て、令和7年度末までに魅力ある学校づくりに向けての、より具体的な方策の検討が必要であるという提言をされたものです。

○金兵智則議員 今のところ、方向性、論点整理がまとまった提言書の中身の説明についてはわかりました。

この検討事業に関して、検討協議会を立ち上げ、スケジュールも含めて内容を議論していくということでありました。

今、提言書では、令和7年度末までに、存続の上、どのような特色ある学校にしていくかという、また、方向性を考えていくという答弁だったと思うのですが、それを議論する協議会には、市民公募も、という答弁もあったと記憶しているのですけれども、今のところ、協議会委員の市民公募をされている様子は見受けられないのかなと思っているのですが、この辺についての現状はどのようにになっているのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 検討協議会の構成につきましては、市内2校の高校の校長及びそのPTA会長をはじめ、東京農業大学、商工会議所から参画をいただき、これに市の関連部署を加えたものを基本としています。

今後、協議検討の内容に応じまして、都度、市民の方や専門家にも御参加いただき、御意見を伺ってまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 今のところ、協議会は立ち上がっているけれども、市民公募はこのタイミングではないという、今、答弁だったのですか。

○高橋善彦学校教育部長 現段階における市民公募というのはございませんので、協議する内容によって、それぞれ専門家ですか、市民の方に加わっていただくという考え方でございます。

○金兵智則議員 聞けば聞くほど、ちょっと難しくなってきたなと思っているのですけれども、この事業について、80万円の予算を計上している今年度は、どのような結果を求めているのでしょうか。今一つ判然としないのですが、説明をお願いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 当該事業につきましては、本年3月の検討懇話会の提言書に基づき、市内高等学校2校を存続させるため、地域に根差した魅力ある高等学校づくりの具体の方針及び方策について検討をするものです。

今年度内にその検討結果を取りまとめ、北海道教育委員会に対し、網走市としての方向性を提案して

まいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 具体的な方針を取りまとめて、北海道教育委員会に要望するまでが今年度ということですね。

それで、この魅力ある高等学校あり方検討事業の目的は達成されるということですか。その先はどうなっていくのですか。それを北海道に要望した結果は、その要望を北海道が聞いてくれるかどうかというのを待つだけの話になるのですか。今一つ、どこをどう目指しているというのが、僕にはわからないのですが、わかりやすく説明してもらってもいいですか。

○高橋善彦学校教育部長 まずは、今、申し上げましたとおり、2校存続といったところに主眼を置いて取り組んでいくというところです。

それに当たっては、特色ある、魅力あるといったところが、大変重要であると認識しておりますので、まずはそういった部分を北海道教育委員会に提案させていただいた後、それを具現化と言いますか、実体化していくに当たっては、さらに議論が必要になっていくものと考えております。

それに当たって、市としまして、支援とか、そういった部分も出てくるかもしれませんけれども、それについては引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 何となく方向性はわかったのですが、そうなると、もう少しスピードアップをしなければいけない。令和7年度末までということで、早くできることにこしたことではないと思うのですけれども、たしか予算特別委員会の中でも、これは非常に重要な事業なのでスピーディーにやってください、といった中で、令和7年度末、1年をかけて、検討しなければいけないことがたくさんあるのかもしれないですけれども、今一つスピード感が見えないのですが、その辺のお考えはどうなのでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 議員の御指摘のとおり、スピード感は大変重要視される部分であると認識しています。

検討協議会につきましては、月1回を最低としてやっていることを確認しているところですので、内容によっては開催頻度が増えていくという認識をしておりますけれども、一定の方向性を示すのは7年度末までに、というような考え方で、これから進めていくものでございます。

○金兵智則議員 この事業において、網走市の高校

が魅力あるものになっていって、中学生の選択肢の上位に来るということを願っておりますけれども、網走市にある二つの高校で市政報告会を議会は重ねてきておりますけれども、周辺自治体から通う生徒が少なくないことも印象に残っております。

一方で、人口減少、特に年少人口の減少を見ていくと、2月に公表された網走の人口ビジョンでも25年後の2050年には55%ほど減少することになっております。

ただ、周辺自治体のほうが急激に年少人口の減少が進むのではないかということも耳にしております。

網走市内の高校存続を考えるならば、周辺自治体の年少人口の減少について把握した上で、取り組む必要があると考えますが、この点についてはどうなっているのでしょうか。周辺自治体の年少人口の状況を含めて、明らかにしていただきたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 ただいまの議員の御指摘のとおり、市内の高校存続を考える上では、周辺自治体の年少人口の状況を把握することが必須であると考えているところです。

国立社会保障・人口問題研究所によると、近隣町の年少人口の減少率は44%から61%と見込まれているところであり、この部分についても検討協議会の中でお示しをし、議論をいただく部分であると認識しています。

また、市内2校における網走市以外からの入学生徒割合は、令和6年度実績で、南ヶ丘高等学校が約35%、桂陽高等学校が約31%となっています。

周辺自治体も網走市と同様の人口減少が見込まれますので、引き続き人口動態を注視するとともに、このような中で、いかに市の内外から選ばれる学校であるかという点について協議してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 そのような中で、お隣にある大空高等学校の状況を、網走市としても把握していると思います。入学を希望する生徒が急増し、倍率が高くなっているのは御承知のとおりです。

また、通っている生徒も周辺自治体に限らない状況となっており、優秀なのにもかかわらず、道内や道外を含め、大都市圏や出身地での教育に馴染まなかつた生徒が集まっているということも聞き及んでおります。

つまり、網走市内の高校存続を考えるならば、隣町で、かつ定住自立圏を構成する大空町にある大空高等学校の成功例から学ばない手はないのではない

かと考えるところであります。

そこでお伺いしますけれども、大空高等学校の教育的魅力がどこにあって、大空高等学校の生徒の構成は、周辺自治体、道内、道外など、どのようになっているのか、網走市としては把握をされた上で検討協議会に臨むおつもりなのか、それとも、この協議会で調査をする予定なのか。あるいは、そのような考えは今のところない状況なのか、どのような状況なのか、見解をお伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 大空高等学校は令和3年4月、道立女満別高等学校と町立東藻琴高等学校が発展的統合をする形で、町立の全日制総合学科高校として開校しています。

大空高等学校の特色としては、普通教科以外に農業や商業などの専門的な教科を学ぶことができる総合学科の高校であること、また、自分の興味や進路に合わせて科目を選択し、時間割を組み立てができるなど、個別最適な学びの実践、公設塾や寮を整備し、学力向上だけではなく、予測困難な時代を生き抜く社会的な力の育成、生活までもサポートしていることなどが挙げられていると認識しています。

大空高等学校の在校生の出身地構成につきましては、町内から31名、町外から21名、管外から15名、道外から36名の合計103名となっています。

本事業におきまして、近隣の高校の状況も見据えた上で、網走市内の2校の担うべき役割をより明確にし、魅力ある高校づくりのための具体策について検討してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 属性について伺いましたけれども、そこまですごかったのだなど、道外からもそれほど多く来ているのだなということが、今、初めてわかりました。

身近に、とてもいいお手本と言っていいのかわかりませんが、うまくいかれた高校もあり、そして、定住自立圏も結んでいるわけですから、そこと似たようなことをやればいいというわけではなく、多分、すみ分けも必要になってくるのだと思いますので、その辺を踏まえながら、今後も魅力ある高校づくりを進めていっていただきたいと思いますし、また、場面、場面で、やり取りをさせていただけたらと思います。

次に、以前も質問をしました小規模特認校の状況についてお伺いいたします。

改めて確認をいたしますけれども、呼人地区外か

ら呼人小中学校に通う児童生徒はどのくらい増えたのか、また、地区外から通っている児童生徒が呼人小中学校をどのような理由で選んだのかについて、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 令和7年度より小規模特認校としてスタートしました呼人小中学校の校区外からの特認入学者の状況ですが、小学校で5名、中学校で3名の入学がございました。

また、小規模特認校を選択された理由は個別で様々ございますが、入学前に行われた保護者や児童生徒との校長面談におきましては、少人数による丁寧な学習指導が期待できる、上級生や下級生のつながりなど学校の雰囲気が子供に合っている、現在の校区内の学校とは違った新たな教育環境で学びたい、といった声があつたものと把握しています。

○金兵智則議員 様々な理由で、少人数の教育のほうが子供に合っているという判断が保護者にもあつたのだだと考えるところです。

そこでお伺いしますけれども、呼人小中学校の児童生徒を増やすためには、一つに保護者の送迎負担の課題、そして二つに放課後の学童保育や児童館未整備の問題があつたかと思います。このことに対する検討状況について伺います。

○高橋善彦学校教育部長 小規模特認校への特認入学の要件といたしましては、児童生徒の通学にかかる安全確保は保護者にお願いをすること、また、その費用負担についても保護者負担とすることで定めておりまして、あらかじめこの点についての説明と御理解をいただいた上で、入学手続を進めさせていただいているところです。

小規模特認校制度の導入は、特認校の児童生徒数を増やすためではなく、学区外からでも希望する児童生徒を受け入れ、多様な学びを応援するための一つの選択肢を設けたものでございます。

保護者の送迎負担、また、放課後における学童保育や児童館の環境が呼人地域にはないといった課題につきましては、現時点でまだ具体的な改善策や支援策の立案には至っておりませんが、小規模特認校として動き始めた初年度でもありますので、今後の申込み状況や児童生徒、保護者からの声を聞きながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 保護者は送迎も自分でやらなければいけないことを納得して来ているので、という説明が最初にあつたかと思います。

それが理由で、ここを諦めざるを得なかった状況

があるとすれば、そこについての課題の解決に向けた検討を今後もしていくという話でしたので、それを待ちつつ、今後もやり取りしていかなければいけないのかなと思います。

そこが課題になっているのであれば、そこを何とか、増やすことが目的ではないという説明もあったのかなと思いますけれども、行きたくても行けない、自分には合っていて、ここがいいけれども、保護者の負担では行けないような状況があるとすれば、そこはきちんと検討していかなければいけない課題だと思います。

お伺いしますが、昨日もやり取りがありました不登校が増えている状況です。

令和6年度末の状況で101名という答弁もたしかあったのかなと思いますが、人数の増加傾向ということはわかったのですけれども、割合についても増加傾向であるという認識でよかったです、改めてお伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 不登校における児童生徒数の全体に占める割合ですけれども、現在、小学校で3.1%、中学校で7.7%となっておりまして、小学校におきましては増加傾向、中学校で行きますと横ばい傾向という状況です。

○金兵智則議員 ということは、全体で行くと人数も割合も増えてきてしまっているのだと思います。

現在、法改正により多様な学びの場を保障することになっているのは御承知のとおりだと思いますし、昨日も、多様な学びの場を保障することについて、学校内の別室登校、放課後学習や面談の実施、自宅での学習支援に対する対応、オンライン学習の実施、教育支援センターの活用と連携により、多様な居場所の提供に努めているという答弁がありました。

それらの対応で、学校以外の学びの場を十分保障できていると捉えてよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 昨日、石垣議員の御質問でも答弁させていただいた内容を、今、お示しいただいたかと思うのですけれども、そういったような対応を今してきているところでございますが、必ずしも十分保障できているかというお尋ねにつきましては、不登校児童生徒一人一人の状況やニーズが多様ですので、現状の取組だけで全てのニーズに応えられているという状況にはございません。

それぞれの児童生徒に最も適した学びの場を提供できるよう、引き続き既存の教育支援センターの機

能強化に加え、必要に応じて関係機関との連携をさらに密にし、児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができるよう、その環境を整えることが必要であると認識しているところです。

○金兵智則議員 そうですよね。もちろん、ここまでやっているのでもう十分ですというような答弁にはならない。それぞれ個別のニーズがありますので、そういう状況なのだと思います。

ということであるならば、例えば少人数教育が可能となっている呼人小中学校に通うための課題、先ほど説明させていただいた2点について、解消を検討しながら、不登校になっているお子さんやなかなか人数の多い学校では適応できずに苦労されているお子さんなどに、呼人小中学校を紹介し、そちらへの通学を促すといったことも、今後、検討していかなければならぬのではないかなどと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 少人数教育が可能である呼人小中学校への通学促進に関して、不登校児童生徒や、人数の多い学校環境で適応に苦労されているお子さんにとって、よりきめ細やかな指導が期待できる少人数の環境は、有効な選択肢としてなり得る可能性が十分あると認識しています。

御指摘の課題となっている2点につきましても、引き続き検討しながら、不登校児童生徒や大規模校での適応に課題を抱える児童生徒に対し、個別面談や教育相談等を通じて、それぞれの状況を丁寧に把握した上で、呼人小中学校のような少人数教育の場も含め、より適切な学びの場に関する情報の提供を行ってまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 二つの課題に対応しながら、選択肢の一つとしての御説明もされていくといったような答弁だったと思いますけれども、呼人地区町内会連合会と学校などが連携して、昨年度、呼人クエストという名称の会議体が設置されているそうです。

この中で、まず課題の一つとして挙がっている保護者の送迎負担の問題については、呼人地区は昼間の人口が増える地域、つまり、通勤のため、朝、呼人に向かう労働者が多い土地柄であることから、その車両に乗せてもらうような仕組みなり、取組なりがあれば、保護者の送迎負担は軽減可能で、下校時はどこバスや鉄道を活用すれば、少なくとも網走市内には戻れることから、対応はできるとの考えが示されたと伺っております。

学校教育部はもちろんですけれども、市民環境部

や観光商工部など、関係部署が連携する中で、この課題の解決に積極的に協力していくことが、多様な学び場を提供するための一つになるのではないかと思いますけれども、見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 呼人小中学校の小規模特認校としての取組については、呼人地区町内会連合会が主体となり、課題の解決に向けて新たな御提案など、様々な御協力をいただいておりますことは、学校を通じて伺っているところです。

御提案のありました送迎負担の課題解消策につきましては、児童生徒の通学に限らず、地域にお住まいの方々の交通弱者対策にもつながる可能性があるものと考えております。

その検討に当たっては、地域のニーズ把握やかかる経費、また、事業実施による効果などをよく研究する必要がございますので、市といたしましては関係する部署とも連携しながら、対応を図ってまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 今後の推移を見守りたいと思います。

次の質問に移ります。本年4月に、網走市では学校において情報漏洩に関する事案が発生いたしました。

1件は答案データを誤ってアップロードしてしまった件。もう1件は全国的にも報道され、問題となりました卒業アルバムの制作を受注していた事業者からアルバムに記載されていた情報が漏洩したおそれのある事案の2件であります。

人為的ミスによるもの、サイバー攻撃によるものと、情報管理の難しさが改めて浮き彫りになったのかなと感じました。

小中学校は児童生徒の安全を守り、一人一人と向き合うために、様々な情報を家庭と共有しなければなりません。昨日の答弁にもありました。

また、以前よりも個人情報に関する意識が高まっていることもありますし、教員の方々は個人情報に対して細心の注意が必要で、多くの苦労をされていると考えるところですけれども、個人情報に関する学校での指導、研修などはどのようにになっているのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 個人情報に関しては、網走市立小中学校パソコン・コンピューター使用及びデータ等管理に関する基準に基づき取り扱われております。

指導につきましては、学校管理職から職員会議等

において職員全体への定期的な指導を行っているところですが、今、お示しされたように、本年、情報漏洩事案が発生しておりますので、新たに市が主催する情報セキュリティーに関する全教職員向けの研修の実施を、今後、予定しているところです。

引き続き学校と連携し、個人情報を含む情報リテラシーの向上に努めてまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 教員の皆さん、忙しい中で、さらにそういったことをしなければいけないというのは、なかなか大変だなと思いますけれども、先ほど教育長のお話に、生徒と先生の間には情と対話が必要だといったようなこと也有ったと思います。

その中で、今までと違って、言ってはいけないような内容を話してしまうこともあるかもしれませんので、情報の大切さというのは、今一度、時代が変わってきてているというところもありますので、しっかりと行つていっていただきたいなと思いますけれども、例えば、個人情報を漏洩してしまった場合、個人情報保護法の抵触のおそれもあります。

様々な対応を取らなければならなくなりますけれども、そのような事態を起こしてしまった場合、市としてはどのような対応となるのか、伺います。また、処分についての考え方も併せてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 情報漏洩が発覚した際には、その他の事故と同様、第一に学校から教育委員会への事故報告を求めております。

この報告に基づき、二次被害の防止、原因の究明及び再発防止のため、学校と連携の上、指導・助言をいたします。

また、処分につきましては、市教委からの報告を基に、北海道教育委員会が懲戒処分の指針に基づき決定することとなっています。

教育委員会といたしましては、原因の究明と再発防止を徹底するため、引き続き学校への指導に意を用いて取り組んでまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 わかりました。そのようなことにならないように、教育委員会がサポートしていっていただきたいなと思っております。

最後に、中学校体育文化振興補助金についてお伺いいたします。

3月議会の予算特別委員会でもいろいろと議論をさせていただいたと思っております。宿泊費の限度

額については、生徒と引率者の額を同一にすること、その額については、決算見込みから上限額の引上げについて前向きに検討するということを、当時の教育長にも答弁いただいたと思っておりますけれども、実際、令和7年度からはどのようになったのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 中学校体育文化振興事業補助金における宿泊料の上限額につきましては、令和5年度及び令和6年度の決算状況の精査と、物価高騰などの影響を勘案し、算定したところです。

その結果、従来の生徒8,000円、引率者1万円と定めていたものを、生徒・引率者とも同額の1万3,000円に改めたものでございます。

○金兵智則議員 前向きに検討していただいた結果、1万3,000円までやつていただけたのかなと思います。

決算の状況を見てという答弁がずっとありましたけれども、可能であるなら、予算時にその説明をしていただくのが一番スムーズな流れだったのかなと思っておりますので、いろいろと検討しなければいけないことがあったかとは思いますが、今後、そのようにしていただけたらと思いますけれども、今回の1万3,000円については、大いに評価をしたいと思っております。

その中で、交通費についても伺っていきたいと思いますけれども、交通費は、バス、JR運賃を基本とするが、貸切りバスが適当な場合は、その実費、遠距離の場合や道外、特に教育長が認めた場合は飛行機というふうに明記されておりました。

多分、金額が改正されても、要項の中身はそれほど変わっていないのかなと思っていますが、例えば保護者の自家用車で行かざるを得ない場合の車代というような考え方は、これまで検討されたことがあったのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 自家用車利用に関する補助につきましては、地域クラブを当該事業の対象とした際に検討した経過はございますが、その支援の詳細、要件等が整わず、要項改正に至ってはいません。

今後の部活動の地域展開を見据え、要件、補助内容等については、引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 この部分は、今、部長が言ったとおり、今後、スピーディーに検討していかなければならないところの一つかなと思いますので、その検

討の経過については、また違う場面でというふうに思います。

一つお伺いさせていただきたいのですけれども、先ほどもありました、この要項の中にある貸切りバスなどを利用することが適当な場合というのは、具体的にどのような場合を指しているのか、御説明をいただきたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 貸切りバス等を利用するすることが適当と判断される場合につきましては、大会、コンクール等の開催時間、会場などの都合により、公共交通機関による移動が困難な場合や、会場までのアクセス上の問題により、貸切りバスを利用すべき場合と決めております。

○金兵智則議員 今の説明によると、メインは貸切りバスになってしまうという理解になるのかなと思いますけれども、やはり貸切りバスの利用が間違いない多いですよね。

○高橋善彦学校教育部長 実態としましては、札幌市などの公共交通網の発達した都市部の大会へは鉄道利用が多く、近隣自治体をはじめ、それ以外の地域については、会場へのアクセスなどの問題により貸切りバスの利用といったところがメインです。

○金兵智則議員 それらを踏まえてお伺いしますけれども、大会参加時に貸切りバスを2校以上の学校で、共同で借りる場合もあると伺っております。

同じ場所に行くのですから、席に余裕があれば、大変効率的なやり方だなと思うところでありますけれども、こういった場合は、多分、各校の顧問の先生たちで打合せをしながら決めていくのかなと思います。

一方で、所属の学校には部活動がなく、練習はクラブチームに所属しながらしているのですけれども、大会参加時は所属の学校から参加されている選手もいます。そのような生徒たちは、学校に部活がないということですから、もちろん顧問の先生も存在しません。そういった場合、大会場所への移動は、親の協力を仰ぎながら、親の負担で現場まで移動している状況です。

網走から大会会場に移動するのに、部活が存在する学校からはバスを使って複数校で移動し、一方で、その競技をやりたいにもかかわらず、所属の学校に部活がないため、親に負担をかけている生徒が存在しているのです。

これは公平というところから見たときに、公平にはなっていないのかなと思います。だからといって、

交通費を支給するように、といったことは、今後の検討課題だと僕も認識をしているので、支給するようにしてほしいと言っているわけではなくて、部活がない学校の生徒も、一緒にバスで行けるような体制にすることを求めることが求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 在籍校に希望の部活動がない場合の大会会場への移動手段についてですが、部活動における大会参加では、生徒の安全管理について、学校長の責任の下、教員等が引率しているところです。

在籍校に部活動が存在しない場合で、在籍校から大会に参加する際の移動手段につきましては、生徒の安全管理責任の問題もございますことから、保護者の皆様による送迎で対応いただいているところです。

複数校が共同で借り上げるバスへの同乗につきまして、中体連が主催する大会に關しましては、在籍校に部活動がなくとも、当該校の教員が引率することとなっていますので、関係校と協議調整の上、可能であると認識しています。

ただいま議員のお話の件につきましては、学校へ状況を確認の上、共同借上げバスへの同乗について検討してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員 できるという答弁だったので、検討ではなく、やってください。検討ではないです。やれるならやってください。例えば生徒がそこに同乗したいというなら、やってあげてください。それは間違いない次からやってもらってもいいですか。大丈夫でしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 今、中体連には必ず引率教員が、ということがありましたので、教員が引率した上で同乗するということを、各学校にも周知したいと思っております。

○金兵智則議員 教員の都合が悪くて行けないのであれば、子供たちはそれには乗っていけないとなってしまうということですね。

その辺の調整は、教育委員会でうまいことやってあげて、乗りたいのであれば乗せてあげるということをできるようにしてもらうという理解でよかったです。

○高橋善彦学校教育部長 今おっしゃるとおり、その旨、学校には周知を図ってまいりたいと考えているところです。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのため、休

憩いたします。

再開は11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

永本浩子議員。

○永本浩子議員 公明クラブの永本でございます。私はさきに通告させていただきました3項目について質問させていただきます。

それでは、まず1項目めの高齢者向けシェアハウスについてお伺いいたします。この高齢者向けシェアハウスについては、令和2年12月の一般質問でも取り上げさせていただきました。

市からは、現在、市の住宅施策におきましては平成27年度策定の網走市住生活基本計画に基づき進めておりますが、新たな住居形態の検討等、今後の住宅供給において、需要の動向及び国の制度などを調査・研究してまいりたいと考えております、との答弁をいただいたところです。

しかし、先日、ある方から、一人になり、支え合い仲良く生きることを考えています、年寄りの共同生活の場所、シェアハウスを造ってほしい、という御要望をいただきました。

また、このたび政府が高齢者向けの小規模シェアハウスを全国展開するという報道があつたため、今回、改めて質問させていただくことといたしました。

御存じのとおり、日本は世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。団塊の世代の皆様が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年を迎えると、令和7年度の高齢者白書によりますと、国全体では65歳以上の高齢者人口が約3,624万人に達し、高齢化率は29.3%、総人口の約3分の1を占めるとされております。

今後、総人口は減り続ける一方で、高齢者は増え続け、2070年には高齢化率が38.7%になるという推計値が示されておりました。さらに、65歳以上の単身高齢者は男女ともに増加するとされておりました。

当市の高齢化率と単身高齢者数、また、今後の予測についてお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 まず、高齢化率についてですが、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和7年6月1日現在で34.6%となっております。

また、国勢調査結果に基づく高齢化率は、令和2年が31.5%であり、第9期介護保険事業計画策定時

に国立社会保障・人口問題研究所の推計を基にした網走市の高齢化率の将来推計は、本年度が35.0%、令和27年度には42.2%となっております。

また、単身高齢者数につきまして、住民基本台帳上の数値は、世帯分離等もあり実態と乖離があると思われますので、国勢調査の結果でお答えしますと、令和2年が2,383人となっており、高齢者全体に占める割合は21.2%となっております。

今後につきまして、国立社会保障・人口問題研究所が令和6年に推計した都道府県別の日本の世帯数の将来推計によりますと、北海道における高齢者世帯の占める単身高齢世帯の割合は、実績値として令和2年には38.3%、推計値として令和32年には46.2%と、令和2年から30年間で8ポイントほど上昇する見通しとなっております。

当市においても、後期高齢者数の増加なども見込まれておりますので、単身高齢世帯は増加していくものと推測しております。

○永本浩子議員 ただいま数字が示されましたけれども、確実に増えていくということで、我が市の中には東京農大等もありますので、そういったところで、少しほかの地方都市よりはいいのかもしれませんけれども、現実的には、自分自身も含めて、周りに単身高齢者が着実に増えているなというのを実感しているところです。

このたび政府から発表されたというか、まだ報道段階ではありますけれども、地方創生交付金を活用した高齢者向けシェアハウスですが、この事業内容について、現時点ではわかっている範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 高齢者向け小規模シェアハウスの事業内容についてですが、本年6月13日に閣議決定されました地方創生2.0基本構想において、全世代全員活躍、生涯活躍のまち2.0の展開としまして、老朽化した特別養護老人ホーム・老健施設や、病床削減に伴う医療機関の一部などを転換活用し、シェアハウスやグループホームなどの住居機能と地域交流の機能を備えた施設の整備を支援するとの方針が示されております。

一部では、地方創生交付金で建物の整備や運営について1市町村当たり年間10件10億円まで補助すると報道されていることは認識しておりますが、国から具体的な通知等は示されておらず、その詳細は承知をしておりません。

○永本浩子議員 今後、きちんとした内容で下りて

きてからの検討にはなるかと思いますけれども、例えば老朽化した特別養護老人ホームや介護老人保健施設などを建て替えたり、改修したりして、低コストでシェアハウスを提供する計画で、希望する地方自治体には1市町村当たり年間10件10億円を上限に地方創生交付金を配り、整備や運営の費用を補助するということがきちんと下りてきた場合ですけれども、網走市内だと特養とか老健施設の状況が、こういった条件に当てはまるのかどうか、その状況をお伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 市内における特別養護老人ホームですが、昭和53年に郊外地区で開設をした1施設が、令和2年12月に市街地に移転・増床し、現在、開設をしております。

また、老健施設につきましては、平成9年に開設した施設と、平成14年に開設した施設の2施設が開設をしております。

御質問の条件に合致するものがあるかどうかというお問合せですが、先ほど申し上げましたとおり、まだ国から何も示されていない状況ですので、これらの施設が該当するかどうかは、承知をしている状況ではございません。

ただ、現在これらの3施設から、ほかの目的への転用についての意向はお聞きしていない状況です。

○永本浩子議員 どういう形できちんとしたものが下りてくるかというのはあるかと思いますけれども、現状、市内の特養や老健施設の状況だと、老朽化したと言えるところまでは行かないという認識でよろしかったでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 そのように認識しております。

○永本浩子議員 了解いたしました。

また、この事業の目的の一つに、地方の高齢者や中高年層が、子供が住む都会に流出するのを防ぎ、住み慣れた場所で老後を過ごせるように、居住空間を確保するという目的もあるようです。

また、地方から都会に出た子供が、自分が住む場所に近い高齢者施設に親を入居させようとしても、入居費用や利用料金が高く、そうした現役世代の子供の負担軽減にもつなげたいという目的もあるようです。

私の地元の町内会でも、これまでに3世帯の御夫婦が札幌や北見の子供の近くに引っ越しされました。

当市の高齢者や中高年の都会への流出の状況は、どのようになっているのか、把握できている範囲で

お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 高齢者や中高年の流出状況ですが、転出先の統計的な把握は行っておりませんが、65歳以上の介護保険第1号被保険者数における住所地特例施設入所者を除いた転出者数は、令和2年度から令和6年度の5年間の累計で462人となっております。一方、市内への転入者数は、同期間で293人であり、転出者が169人上回っている状況です。

○永本浩子議員 こういった角度の数字を見ても、転出の方が多いのと、本当に年を取ってしまう前に転出して、そこで生活の基盤を、子供とともに相談しながら、というところが多いのではないかなど推測するわけですけれども、市としても人口減少という問題を抱えている中で、こうしたところの流出ができるだけ防ぎながら、生まれ育ったこの地で生涯を全うできるという方向を探っていくことは大切なことではないかなと考えるところです。

そうした中の一つの選択肢として、高齢者向けのシェアハウスが……。

ある70代の女性から、一人暮らしになって、朝起きて夜寝るまで、日常生活の中で会話をする相手がないというのはとても寂しいことだし、精神的にもよくない、どこかの施設に入るには体が元気なので、要介護にはなってはいないので、いろいろなサークルに入るとか、そういったことはしているけれども、日常生活の中で会話ができる住まい空間が欲しいという御要望をいただいて、前回は質問をさせていただきました。

今回も、今回は男性の方ですけれども、奥様を亡くされて、切実に一人のつらさを感じているということで、ぜひこのシェアハウスを提案していただけないだろうかということでありました。

本当に必要な部分もあれば、考えるメリットもあればデメリットもあるのが現実かなと考えているところですけれども、この高齢者向けのシェアハウスのメリット、デメリットに関して、市としてはどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 高齢者向けシェアハウスのメリットとデメリットについて、一般論としてのお答えになりますが、まず、メリットとしましては、共有スペースなどでの入居者同士の交流を通じて、一人暮らしで感じがちな孤独感を感じにくくなること、また、体調の異変に早期に気づいてもらえると

いう安心感が得られること、さらに、光熱費等をシェアすることになりますから、経済的な負担も抑えられることがあると認識をしております。

一方のデメリットですが、御自分の個室は確保されているものの、プライベート空間が制限され、一人の時間が確保しにくくなること、また、共同生活ですので、生活習慣の違いなどから入居者同士のトラブルも想定されるということが挙げられると認識をしております。

○永本浩子議員 本当にそのとおりだなと、私も感じております。

ただ、先日も皆さんのがいるところで具合が悪くなつたので、救急搬送の手続が取れた。万が一、家に帰って一人のときに体調が悪くなついたら、どのようなことになつていたかということも身近であります。

また、最近、相談を受けている中でも多いのが、過去に脳梗塞や心臓の病歴などを持っている人が、例えば市営住宅を借りたい、道営住宅を借りたい、だけれども、一人でそこを借りて、自分の身に何かあったときにどうしようか、そこがとても心配だというような御相談も受けております。

終活に関しては、今年度から相談事業、登録事業等もスタートしていただけるということではありますけれども、そこに至る前、自分に異変があったときに、誰かに気づいてもらえる可能性が高い、そういう部分の生活を望む方はとても多いと思います。

また、年金生活をしていらっしゃる方にとって、高い有料老人ホーム等はなかなか入れるものではなく、そして、一般的のアパートとかマンションも、単身高齢者に対してはなかなか貸していただける条件が厳しくて入れないというようなこともありますので、こういった国の、家賃を安く設定して、住まい確保に不安を抱える人の受皿にする形の小規模シェアハウスを造りたい、また、居住者は、健康な間は施設の業務や地域共生に関する仕事に従事するというような、今までにない新しい角度が、報道によつては示されておりまして、今後、正式な形で、下りてきたときに、デメリットも、私も心配する点はたくさんありますけれども、もしかしたらメリットが上回るのではないかという思いもあります。

その点に関しては、ぜひ検討していただきたいと思っております。

平成27年度策定の網走市住生活基本計画の計画期間は本年までで終わります。そして、この令和7年

度に、次の計画を策定することになるかと思いますが、このたびの政府の打ち出しを受けて、どのように反映されるのか、お伺いしたいと思います。

○立花学建設港湾部長 網走市住生活基本計画への反映についてですが、現在、計画策定に向けて、関係部局との会議や住まいに関する市民アンケートの準備を進めているところです。

本計画では、住宅施策の取り巻く環境や住まいに関する課題を整理し、基本方針や主な施策、取組などが計画されるものとなっています。

国が新たに打ち出した高齢者向け小規模シェアハウスの取組につきましては、市民アンケートを通じてニーズがどの程度あるのか、まずは調査した上で、必要に応じて反映されることになると考えているところです。

○永本浩子議員 市民アンケートをぜひ取っていたい。私が聞いている限りでは、何名かの方から具体的にシェアハウスを造ってもらいたいという意見がありますけれども、様々な御意見もあろうかと思いますので、そういったところも踏まえながら、ただ、この住生活基本計画の計画期間、令和7年度でこれまでのものが終わって、令和8年度から今度新しくスタートするかと思いますけれども、かなり計画期間は長くなるのではないかと思います。いつまでの計画になるのか、お伺いしたいと思います。

○立花学建設港湾部長 今回、令和7年度に策定する住生活基本計画につきましては、計画から10年間を計画する策定期間となっております。

○永本浩子議員 かなり長い期間、適用されるという計画になるかと思いますので、2025年問題と言われていた2025年を本年迎えて、これから高齢者の問題、特に単身高齢者の問題というのは、かなり多くの比重を占めてくるかと思います。

そういう意味でも、しっかりと計画になるように、様々考慮しながらつくっていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2項目めの質問ですけれども、誰もが安心して搾乳できる環境づくりについてお伺いいたします。

令和4年6月の一般質問において、公明クラブの澤谷議員から、小さく生まれた赤ちゃんのためのリトルベビーハンドブックの質問がありました。

リトルベビーを産んだママから支援団体に、次のような声が届けられたそうです。

リトルベビーは出産予定日よりも早く生まれる場

合があり、体の機能が未発達のため、生まれた直後からしばらく入院しなければなりません。そうすると、母親は入院中の子供に定期的に母乳を届けるため、搾乳する必要があり、外出先で搾乳するために授乳室を利用していた際、赤ちゃんと一緒にいないのに、一人で一体何をしているのと心ない言葉を投げつけられ、とても傷つき、授乳室を使うことをためらうようになったという内容でした。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や、周囲の理解が必要ですが、まだ一般的な理解が進んでいないのが実情ではないでしょうか。

赤ちゃんに授乳しなくとも、母体では母乳が作られるため、母乳がたまつた状態を放置すると、痛みが生じたり、乳腺炎等を発症したりするおそれがあるため、数時間ごとに搾乳する必要があります。

しかし、職場に女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がなかったりするために、トイレで便器に向かって搾乳して母乳を捨てたこともあるといった事例もあるそうです。

令和4年の質問のときは、網走でも令和元年からの3年間で総出生数は562人、そのうち低出生体重の赤ちゃんは、2,500グラム未満が50人、1,500グラム未満は9人ということで、当市においても総出生数の1割を超える59人のリトルベビーが生まれていることがわかり、正直、結構いらっしゃるのだなと、私としては驚きました。

もしかしたら、その中には搾乳に関して傷ついたり、嫌な思いをされたりしたお母さんもいたのではないかと推察されます。

まずは赤ちゃんを連れていても、授乳室で搾乳できること、そして、搾乳がなぜ必要かといった理解が進むよう、周知啓発を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 搾乳についての周知啓発でありますと、議員の御提言のとおり、搾乳をしやすい環境づくりのための周知啓発は必要と考えますので、周囲への理解を促進するため、ホームページの掲載など、周知方法を検討してまいります。

○永本浩子議員 私もこの話を聞いたとき、そういう経験をしている人がいる、そのような心ない言葉をかける人がいる、ということに、ちょっと驚きではあったのですけれども、なかなか口に出してこのような思いをしたと訴えたり、相談したりということも、もしかしたらはばかられて、内心傷つきなが

ら、やっていらっしゃる方もいるのかなという想いになりました。

今、本当に少子化ということで、その中でお子さんを産んで育ててくださっている大切な方たちに嫌な思いをさせないためにも、周囲の私たちも心配りをしていくことは、とても大事な環境づくりにつながるかと思いますので、ぜひいい形での周知啓発を推進していっていただきたいと思っております。

また、WHOは2歳まで母乳での育児を推奨しており、ILO、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳できる環境を整えるなどのルールをつくるよう、求めております。

海外では、企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するように定めた法律もあり、企業の担当者も、女性の職場復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に環境整備に取り組んでいるそうです。

女性の活躍を目指している当市も、待望の新庁舎が落成し、新しい環境の中での仕事がスタートしております。

新庁舎に授乳室があることは確認しておりますが、市内の公共施設や商業施設での授乳室の設置状況、また、女性用の休憩室や搾乳に関する環境づくりという点では、どのようにになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 市内の公共施設などの授乳室の設置状況についてですが、公共施設を含め9か所を把握しておりますが、市内の事業所などにおける授乳や搾乳に利用できる女性の休憩室の有無は把握をしておりません。

○永本浩子議員 公共施設を含んで9か所あるということで、まずはちょっとほっとした思いです。

この後、搾乳に関する理解促進のための様々な周知をしていただけるときに、例えば市内にはここに授乳室がありますというような情報の提供等はしていただけるのでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 今のところ、公共施設については周知できると思いますけれども、各商業施設におきましては、掲載してよろしいかどうかも確認しながら、それも含めて、今後、検討してまいりたいと思います。

○永本浩子議員 公共施設はもちろんのですけれども、網走市内の商業施設、特に大型のところ等は、ぜひ確認をして、公表させていただければうれしいと思いますし、まだ設置されていないところには、

こういった動きを通して、ぜひ設置していただきたいというような要望等も伝えていっていただければありがたいかなと思っております。

また、当市を含め、日本国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている公共施設や大型商業施設がまだ少ない現状かと思われます。

しかし、こうした状況の中で、リトルベビーの家族などでつくられたNPO法人p e n aというのがあるのですけれども、このp e n aの代表と、この方が住んでいらっしゃる神奈川県の黒岩県知事が意見交換の場を持ちまして、リトルベビーの子育てをめぐる様々な課題の解決に向け、幅広く対応できるよう、昨年10月に県とp e n aの協定が締結されました。

p e n aの代表を務める坂上理事長は、娘を370グラムという超低体重で出産し、様々な苦労をしておりまして、一方、黒岩県知事の孫も低体重で生まれているために、ハンドブック作成のときも知事が涙を浮かべて、神奈川ならではの温かみのあるハンドブックを作りたいと約束した経緯がありました。

リトルベビーとその家族への理解を深めるための連携と協力に関する協定を自治体と結んだのは、神奈川県が全国で初めてということですが、協定に基づく具体的な施策の第1弾として、搾乳できることを示すシンボルマークが作成されました。

神奈川県では、搾乳器のイラストとともに、搾乳できます、と記載されたステッカーを公共施設や商業施設に掲示しており、昨年11月にはイオンモールで搾乳室啓発イベントも開催されました。

神奈川県の取組をきっかけに他の自治体でもマークが作られ、掲示されるようになっており、北海道でもかわいいマークが作られております。

日本の合計特殊出生率が過去最低の1.4となり、世界の中では208位という深刻な少子化の中で、頑張って子供を産み育てていただいているお母さんたちが、少しでも安心して子育てができるよう、環境を整していくことは、大変大切なことだと考えております。

当市もぜひ授乳室にこのマークを掲示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 授乳マークの掲示についてですが、北海道では、あかちゃんのほっこステーションとして、子育て中の親子などが安心して授乳・搾乳とおむつ替えができる場所を、民間の施設・店舗と一緒に推進しており、市内でもオホーツ

ク総合振興局や道立オホーツク公園の授乳室に、搾乳でも利用できますと掲示がされているところです。

市の公共施設においても、議員から御提言もございましたことから、授乳室に搾乳でも利用できることを掲示する方向で検討してまいります。

○永本浩子議員 ありがとうございます。道が先行してマークを作っていたということで、市内にある道の施設においては、もう既に掲示されていたということで。

私も、この新庁舎を議員が先行して見せていただいたときに、授乳室を見て、もっと早くに提案をしていれば、最初からそういった掲示もできたのにと、自分としても、もっと早くに提案すべきだったと反省したところではありますけれども、後づけになりますが、何とかいい形で、市役所新庁舎から先行してやっていただくということで、それをまた見習って、他の公共施設や商業施設でも、そういった掲示がされていくように、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3項目めの質問は、使い捨てカイロの利活用についてお伺いいたします。

昨年、市内の企業を訪問した際、使用済みの使い捨てカイロを回収して、地球をきれいにする運動に参加しているという話を聞きました。

S D G s にも通じる話で、私も初めて聞いたことだったので、そのような運動があるのかと思って、自分でも調べてみました。

調べてみると、もともとは東京海洋大学の佐々木剛教授という方が、使用済みの使い捨てカイロを再利用して、有機汚泥、いわゆるヘドロを分解し、臭いを減らす鉄炭団子というものを開発して、2013年に特許を取得し、東京の目黒川の水質浄化プロジェクトがスタートいたしました。

私も東京に住んでいたので、目黒川の悪臭ヘドロの問題というのは大変身近でありました。その目黒川のプロジェクトがスタートしたということで、使い捨てカイロの主成分である鉄と炭が接触することで生じた電池の作用により、二価鉄イオンが長期的に供給され、硫化水素の蓄積を著しく抑制する効果と、悪臭の原因となるメチルメルカプタンの抑制効果も明らかになったということです。

この鉄炭団子を使って、海や川、池などをきれいにする佐々木教授の取組を知った大阪の山下崇さんという方が、この活動を広めたいという思いから、

様々な実証実験を重ね、使用済み使い捨てカイロを再利用したG o G r e e n C u b e というものを開発し、2018年に地球環境の保護改善を目的として会社を設立し、2023年、最初にスタートさせた山下さんは亡くなられましたけれども、一般社団法人として、その活動は現在も引き継がれております。

調べてみると、全国47都道府県の至るところから、年間70万トンから80万トン、多いときは1日2トンもの使い捨てカイロが送られてきているということで、水質浄化剤や土壤改良剤が作られています。

現在、大阪の墓山古墳や峯ヶ塚古墳、長野県松本城の外堀等にまかれており、水質汚染の原因となるアオコやヘドロが大幅に減少し、水質が改善されたというデータも出ております。

また、土壤改良剤としての多くの実績もあり、カイロで変える地球の未来という理念で行われている取組があることを、私自身も知らなかつたので、調べてみて正直驚きました。

身近な使い捨てカイロを再利用して地球をきれいにするという取組を、当市の市民の皆様にも周知啓発していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 使い捨てカイロをリサイクルする取組ですが、本来、捨てられる使用済みカイロが水質浄化剤、土壤改良剤などの資源として有效地に活用されるなど、環境に配慮した取組であると認識をしております。

企業がこうした取組に賛同し、支援の輪が広まることは好ましいことであり、市としてどのような啓発ができるのかを含め、今後とも環境意識の醸成や環境問題への理解促進の在り方について勉強してまいりたいと思っております。

○永本浩子議員 私も調べてみて本当に驚いたというのが現時点の感想ですけれども、北海道では、私もそうですけれども、結構暖かくなても、冷房が強いところで使い捨てカイロを使うとか、冬場はもちろんですが、集めようとなったら、たくさんの使い捨てカイロを集められるのではないかなと思いますし、そういう使い道があるということを知らない方がほとんどだと思いますので、ぜひ広報あばしりとか、また、商工会議所等とも連携を取りながら、周知啓発していくだければと思っております。

私もいろいろ調べてみると、自治体や企業、学校でも回収ボックスを設置して、この活動に取り組んでいることがわかりました。

例えば神戸市では環（めぐる）カイロプロジェクトとして、ごみの減量、資源化を目指し、本年2月から5月まで、期間限定ではありますけれども、36か所の資源回収ステーションに回収ボックスを設置して、事業がスタートしております。

東京都港区でも、昨年、みなと環境にやさしい事業者会議が、環境学習施設、港区立エコプラザで、期間限定で使用済みカイロの回収を実施。

また、北海道では、京王プラザホテル札幌が日本ホテル協会の社会的貢献に対する会長表彰で優秀賞を受賞したことをきっかけに、もっと私たちにできることはないかと模索する中で、この使い捨てカイロの取組を知り、2023年4月から約1か月間、1階ロビーの一角に回収スポットを北海道で初めて設置して、海外や道外からのお客様や地域の方の協力も得て、段ボール3箱分のカイロが集まったとのことでした。

学校では、神奈川県川和中学校、東京都小金井市立緑中学校、千葉県八千代松陰学園、福島県郡山女子大学など、多くの学校の生徒が校内に回収ボックスを設置して取り組んでおり、杉並区の文化学園大学杉並中学・高等学校では生徒の有志が大型商業施設の協力を得て回収ボックスを設置し、さらに、回収ボックスの設置に協力してくれるテナントの募集を行っております。

日本カイロ工業会によりますと、2023年度の販売数は17億4,500枚だそうです。使用済みのカイロは大量の廃棄物となります。

当市におきましても、最終処分場の埋立てごみの減容化は重大な課題となっております。ぜひ市役所をはじめとする公共施設や企業、団体、学校などに、回収ボックスの設置を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 回収ボックスの設置についてですが、費用や収集体制など、検討すべき課題もありますことから、現状、使い捨てカイロを拠点回収する予定はございませんが、今後も様々な視点からごみ減量に向けた取組について研究する必要がありますので、今回の御提言を含め、他自治体の事例などにも注視してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 全て使い捨てカイロは埋立てごみになっているかと思います。その分が減るだけでも、少しあは最終処分場の延命化に貢献できるのかなと思いますし、それほどお金がかかるわけではなく、回収することによって、それがまた水質浄化等に

つながっていくとなると、うれしいことにもなるかと思いますので、ぜひいろいろとこれから調べていただいて検討する中で、この回収ボックスの設置の件も検討していっていただきたいと思います。

私としては、ぜひ市役所新庁舎から取り組んでいただければと思っております。

また、先ほども言いましたけれども、回収したカイロを活用して出来たG o G r e e n C u b eというものを水に投下すると、ヘドロが減る、悪臭を抑制する、水草が育つ環境になる、光合成細菌が増えるなど、水質を浄化する効果があるようです。

これは、SDGsの14番、海の豊かさを守ろう、13番の気候変動に具体的な対策を、にも通じる取組であるかと思います。

こうした内容を、当市の子供たちが、自分たちの手でカイロを回収し、地球環境保護の役に立っていることを学ぶSDGsに関する教育にも活かせたらいいのではないかと考えるところですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 網走市の将来を担う子供たちが、身近な事例を題材とした取組を通じて環境保護の大切さを学ぶことは、大変意義のあることと認識しています。

子供たちをはじめ、市民による使い捨てカイロの回収につきましては、ごみの減量化にもつながるものと考えられますが、学校におきましては、カイロの回収に限らず、引き続き子供たちへの環境教育と、地球環境保護の意識醸成に努めてまいりたいと考えています。

○永本浩子議員 ぜひ、こちらからの押しつけにならないで、子供たちの中から、そういった発想が出てくることが一番いいかなと私も思っております。

ある学校では、環境教育の話を聞いた後、自分たちでできる環境に貢献できるものはないかなということを、今の子供たちはネットとか調べるのがとても得意なので、自分たちで調べてみたときに、このカイロの回収を見つけて、自分たちでそれを決めて、手作りの回収ボックスを作って、子供たちにも、その親にも訴えて、回収をして、そこに送ることができたというようなことを取り組んでいるところも、先ほど幾つか学校の名前も挙げさせていただきましたけれども、あるようですので、そういった流れになつていけば、子供たちのためにもいいのではないかと考えるところです。

また、このカイロのリサイクルの話を教えてくれ

た企業からは、これは市内企業なのですけれども、カイロを集めて、そこは箱に入れて送ってはいるのですけれども、なかなか重くて郵送料が大変というお話もありました。

中には、熊本県からトラックでカイロを愛知県に運んでくれる方もいるそうです。

だけれども、東京都の愛三電機という企業は、2021年から使い捨てカイロを回収して、愛知県にある一般社団法人に送る活動を続けていたけれども、昨今の配送料高騰の影響によって、残念ながら、本年8月31日をもって使い捨てカイロの回収を終了いたしますとのお知らせが載っていました。本当に残念に思っております。

北海道から愛知までとなると、さらに郵送料がかかるわけであります。もしこの取組の趣旨に賛同し、参加してくださる企業や団体が出てきたときには、この郵送料の助成を市としても考えていただければ、大変ありがたいと思っているところです。

まだ先の話にはなりますが、ぜひ検討をお願いしたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 送料の助成についてですが、先ほどの回収ボックスの御質問の際にも申し上げましたけれども、他の自治体の事例などを注視してみて考えたいと思っております。

○永本浩子議員 この土地の距離ということ、これから配送料高騰ということも、ぜひ考慮に入れて、様々な検討を前向きにしていただければと思っております。

最後に、さらに先の話にはなりますけれども、御存知のとおり、網走湖は、上流からの河川水と、オホーツク海から遡上した海水が混ざり合っている汽水湖です。

上層は低塩分でシジミやワカサギ等が生息し、下層は高塩分・無酸素で生物は生息できません。

近年、この下層の貧酸素化で、有害・有毒物質である硫化水素が高濃度に堆積し、塩淡境界層が、徐々に上がってき、シジミやワカサギ、シラウオ漁にも影響が出ており、網走湖の水質の悪化が問題となっております。

一般社団法人のこの山田理事は、将来的にはカイロを送ってもらった方々と一緒にG o G r e e n C u b eを47都道府県でまいて、みんなで地球をきれいにしていけたらいいなと思うと語られております。

また、港区でカイロの回収を始めた環境改善団体

も、最終目標はお台場の海をきれいにすることと言っております。

将来の話ですが、この一般社団法人を当市に誘致できたら、送料もかからず、市民の皆様で回収したカイロから作られた水質浄化剤で、網走湖をきれいにできたら素晴らしいのではないかと思っております。

夢のような話かもしれません、可能性はあると思いますので、最後に、この点についても、いかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 網走湖は、漁場としての活用以外にも、市民や観光客の憩いの場でもあり、その環境改善は重要な課題であると認識しております。

議員の御提言につきましては、引き続き府内の関係部署と連携を図りながら、勉強してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 検討をお願いいたします。

以上で終わります。

○松浦敏司議長 一般質問の途中ですが、ここで、昼食のため、休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古都宣裕議員。

○古都宣裕議員 私からは通告にありますとおり、まず一つ目、二元代表制の認識と在り方について質問いたします。

二元代表制の基本認識についてまず伺います。

地方自治体の政治の仕組みは、二元代表制と呼ばれる制度に基づいています。これは住民が市長と市議会という二つの代表をそれぞれ直接選び、互いに独立した立場で役割を果たしていくことで、市民の意思が多角的に反映される仕組みです。

市長は執行機関の長として行政の方向を定め、政策を提案し、それを実行していく役割を担います。

一方で、議会は住民に最も近い代表機関として、こうした提案や施策が適切かどうかを審査・検証し、市民の利益や公平性の観点から疑問があれば正し、必要に応じて修正や否決を行う見張り役の立場にあります。

このように、片方がもう片方を一方的に支えるよ

うな関係ではなく、お互いに緊張感を持って向き合うことが制度の前提となっています。

市民の暮らしや将来に関わる重要な判断を多様な視点からチェックし、よりよいものにしていくためには、両者の間に健全な牽制と協力のバランスが必要です。

しかしながら、全国的には議会が首長の提案をただ追認する形だけの議会となってしまい、制度が本来目指していた抑制と均衡が崩れているのではないかという懸念も聞かれます。

つい先日決まった都議会議員選挙においても、小池与党とマスコミでも報じられているとおり、知事本人が取り巻きを作るよう、選挙戦においても、自身の派閥構成に対して積極的に都議会選挙に関与している姿に、私は違和感を覚えました。

こうした観点や事柄から、まずお伺いします。市長は、二元代表制という制度の意義をどのように捉えておられますか。また、市長と議会のあるべき関係について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。伺います。

○水谷洋一市長 古都議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、古都議員がお述べになられたとおりだと思っております。

二元代表制の認識でございますけれども、日本国憲法は地方公共団体の機関について憲法93条に基づき、議事機関として議会の設置義務を定めているところであり、この議事機関とは議決機関として理解され、地方公共団体の長とその議会の議員は住民が直接選挙すると、憲法93条第2項に定められていることから、自治体の長と議会の二元主義が採用されていると。このことによって二元代表制と呼ばれているものと認識しております。

また、首長の執行機関という概念は、自治体の行政事務を管理・執行する機関であり、自治体の意思の決定の機能を外部に表示する権限を有するものの意味があると理解をしております。

この二つの代表機関が、政策決定のプロセスを明らかにすることで、地域社会の民主主義の基礎及び政治意識の涵養が期待されるものと考えているところです。

○古都宣裕議員 今、聞いた感じだと、市長と議会のあるべき関係についてどのような考え方をお持ちでしょうかというところはお答えいただいているいないかと思うのですけれども、もう一度よろしいでしょ

か。

○水谷洋一市長 古都議員の御質問にお答えしたいと思いますが、述べているというふうに思っております。

議事機関と執行機関という二つの機関が、法令や条例に基づき、議決や執行を行っていくと。このように考えているところです。

○古都宣裕議員 わかりました。

次に、議会と市長の距離感について伺いたいと思います。

議員は市民の代表として、市長から提案される政策や予算案に対して、是々非々の立場で臨むことが求められています。

そして、首長と議会が互いに独立した立場で向かい合いかながらも、必要な対話を重ねていくことが、地方自治における二元代表制の意義であり、健全な市政運営の土台であると私は考えています。

こうした観点から、近年の地域の状況を見つめてみると、少し立ち止まって考える必要があるのではないかなど感じる場面が幾つかあります。

例えば前回の市長選挙では、どちらの候補にも複数の現職議員が選挙活動に積極的に関与し、選挙力への同乗や支援者への働きかけなどを通じて、市長候補の応援をされていた様子が確認されています。

これは地域の中でもよく知られた事実で、今まで同じことです。

さらには、議員が過去に市長の政治団体の役員を務めていたこともあり、こうした一連の関わりが制度の独立性としてはどうかという見方を生んでいることは否めません。

もちろん、議員個人がどの候補を応援するかは自由であり、法的な問題があるわけではないことは申し添えておきます。

しかし、制度の信頼性とは、形式的な整合性だけではなく、構造全体が市民にどう映っているかによって左右される部分が大きいと私は思っています。

実際に、議会は市の追認機関になっていないか、身内の中で物事が決まってしまっているのではないか、といった率直な声も市民の間から聞こえてきます。

特に今回、新たな議長に共産党所属の松浦議員が選ばれたことで、政党の違いを超えたバランスが取れないと評価される可能性もあるとは思われますが、市民の視点は今回の議長人事だけではなく、日頃の議論の在り方や全体としての構図に向けられて

いるということは、忘れてはならない大切な点だと感じています。

たとえ日常の審議の中で中立性を保っていたとしても、構造的に距離が近すぎるよう見える関係性があると、これは出来レースなのではないかといった印象につながってしまう。それが制度の信頼をじわじわと揺るがしてしまった危うさを感じています。

そこで伺います。市長御自身は現在の議会との距離感をどのように受け止めておられますか。また、健全な緊張関係を持ち、市政運営を進めていく上で、政治的な近さが誤解や不信を生まないよう、どのような姿勢を大切にされているかについて、考えをお聞かせください。

○水谷洋一市長 今、古都議員から御主張があつたというふうに理解をするところであります、議論の前提を共にしなければならないと思いますので、少し御教授をいただければと思います。

二元代表制における議員と首長の関係性において、今、議員から言及があつたところだと思いますけれども、議員という法的な立場、先ほど選挙であるとか、政治団体であるとかという議員の立場のお話をされておられましたが、そもそも議員の立場という法的位置づけについてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、この議論を深める意味でも、共通の認識を持たなければ議論がかみ合わないと思いますので、議会基本条例第7条3項に基づき、御教授をいただければと思います。

○松浦敏司議長 これは市長からの反問権ということだと理解しますが、その市長の反問権について、古都議員からお答えください。

○古都宣裕議員 ごめんなさい。議員の何についてというのが聞き取れなかったのですけれども。

○水谷洋一市長 法的位置づけについてであります。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時12分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

古都議員の答弁から。

○古都宣裕議員 地方自治法第91条等に書かれてあるとおり、地方議員は市町村議会や都道府県全議会を構成する議員であり、地方公共団体の意思決定機関を担う選挙で選ばれた公職者との認識だと思っています。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。今のお答えは、議員の役割をお話されているのであって、法的位置づけについて私はお尋ねをさせていただきました。お答えをいただければと思います。

○古都宣裕議員 お話しだしてあれば、地方自治法第91条で、普通地方公共団体には議会を置かなければならない。同92条で、議会は議員をもってこれを構成するとありますので、地方議員は地方議会という決定機関の構成員として、法的に明確に位置づけられていると認識しています。

○水谷洋一市長 正確なお答えをいただけていないと思っております。

先ほどの御質問の中で、二元代表制としての議会と、そして、その政治的な近さによって市民の皆さんから何かがあるのではないかみたいなお話があつたときに、議員という法的な立場というのは、どのような立場で明確にされて、それが懸念されるとおっしゃっているのか、そこを反問させていただいているわけでありますので、お答えをいただければと思います。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時26分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

市長の質問、反問権に対する古都議員の答弁から。古都議員。

○古都宣裕議員 休憩中にお話しさせていただきましたけれども、市長のおっしゃられる意味の中で言うのであれば、議員は法的なところで何も規定されていないというふうになると思います。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。そのとおりであります。議員としての法的位置づけというものは明快なものはないのですが、皆様方の議員の立場というのは地方公務員であります。それは特別地方公務員であります。

地方公務員は政治活動を制限されておりますが、特別地方公務員は政治活動を許されているわけであります。

それは政治資金規制法、公職選挙法に基づいて政治活動ができるわけでありますから、先ほど古都議員がおっしゃった二元代表制の問題と政治活動の問題と議員活動の問題は全く別個のものだと思っておりますので、政治活動をしたから二元代表がいわゆる追認機関であるとか、何かであるというような批

判に、私は当たらないと考えています。

○古都宣裕議員 別にそこを確認しなくとも、僕はそこを聞いていたので、市長の考えを聞いているだけで、僕はそれを否定するも何もないで、ただそれを最初に言っていただければよかったかなと正直思います。

次に入りますね。

今後の選挙における議員の関与について、今の答弁も踏まえながらですけれども、議員は市民の代表として市長から提案される政策や予算案については々々々の立場で臨み、市民の声を行政に反映させる重要な役割を担っています。

その役割を果たすためには、首長と議会、それぞれ独立した判断基準を持ち、必要に応じて反対の立場を取ることも含め、真摯な議論を行うことが求められます。

しかしながら、現職議員が市長の選挙で積極的に関与しているのを見ると、市民の中には、この議員は果たして中立的な立場で議案を審議しているのかといった疑問を抱く方も少なくないと思います。

こうした見られ方が統けば、結果として議会全体への信頼が揺らぎ、議会は形だけ、市長の言いなりではないのかといった声につながってしまっている可能性も否定できません。

また、仮に議員自身にこうした意図がなかったとしても、政治的な立ち位置が市民に誤解されやすい構図になってしまうのは、往々にしてあることだと思います。

だからこそ、首長の側からも一定の線引きを意識的に設ける姿勢が求められるのではないかと私は考えます。

制度的な問題にするのではなく、信頼される政治とは何か、公平な議論の場とは何かという視点から、今後の選挙における議員の関与について、市長としてどのようなスタンスを取るべきか、今一度、問われているように感じます。

以上の点を踏まえて伺います。次回以降の選挙において現職議員が市長の選挙活動に関わることについて、市長としてはどのような考え方や方針をお持ちでしょうか。

政治的公平性と、議会との信頼を保つには、どのような姿勢で臨まれているのかというのを伺いたいと思います。

○水谷洋一市長 前段として、古都議員の主張には同意できません。

今後の考え方というお話をございましたけれども、先ほどから申し上げておりますように、議員は政治家であります。それぞれの議員の皆さんのが公約を掲げ、誠実性を持ち、価値を共有し、党派性など志を同じくする仲間が、議長や首長といったそれぞれ役割は異なるものの、まちづくりや国づくりの方向性を一つに見出して、思いを実現するために応援していただけるというのは大変ありがたいことだと思っています。

先ほども申し上げましたが、議員は政治家であります。この二元代表制と何ら関係のない議員の政治活動の自由を抑制し、また、抑制を図る議論は極めて反政治的だと思いますので、古都議員の主張は理解できません。

○古都宣裕議員 そういう市長の考えを聞ける場なので、私はそれに対して、いいも悪いもなく、市長の考えがそうなのだなということで理解させていただきます。

政治資金の透明性と市民の信頼についてという、次の項目に入らせていただきたいと思います。

政治資金の調達方法には様々ありますが、その中でも政治資金パーティーは、比較的自由度が高く、規模の大きな資金が集まる手段の一つです。法に基づいて行われ、違法なものでないことは当然の前提ですが、一方で市民感覚としては、なぜこれほどの資金が必要なのか、どのような人が購入しているのかといった疑問が生じやすい側面があります。

特に首長という強い権限を持つ立場にある方の名前で開催する場合には、形式として合法であっても、実際に中身がどうだったのか、影響力の行使に当たっての公平性は保たれているのかといった疑念がどうしても浮かびやすくなります。

そのため、私は制度の是非を論じるよりも、市民の信頼を得るために、市長御自身がどういう姿勢でこの制度を活用されているのか、まずその基本的な考えをお聞きしていきたいと思います。

近年、政治とお金に関わる問題が繰り返し報道され、多くの市民が国会議員にとどまらず、政治家全体に対して不信感を抱いていると感じます。

SNSの発達により、これまで一部の関係者の中ではしか共有されなかつた情報や疑惑が、瞬時に市民社会全体に広がるようになりました。

こうした中で、国会において政治資金規制法の見直しが進められていますが、抜け道が残されたままであるとの指摘もあり、結果として国民の間では、

期待外れだった、結局は自己規制に任せるのか、といった失望の声も聞かれます。

私は、政治資金の適正な扱いは、制度や法整備に加えて、政治家一人一人の意識や判断が問われる問題であると考えています。

そこで、まず市長にお尋ねします。政治資金に対して、市長はどのような基本的な意識、姿勢を持って日々の政治活動を行っておられますか。説明責任や市民からの信頼という観点から、御自身の考えをお聞かせください。

○水谷洋一市長 古都議員の御質問にお答えをしたいと思います。

政治資金に関する基本的な姿勢とのお尋ねでございましたが、政治資金は個人、政治団体、政党など、それぞれの政治目的を達成するために必要な資金と理解をしているところであります。このことは、政治活動を運営し、選挙活動を行ったりするために使われるものと認識をしております。

その際、政治資金規正法に基づき、政治団体は收支報告書を提出し、公開することが義務づけられておりますので、その閲覧はどなたも可能なものと、そのことによって理解が深まっていくものと思っているところです。

○古都宣裕議員 わかりました。

次は、関連する政治団体、資金管理団体の数と活動内容について伺いたいと思います。

政治団体や政治資金管理団体は、政治活動を支える上で重要な役割を担っています。それ自体は制度として認められているものであり、設立や活動も自由に行えるものです。

しかし、その一方で、団体が複数にわたることでお金の流れが見えにくくなる、どこが本体なのか市民にはわからないといった懸念も現実として存在します。

実際に私が調査したところ、市長に関連すると思われる政治団体が少なくとも三つ確認されました。代表者や会計責任者、事務担当者が、同一、または親密な関係にある方々で構成されており、団体間での資金のやり取りも行われています。

市民の感覚からすると、これはどのような関係で、何のために存在しているのかという点が、非常にわかりづらく、不信を招く要因となりかねません。

こうした点を踏まえて、市長に関連する政治団体や政治資金管理団体が幾つあり、どのような活動目的を持っているのか、市民にわかりやすく御説明い

ただきたいと思います。

政治資金の透明性を確保する上で、政治団体や政治資金管理団体の存在やその活動の実態を明らかにすることも重要だと考えています。

私が調査した限りでは、市長に関連する政治団体が二つ、政治資金管理団体が一つあることが確認できました。

ただし、団体の名称や報告書の内容だけでは、その役割や活動実態が市民にはわかりにくいというのが実情です。

政治団体は法的に認められた仕組みであり、活動の自由も重要ですが、それと同時に、市民に対して説明責任も求められるべきだと考えます。

そこで伺います。市長に関連する政治団体や資金管理団体は幾つあるでしょうか。それぞれの名称と、どのような目的や活動内容を持っているのか、市民にわかりやすい言葉で説明していただけますでしょうか。

○平賀貴幸議員 議長、議事進行。

○松浦敏司議長 議事進行が、今、発言がありました。

平賀議員。

○平賀貴幸議員 市の一般事務とは直接関係ない質問だと思いますので、質問続行を認めるかどうかについて、議長に整理をしていただく必要があると思いましたので、議事進行の発言をさせていただきました。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後 1 時38分休憩

午後 2 時00分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの平賀議員の議事進行に關係して、休憩中、若干議論いたしましたけれども、古都議員の質問の内容については、市の一般事務に当たらない状況になっておりますので、その範囲内の質問にするようお願いしたい。

では、古都議員。

○古都宣裕議員 では、市役所庁舎内におけるパーティー券販売についてお伺いします。

近年、政治資金をめぐる市民の視線は一層厳しくなっており、形式的な法令遵守にとどまらず、実態としてどう見られているのか、信頼を得るためにどうあるべきかといった観点からも、検証が求められ

る時代になっていると感じています。

そうした中で、今回、話しているビールパーティーについても、会の内容や参加者だけでなく、チケットの販売経路やその方法にも市民の関心が集まっていると受け止めています。

特に指摘されているのが、市役所庁舎内でチケットの案内、販売が行われていたのではないかという点です。

市役所という場は、全ての市民のために公平、中立であることが求められている場所です。こうした公共空間において、パーティー券のみにかかわらず、政治資金に関わる活動が行われていたとすれば、その在り方自体が問われるのは、近年では当然のことです。

また、たとえ自由意思で購入されたと整理されたとしても、実際には断りづらい雰囲気や心理的な圧力があったのではないか。こうした点にも目を向ける必要があるのではないでしょうか。

特に部課長などの管理職が対象となる場合は、組織内の立場や力関係、あるいは付き合い、忖度といった空気によって、断れない構造が生まれてしまう危うさも否定できません。

ここで私が申し上げたいのは、実際に出席したかどうかではなく、昼夜みとか関係なく、庁舎という公的空間において、こうした販売案内が行われていた事実の有無、そして、職員が立場上断りづらいと感じる構図であったかどうかという見えにくい部分を含めた問題の本質です。

繰り返しますが、私自身の考えは、自身の考え方や時勢などを伝える側面もあることからも、パーティーの開催自体を否定するものではありません。

しかし、それが適切な手続をもって、適切な場所で、適切な方法で行われることが何よりも重要であり、公務との境界が曖昧なまま運用されていたとすれば、信頼性に関わる問題ではないかと考えています。

もちろん、ビールパーティーは後援会が主催したものであり、政治資金規正法上にもその範囲で行われた活動であることは承知しています。

しかし、主催団体が後援会であるかどうかではなく、市長の名前を掲げ、地域の企業や団体から協力を得て行う催しである以上、その在り方について市民の目は市長御自身にも向けられるというのが実際の感覚ではないでしょうか。

実態がどうあれ、後援会がやっているから関知し

ていないという整理だけでは、市民の不信や疑惑に十分に応える説明とはなりにくいのではないかと私は感じています。

そこでお尋ねします。ビールパーティー券の販売や案内が市役所庁舎内で行われたという事実はありましたか。その有無に関して明確に御説明ください。
○水谷洋一市長 2年前に後援会でビールパーティーを開催させていただいておりますが、私自身は庁舎内で券を売っているようなことはございませんし、後援会も売ったのかどうかというのは、私は存じておりません。

○古都宣裕議員 わかりました。

私自身、これまで政治活動に関わる中で、パーティーを開催する場面に立ち会った経験があります。

その経験から申し上げると、チケットを販売する際に、どなたがどこに何枚お渡したのかという記録を整理しておくことは、ごく自然で一般的な対応だと受け止めています。

それは同じ相手に複数の方が重複して案内や販売に行ってしまうのを避けるためや、どのような方々が趣旨に賛同してくださっているのかを把握するという意味でも、一定の整合性、合理性を持った行為だと考えます。

そこで確認させていただきますけれども、市長のビールパーティーにおいても、こうした販売に関する記録や名簿の作成が行われていたのか、また、仮にこうしたものが存在した場合に、市長御自身がどの程度、認識、把握されていたのかについて、お聞かせいただければと思います。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時05分再開

○松浦敏司議長 再開いたします。

古都議員の質問を続けてください。

古都議員。

○古都宣裕議員 結びになりますけれども、今回の質問に当たっては、私が提出した質問項目について、事務局から事前に質問項目内容が一般事務に当たらないため、一部は質問できないと連絡を受けることがあります、議事進行があり、実際にできなくなりました。

最初の連絡の際には、議会の意思決定や議運の議論を得ることなく、事務局の判断として職員から議員の質問権に関わる内容が個別に伝えられたことに對し、私は正直なところ、強い違和感を覚えました。

今回の質問は、市政に対する公平性や信頼性が問われている問題ですから、市の一般事務に該当すると私は考えておりましたが、議会が法を小さく解釈するのは残念です。

二元代表制の下で、議会と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、議員が主体的に活動できる環境を守ることは、制度の根幹に関わる問題です。

こうした点も含め、議会全体の在り方について、今一度、議員各位、それぞれにも二元代表制の原点に立ち返りながら、行政に対するチェック機能の意義を再確認していただきたいと強く願い、質問を終わります。

○松浦敏司議長 理事者入替えのため、暫時休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時08分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

小田部照議員の質問から。

小田部議員。

○小田部照議員 通告に従い、順次質問してまいります。

まず、指定管理者制度について伺います。網走市では指定管理者制度を平成17年に導入し、20年ほど経過しているようあります。市として、指定管理者制度を導入した目的を改めて伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 指定管理者制度を導入した目的ですが、民間企業のノウハウを活かした自助努力により効率的な運営が図られること、また、多様な利用者ニーズに合わせた柔軟な運営により施設利用の促進とサービスの向上が図られるものと認識しております。

○小田部照議員 指定管理者制度の最大の目的は、今、御答弁があったように、民間のアイデアと経験を公共施設の運営に活かすことだと思います。

現在、網走市が指定管理者制度を導入し、運営している公共施設は一体どれくらいあるのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 現在、31の施設で指定管理者制度を導入しています。

内訳をいたしましては、健康プール、スポット、スキー場など体育施設が6施設。コミセン、住民センターなどコミュニティ施設が14施設。小麦集出荷施設など産業施設が3施設。総合福祉センター、能力開発センターなど、その他が8施設となっており

ます。

○小田部照議員 それでは、この指定管理者として公共施設を運営されている団体というのは、どういうところになっているのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 管理主体は、体育施設が主に民間企業、コミュニティ施設が地域住民で構成する運営委員会や自治会など、産業施設が農協や農大、福祉施設が社会福祉法人や運営委員会。このほかでは、観光協会、観光振興公社、職業訓練法人、シルバー人材センターなどが管理主体となっております。

○小田部照議員 これは公式サイトにもそれぞれ民間団体の名称が出ていますが、ちなみに、この指定管理の委託期間というのは、それぞれどのようになっているのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 主に地域が運営しているコミュニティ施設など、15施設の指定期間は3年。民間企業が運営している体育施設、レクリエーション施設など、14施設は6年。農協が運営している産業施設は20年となっております。

○小田部照議員 網走市は3年もしくは6年、場合によっては20年というお話をありましたが、この中で、指定管理者制度を導入してからちょうど20年くらい経過しているのですが、これまでにこの委託期間を変更した部分はどういうところで、また、変更しなかった部分というのはどういうところで、変更した理由、そして、変更しない理由を御答弁いただきたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 まず、指定管理期間ですが、これは当初3年としておりましたが、管理者から、経営安定の観点から長期の指定管理期間を望む声がありまして、これを見直すため、各管理者の意向調査を経て、一部の施設の指定管理期間を6年に見直したという経緯がございます。

なお、6年とした施設におきましても、3年目を中心年、見直しと位置づけて、収支状況や施設運営に係る課題の把握、整理に努めているところでございます。

これまでの見直しといたしましては、平成30年度からの指定分から見直しが始まりました。この際に、レイクサイドパーク・のとろ、勤労者総合福祉センター、みなと観光交流センター、体育施設が、6年に見直しをしております。

直近では、令和2年度の指定分で、地域集会所5施設、これは音根内、能取とか、郊外の施設になり

ます。

それから、能力開発センター、西地域プールというふうになっております。

いずれにいたしましても、管理主体団体から、経営の安定化ということで、長めにしたいという場合は、それに応じて見直しを図っているところです。

○小田部照議員 理解いたします。

この指定管理者の委託料の算定方法について伺いたいのですが、特に近年は原油価格の高騰、物価の高騰などで、社会情勢は大きく変化しております。

もちろん、この委託料は、こうした情勢を踏まえて計算されているものだと認識しておりますが、その部分はどのようにになっているのか、また、この委託料に含まれる人件費はどのように算定しているのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 初めに、現在の物価高の反映についてですが、当初積算におきましては、こうした上昇につきまして、全てを見込むことは困難でありますので、例年12月には各課に対し、収支見通しの状況を把握し、必要があれば補正予算も含めて対応するよう、通知をしているところです。

直近の令和6年度では、総合福祉センター、それから体育施設6施設におきまして、燃料費や電気料の上昇を反映し、補正予算にて対応したところです。

次に、人件費の算定についてですが、施設ごとに施設の内容や運営主体、手法、業務が異なるため、人件費の算定に当たりましては、統一基準を定めておりません。

市民健康プール、スポーツ・トレーニングフィールド、こうした体育施設では、市の会計年度任用職員の給与を基準にいたしまして、管理人、事務・補助員、用務員など、職種ごとに積算をしております。

また、地域住民で構成する運営委員会などが管理するコミュニティセンター、住民センター、西地域プールのほか、シルバー人材センターが管理するすべく及びソレイユでは、北海道の最低賃金、またはシルバー人材センターの単価を基準に積算しております。

○小田部照議員 今、御答弁にありましたとおり、市内の指定管理者の人件費について、いろいろ私も調べてみたところ、スポーツ施設やコミセン、市民会館などの人件費の算定がバラバラですよね。

いろいろ調べてみると、施設を所管する部署によって人件費の算定が異なるように、私の範囲では理解しております。

そこで、まず社会教育部で管轄する指定管理者の公共施設はどういったところか、そして、その施設で働く市民の皆さん的人件費の算定方法を伺いたいと思います。

○伊倉直樹社会教育部長 社会教育施設関係についてお答えいたします。

先ほども御答弁がありましたが、まず、社会教育施設の主な指定管理の施設といたしましては、市民健康プール、スポーツ・トレーニングフィールドなど、それからスキー場といった、網走市体育施設の指定管理につきましては、市の会計年度任用職員の給与を基準に、管理人、事務・補助員、用務員など、職種ごとに積算をしているところでです。

○小田部照議員 職種ごとに積算していることで、社会教育施設で働かれている管理人の人件費の積算は、北海道の最低賃金をベースに算定しているという認識でよろしかったですか。

○伊倉直樹社会教育部長 時間給の関係につきましては、市の会計年度任用職員の時給単価を準用しているというところです。

○小田部照議員 ちなみに、幾らでしょうか。直近3年くらいでいいです。

○伊倉直樹社会教育部長 まず、プールにつきましては時間給が1,119円。スポットレにつきましても1,119円。それと、スケート場につきましても1,119円といった状況となっています。

○小田部照議員 1,119円ということで認識いたします。

次に、コミセンを管轄する市民環境部に伺います。市内のコミセン、住民センターの管理人の人件費の算定方法は全て同じなのか。併せて、コミセンの人の人件費について、債務負担行為として計上した予算に含まれる令和7年度の人の人件費の賃金単価を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 コミセン、住民センターで人件費を積算しているものは、管理人、草刈り・除雪、共用部分の清掃作業をする人の年間の時間数に単価を乗じて積算をしております。

管理人の賃金は、北海道の地域別最低賃金を基に、草刈り・除雪、共用部分の清掃作業についてはシルバー人材センターへの委託も可能となるよう、シルバー人材センターの請負単価を基に積算をしております。

令和7年度の積算につきまして、管理人の単価は977円で計算をしております。

○小田部照議員 管理人の賃金は977円。つまり、これは最低賃金を下回ってしまっているという認識です。

ちなみに、今、草刈り・除雪の御答弁がありました。私が調べたところによると、このコミセンには大体4人の管理人がそれぞれ在駐しているようですが、この除雪・草刈りの作業を全く担っていない管理人も複数いると思います。

つまり、財務負担行為によって予算を計上している令和7年度のコミセン管理人の人件費の算定基準として、賃金単価は、管理人賃金、管理人有給分、施設点検の977円だという捉え方でよろしいですか。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど申し上げたとおり、管理人については最低賃金、ほかは職種により、除雪作業、清掃、草刈りはシルバー人材センターの単価を準用していますので、シルバー人材センターが定めた額ということで、そこは統一ではないと思っております。

○小田部照議員 では、コミセン、住民センターの令和7年度の人件費は、賃金単価977円で積算しているのですが、この積算根拠は令和5年度の北海道の最低賃金の見込みの上昇で捉えているということでおよろしいのか。市が想定した令和6年、そして7年度の最賃見込み額を教えてください。5年に見込んだもの。

○田邊雄三市民環境部長 コミセンの委託料は、3年間の予算で債務負担行為を取っておりますけれども、今回で行きますと、5年度から7年度までの3年間ということで、5年度の最賃の920円というのが最初に単価としてあります、管理人については。

6年度、7年度分につきましては、その前の2年から4年度の上昇率を計算しまして、それが約3%ということになりますので、3%を見込んで、6年度、7年度を積算した上で、3年間分ということを予算としております。

○小田部照議員 御答弁は見込みの額だということで理解いたしますが、厚生労働省が発表する北海道の令和6年度の最低賃金は1,010円となっております。

一方、市が積算したコミセン、住民センターの人件費の賃金単価の時給は977円となっております。これは最賃を下回っている計算です。

改めてお聞きいたしますが、コミセン、住民センター管理人の賃金単価は、最低賃金を下回っている状況と捉えていいのか、伺います。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど御答弁しました積算上、令和5年度は920円、令和6年度は948円、令和7年度は977円で積算をしております。

これは3年間分の予算を取るためにやっておりますので、毎年10月、最賃が改定になりますと、令和5年10月以降は960円となり、令和6年10月には1,010円となっておりまして、その差額分は別途予算を措置して、お支払いをしているところです。

○小田部照議員 差額分は別途予算処置をしている。それはどういったお金になるのですか。

○田邊雄三市民環境部長 令和5年度に3年間分の債務負担行為を取りますけれども、そのときは前年度予算になりますので、新年度予算のコミセンの管理事業のところに令和5年度分の不足分を計上しております。

令和6年度になりましたら、今度、令和6年度に債務負担で設定した令和6年度分の予算にプラスして差額分を計上し、3月議会に上程して議決をいたしているところです。

○小田部照議員 担当課と打合せして、負担金で上乗せしている話を伺っていたのですが、この負担金というのは何ですか。

○田邊雄三市民環境部長 当初の契約は3月に行うわけですけれども、その不足分、賃金の上昇分につきましては、別途、その不足分を負担金として支払いをしているというところになります。

○小田部照議員 よく理解できないのですけれども、私が調べたところ、令和2年から6年度の年度ごとの賃金単価のうち、最賃を下回ってしまったのは令和6年度と7年度であります。こうした状況は改善しなければならないと私は思いますが、市の見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 令和6年度当初は、令和5年度で見込んだ948円の単価で契約しますが、その後、9月までの差額分、それと、10月にさらに改定になりますと、1,010円になりますけれども、その差額分につきましては、年度内にお支払いをしているので、トータルとして最賃を下回ることないと認識しております。

○小田部照議員 結果的に負担金で補うので、最低賃金を下回ってはいないということですが、そもそも最低賃金を下回った金額があることが、私はおかしいと思っていて、一方で、市民会館とかは、例えば令和5年なら5年、6年なら6年、10月に発表される北海道最低賃金に合わせて、きちんと改定され

ているのですよ。最賃を下回らないように。

一方で、コミセン側は最賃を下回った計算で、負担金みたいな形でやる。このやり方が、私はおかしいのではないかなと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 令和5年度の契約をするときには、3月に契約をするわけですけれども、新年度予算について、差額分は新年度に要求していますので、4月1日から使えるというところで、分けた形での支払いになるということで、そこは支払いの仕方でありますので、請求をもらって負担金でお支払いするという事務手続を取っているところです。

○小田部照議員 一方で、社会教育部長もおりますので、市民会館は北海道の最低基準を下回ることなく積算されているようですけれども、どのようにやられているのでしょうか。

○伊倉直樹社会教育部長 市民会館につきましては、業務委託になるのですけれども、この単価は最低賃金の見込みを出して、最低賃金を下回らないような形での積算というのを考えているところです。

○小田部照議員 今の御答弁で、市民会館は毎年10月に最低賃金が発表されて、その春には改定して、賃金に合わせていますよね。そういうやり方をしていますよね。それを確認したかったのですけれども。

○伊倉直樹社会教育部長 市民会館につきましては、最低賃金が何パーセントくらい増えるであろうということを見込んで、それを下回らないような形での積算をしているというところです。

○小田部照議員 最賃にちゃんと沿った形で、調べてみると、市民会館はなっています。一方で、コミュニティセンターは、そうではないのですよ。

実はこれを私も調べました。あるコミセンの方が、市長に直接、最賃を下回った人件費の算定方法を見直すように要望したと伺っております。

ここは市長に聞きたいのですが、こういったコミセン団体の方々から人件費について、直接御相談を受けた御記憶はあるのか。あれば、最賃を下回る賃金単価で人件費を積算している状態を改善するよう、担当職員にどういった指示を出したのかも含めて、その辺を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○水谷洋一市長 小田部議員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨年11月に協議会の会長をはじめ、役員の方々がみんなの市長室にお越しになられまして、コミセン

の管理委託料の改定の要望をお聞きさせていただきました。

四つの要望をいただいたところでして、一つは、人件費単価の引上げ。二つ目は、夜間勤務の複数人化について。三つ目は、利用料だけでは役員手当など運営にかかる費用が出せないので、諸経費加算を委託料で積算すること。四つ目が、コミセンの営利利用の収入の一部をプールして、経営が厳しいコミセンへの支援に充てるなどの要望を受けたところです。

私からは、この要望をいただいた事項の考え方につきまして、お聞きをさせていただき、今後、どのようにしていくべきかを考えていきたいというお話を、また、西地区地域活動推進協議会の皆様と連絡を取りながら、これを進めたいと、その際は御回答したところでございます。

このことを受けて、担当部署に指示をいたしまして、いまだ協議継続中ということを伺っておりますが、これまで協議会の要望を受けたことについて2回協議をしているものと聞いています。

○小田部照議員 御丁寧な説明でした。

市長のところへ直接行って、御相談されたと、僕は、直接ではないのですけれども、ちょっと伺っておりました。

そして、担当課にも指示して、この春からはきちんと改善された形で積算されてくるのだろうと思っていたけれども、そうではないと。また今までどおりのやり方だったから、当事者はかなり御不満というか、そういう大変な地域のコミセンの管理の人たちが幾つかあるようです。これは事実ですよ。

ここも市長に伺いたいのですが、答えられる範囲で構いません。指定管理者制度の導入から20年が経過しております。今までばらつきのある、整合性の取れないような積算のやり方になってしまっていると、私は思っているのですけれども、指定管理者制度を導入してから、これまで20年、このメリットやデメリットはどのようなところに感じているか、もし答えられる範囲であれば、伺いたいと思います。

○水谷洋一市長 私に質問が振られましたので、私からお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理から20年近くたっておりまして、メリット、デメリットという、今、小田部議員から御質問がありましたけれども、冒頭、総務部長から申し上げましたように、いわゆる民間企業の知恵を借りながら収益を上げられるような仕組みを公共施設に取

ったといったところがメリットでありますけれども、人口減少をしていくて施設ごとにシユリンクしている実態の中で、従来どおりこれを営利として成り立つかどうかというところの、施設のばらつきが出てきたのだろうというのは、今、議論をして認識しているところであります。

そこについては、今後、時代に即した対応というものが必要になってくるのではないか。

そこで、このコミセンの部分についても、4点目に、ある一部のコミセンは、営利利用の収入の一部をプールして厳しいコミセンの支援に充てるというような御指摘もあるのですが、一生懸命頑張っていたところの利益をこちらに持ってくるというのもなかなか難しいという、調整もあると思いますので、そこは少しお時間をいただきたいということで、今、担当課で協議をしているということだと思ってています。

全ての要望を聞けるわけではないのですが、時代に即した流れの中で、見直しは必要になってくるものだと感じているところです。

○小田部照議員 そのとおりだと思います。時代に合った対応をして、ある程度、やはり公共施設ですから、整合性も保たなくてはいけないと思います。

スタートは、昔はボランティアのような感覚でやっていた時代もあるというお話を伺っていますが、今はそうではありません。労働者として同じような扱いを受けるべきだと思います。

そのような改善点も、今、確認できましたので、よろしいですが、かなり運営の厳しいコミセンが幾つもあると伺っていますが、その辺の実態というのはどのようにになっているのか、伺います。

○田邊雄三市民環境部長 5月に開催したコミュニティセンター等連絡協議会のコミセン側からの議題として、各施設の経営状況の説明がございました。

その中で、西コミセン、西網走コミセン、呼人コミセン、向陽ヶ丘住民センターの運営委員会から、運営が厳しい、または厳しくなるものとの見解がございました。

特に西コミセンは燃料価格の高騰が続いていることから、利用料収入が少ないわりに、冬季は建物の構造的に暖房費がかかるため、灯油代の割合が多い、または利用料収入で賄う電気料、役員報酬、小修繕などの支払いに支障が出ている、または近いうちに支障が出るというコミセンもあるという報告がございました。

西網走、呼人コミセン、向陽住民センターもほぼ同様ですが、基金対応がまだ可能で、西コミセンは令和7年度での基金繰入れで残額がない状況というようなお話をございました。

○小田部照議員 大変運営が厳しい状況にあるコミセンが幾つもあるということで認識しましたが、それに対してどのように対応していくお考えなのか、伺います。

○田邊雄三市民環境部長 西コミセンをはじめ、運営が厳しいとの見解をいただいた4施設につきましては、直近の決算や今年度の予算を分析し、府内でも協議し、施設を安定的に経営できるような対策を年度内に講じることについても検討していきたいと考えております。

○小田部照議員 この対応には年度内にも講じていくというお考えなので、理解いたしますが、いずれにしても20年経過している指定管理者制度、やはり内容についてはもう見直しの時期が来ているのだろうと。在り方も含めて、見直しも含めて、早急に進めていただきたいと思いますが、総体的にいかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 施設管理に関する課題につきましては、日頃から指定管理者と各施設の担当課の間でコミュニケーションが図られているものと認識しております。

近年は物価の高騰や新型コロナウイルス感染症の拡大などもありまして、例年12月には各課に対して収支の見通し状況を把握するように努めているところです。

今、御指摘のあった人件費に限らず、人手不足というのがあります。それから、物価の高騰、施設の老朽化という様々な課題を抱えているものと思いますので、ここは、いつからということではなくて、改善できるものから改善してまいりたいと考えます。

なお、賃金につきまして、コミュニティセンターというのは地域の支援団体の方に、自主的に管理していただくことで、地域の活性化につながるという観点で、地域の運営委員会の皆さんにお任せしているというところがありますので、そこの基本的な考え方方は、今後も継続していきたいと思います。

ただ、管理されている皆さんが心配にならないように、各課を通じて様々な意見交換に努めてまいりたいと思います。

○小田部照議員 ぜひお願いします。

私は以前からスキー場やスケートリンクの人件費

についても伺っています。あり得ない状況の支払いをしているようなことも、過去に見受けられましたので、ぜひ改善点はしっかりと見直していっていただきたいと思います。

そこで、この質問はもう終わりにしますが、一つ確認しておきたいのですけれども、仮に同じ網走市の指定管理先の公共施設でトラブルがあり、想定ですけれども、網走市を相手取って裁判沙汰になった場合、網走市には顧問弁護士がおります。

でも、顧問弁護士は、公共施設である指定管理先にも、これはみんなの税金で雇っている弁護士ですから、弁護士はそちらにつくのですか。

どういう流れで、こういうことは今までないでしようけれども、確認をしておきたいのですが、市長が個人的なお金で雇っている顧問弁護士ではありません。

大切な市民の税金から雇っている顧問弁護士ですから、市内の同じ公共施設で何かトラブルがあって、市を相手取って裁判沙汰になったと仮に想定した場合、この顧問弁護士はどちらにつくのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 基本的に、市で全般にわたくて顧問弁護士を雇っていることはございません。案件ごとに、弁護士にお願いをすると。

その際に、一方で、弁護士も抱えている案件がありますので、当事者になり得る場合は違う方ということで、弁護士をお願いするようなケースになるかと思います。

○小田部照議員 失礼しました。顧問弁護士とは言わないのですね。その都度、お願いする弁護士という意味ですね。わかりました。ちょっと確認でした。

次の質問になります。スポーツ活動支援について伺います。

網走は人口減少が止まりません。少子化がどんどん進む中、一方で、心身の健全な成長を支えるスポーツ活動を行っている子供たちはたくさんあります。その重要性はますます高まってきているものだと、私は認識しております。

中学校体育文化振興事業補助金、スポーツ少年団等活動費助成金、さらには公共施設の使用料減免制度など、多様な支援策が存在する一方で、市民からは、制度のわかりにくさ、透明性と公平性の確保、制度間の整合性、経済的負担の軽減といった課題も多く指摘されております。

そこで、子供たちのスポーツ活動を継続的に支えるために、制度全体の整理と改善について、幾つか

伺いたいと思います。

スポーツは全ての子供に開かれた成長の場であり、経済的格差などが子供のスポーツ活動の妨げにならないよう、公共施設使用料の無償化に向けた制度設計、段階的な実現をぜひ御検討いただきたいと、これまで御提案させていただいておりますが、その進捗状況について伺います。

○高橋善彦学校教育部長 子供たちの活動の場の支援について、本年3月の予算審査特別委員会における質疑におきましても答弁をしておりますが、少年団等が活動する際の公共施設の利用料金につきましては、現在、制度設計などを進めている状況でございます。

また、将来的な部活動の地域展開を見据えた団体登録制度におきまして、登録団体に対して負担軽減を図ることとしています。

現時点では、全ての公共施設利用料を完全に無償・免除とするのではなく、先ほど申し上げました登録制度により、登録された団体等への助成金などで、利用実態に応じた負担軽減を、段階的に図つまいりたいと考えているところです。

○小田部照議員 以前から答弁で、その前の質問からも何度も僕はやらせてもらっているのですけれども、冬場の学校体育館の利用の負担、これがすごく大きいというお話で、それからでもぜひ進めていきたいというような学校教育部長のお話があったと思うのですけれども、それは今年度から実施される見込みでよろしかったですか。

○高橋善彦学校教育部長 3月にもこの件については御議論されてきていた部分だと認識をしております。

学校開放利用時の冬季暖房料につきましては、高額であるという利用者からのお話もありますので、今まさに免除という方向に向けてやっています。今年度のシーズンまでには制度設計を整えたいと考えております。

○小田部照議員 段階的ではありますが、しっかりと協議されて、それに向けて動いているということを理解いたします。

それでは、次に補助制度の透明性と公平性について伺いたいと思います。

中学校体育文化振興事業補助金について、これも予算や決算のときに何回も質問させてもらっていますが、この審査基準、選考過程、採択結果の公開状況というのはどうなっているのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 中学校体育文化振興事業補助金につきまして、市のホームページで子供たちの活動状況ですとか、学校別の内容といったところは、現在、公表しているところです。

しかしながら、今、議員の御指摘のあった補助実績、要は補助金額ですとか、そういったところは、今現在、公表されておりませんので、学校ごとの補助実績も含めて、今後、情報の追加をしてまいりたいと考えているところです。

○小田部照議員 公平性の担保も見えないので、どのような中学校に、どのように振り分けているか、そして、その部活動にどのように振り分けているのか、本当にそこは偏った団体、学校に、公平感がしつかりあるのかも、市民はもちろん、我々もわからないのですよね。今の状況だと全く見えないのですけれども、一体どうなっているか。

今年も1,500万の予算がついています。昨年も。これはもともと800万か900万くらいの体文振の予算だったものを、部活動はどんどん減っていくのだけれども、支援の幅を広げたという意味で、1,200万になって、1,500万になって、という段階があるのですね。

我々議会は、もちろん、子供たちのスポーツ活動、文化活動の支援ですから、大切な公金、承認して通っているわけです。そこまではいいのですよ。

ただ、1,500万円のお金が一体何に活用されたのかということが、今、全く見えない状態になってしまっています。使途不明金。使途不明なのですよ。

1,500万のお金が、去年でしたか、1,800万円追加補正を組んでも、みんな議員も、子供のことは大いに結構だと通すけれども、その1,800万円がどこに使われたかわからない。報告がない。それが僕はおかしなことだと思いますね。ブラックボックス化してしまっているのですよ。報告もなくていい学校教育のお金になってしまっています。

これは、公開原則の行政運営として報告すべき大切な公金を支出しているのですから、どのような学校で幾ら使ったか、全部公開しなければいけないと思いますが、教育長、学校現場を一番よく御存知でしょうけれども、学校側からは報告があるし、点検委員会もあるのでしょうし、振り分けた金額というのは、そこまでは報告が上がっているのですよね。

どういう類いなのか、どういう状況なのか、教育長に伺いたいです。一番お詳しいでしょうから。

○木野村寧教育長 体文振の、例えば予算1,500万

円の使われ方ということですかね。

私が現場に行ったときは、その1,500万円、市からいただけるのだけれども、例えばその学校で全国大会に行くクラブがあつたりだとか、あまり活躍できなかつたクラブがあつたりだとか、そういう違いがあつたので、均等に使われていたとは思いません。学校ごとの実態に合わせた使い方をしていると思います。

その使ったものについては、例えば旅費であつたり、交通費であつたり、そういうものについては、領収書を添えて、市に出していたという認識であります。

○小田部照議員 当然の流れですよね。大切な公金を預かっているので、領収書、何に使ったか、しっかりと、旅費ですよ、宿泊費ですよ、も含めて、教育部局に提出しているのですよ。それが僕らには公開されていないわけです。

これは公開しないと、おかしなことになってきませんか。1,500万円は我々承認して認めるのですけれども、その1,500万円が一体何に使われたかわからない状態なのですよ、今は。これは何らかの形で報告を受けなければいけないと思います。いかがでしょうか。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時53分再開

○松浦敏司議長 再開します。

小田部議員の質疑に対する答弁から。

学校教育部長。

○高橋善彦学校教育部長 申し訳ございません。補助実績の公表につきましては、現在、ホームページで一部競技の状況等が載っていますので、それに補助実績も含めて、今、議員から御提案のあつた数年分について、ホームページで公表していきたいと思っております。また、決算委員会の中で資料等を要求される場合には、しっかりと提供していきたいと考えています。

○小田部照議員 理解いたします。

次に、制度間の整合性と連携について伺います。今、お話をあった中学校体育文化振興事業補助金支援制度、それと、スポーツ少年団、スポーツ課が持っている様々な支援制度、報奨金なども含めて、これまでに何度も公平になるように、先ほどほかの委員からもありました部活動がどんどんなくなってしまって、中学校に入ってやりたいスポーツがないと

いう現状があるわけですよ。

民間クラブに入って活動する子。でも、民間クラブに入るとお金がかかるから、部活動よりも負担が大きいからと、やりたいスポーツをやれない子も、実際、一定程度ですが、毎年出てしまっているのですよ。

このような現状だから、しっかりと公平性の保てるような制度設計をしてください、と何度も質問していますが、その辺はどのようにになっているのか、伺いたい。

先ほどの金兵議員の質疑の中で、部活動は遠征時の宿泊費を子供も大人も一律1万3,000円にしたという御答弁がありました。

これはスポーツ課が持っている支援制度でも、今年度から宿泊費はつけるというようなお話をいたいでいたと思うのですが、同じような状況で整合性が取れているのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 スポーツ課所管の網走市スポーツ少年団等活動費助成金につきましては、本年度より支援内容を拡大しております。

まず、昨年度までは全道規模以上の大会に参加する少年団に対して、交通費のみを助成しておりましたが、本年度から地区大会につきましては、網走市中学校体育文化振興補助の対象とならない中学生に対し、交通費に加えて大会の参加料、そして、全道大会以上につきましては、少年団と体文振の対象とならない中学生に対して交通費のほかに宿泊費と大会参加料について助成しているところです。

○小田部照議員 長年かかりましたけれども、大きな進展だと評価しているところであります。

制度設計が大分出来てきて、部活ではなくても部活と同様の支援、全体ではないですけれども、受けられるようなお話をいただきました。

ちなみに、僕が調べてみると、体育文化報奨金、要するに学校の部活で全道・全国大会へ出場することが決まったら、指導者、そして生徒は人数分、交通費、宿泊費、今言った1万3,000円がつきますよね。でも、指導者に限っては、体文振は3名まで出すという基準になっています。

これ、今までだと、スポーツ課は、子供たちは人数分の交通費。今年から宿泊費も出しますと。それはもう大いに結構。1万3,000円で、統一感が出ましたので、不公平感もないです。でも、スポーツ課の持っているのが、1名となってしまったのですよ、指導者の随行は。

でも、野球だって、サッカーだって、1名で行かないですから。子供たちが10人も20人もいたら、2人や3人の指導者はついて行きますので、その辺も同じように公平性のある、整合性の取れるような制度設計が必要だと思いますけれども、その辺も改善されたという認識でよろしいでしょうか。

○伊倉直樹社会教育部長 ただいま小田部議員から御指摘のありました指導者につきましては、お話をとおり、体文振では、学校が認める場合は上限3名まで指導者を助成対象としていると認識しておりますが、スポーツ少年団等活動支援事業につきましては、選手のほか、監督、コーチは1名のみ助成対象という状況になっておりました。

それで、本年度につきましては、この助成対象項目に、宿泊費、大会参加料の追加をしまして、子供たちへの支援というのを拡充したところですが、お尋ねの部分につきましては、支援の統一性を図るために、指導者の助成対象の人数につきましても、整合性を図ってまいりたいと考えております。

○小田部照議員 大きな進展だと思います。柔軟な対応をしていただけるということで評価いたします。

これはすごく大切なことなので、部活動がどんどんなくなっている現状で、民間クラブで活動する子供たちが増えています。

そこへ整合性が取れたような、公平な、あふれる子供が出ないような支援体制というのは、本当に必要なので、その方向に向かってしっかりと協議して、実際にそういう一体感のある支援に変わっていっているということで評価いたします。

ちなみに、教育長にここを伺ってみたいのですが、網走市は、教育長がよく御存知のとおり、令和元年から令和2年を境目に、三中部活動、改廃、休部が続いて、この7年くらいにおいても、合同チームを合わせて十数個の部活がなくなってしまったのですよね。

こういう現状で、先ほども言いましたけれども、お金がないから、部活がないけれども、民間クラブには入れない子供たちが、僕の周りにも実際にいます。夢や目標に向かって頑張ってきたスポーツ。中学校に入ったら部活がないから、民間クラブはあるけれども、親の負担など、いろいろなことで、それが叶えられない子供というのが実際にいるわけです。

だから、今のように統一した、そういう子供が出てないように、経済の格差や制度の格差で、夢や目標に向かって頑張っている子供たちが、夢や目標を失

うことのないような制度設計をしなくてはいけないのが、この自治体の我々の役割だと思います。

教育長のお考えですが、今、どんどん動いていっていると思うのですけれども、今後、こういったもの、担当課の垣根を越えたような一体感のある部活動の地域移行に向けた動きも必要ですし、一体感、そして、スピード感のある対応を強く求めていきたいのですが、その辺について何か御答弁はありますか。

○木野村寧教育長 クラブ活動に参加している子供たちへの支援ということと、今、地域移行ということがあつたかと思うのですけれども、地域移行に関しては、子供の活動する場所を確保するのが第一ですけれども、その受皿となる人がいなければなかなか難しいのが実態かなと思います。

平日の4時半とか5時くらいから、先生がやっていれば部活動をできますけれども、民間の方だとか、クラブ活動の指導者がなかなかその時間に来て、指導できるかと言うと難しいので、まず人というのがキーワードかなと思います。

それから、部がなくて、クラブに行く子たち、今、議員のおっしゃったように、夢を持ってやっている子たちにとって、そういう制度になればいいなと思うのですが、これは国の支援とか補助が必ず必要なではないかなと私は思っています。市単独で、小さな自治体で、そこを全て見ていくというのは、難しいのかなと思っています。

だからといって、もちろん、何もしないというわけではないので、今、できるところからやっているかなと思うのですけれども、そういうことが必要なのかなと考えております。

ちょっと前に、国のスポーツ庁の課長の方とお会いしたときにも、その辺の話を私はしました。

自治体で、そういう面倒を見たいのだけれども、人もいないし、お金もないですよ。今後、国でどういう支援ができるのですかと。考えているのでしょうかと言ったら、考えてはいるけれども、まだまだ。自治体によっても違うし、難しいです、という話でした。

我々自治体でも頑張るけれども、国の支援もお願いしたいです。そういうふうに夢を抱いているお子さんがいっぱいいて、お金がなくて入れないという方はいます、ということは、お伝えをしたところあります。

○小田部照議員 現状は理解いたします。現状の教

育長の御答弁として受け止めます。

○松浦敏司議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時15分。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

小田部議員の質問から。

小田部議員。

○小田部照議員 次の項目に移ります。いじめ問題について伺います。

いじめの重大事態と認定された4件の案件について、第三者委員会からの報告はいつどのように来ているのか、まず伺います。

○高橋善彦学校教育部長 まず、令和5年に発生したいじめの重大事態に係る調査委員会のその後の経過についてですが、本年3月の市議会第1回定例会におきまして、代表質問に対する答弁の中でもお答えをしておりましたが、令和5年3月21日設置の調査委員会からは、昨年12月18日付にて調査報告書を受けているところです。

その後、本件に関わる被害生徒やその保護者に対しまして、調査報告内容の御説明と、調査報告書の公表に向けた意向確認などの協議を進めてきたところです。

また、もう1件の令和5年10月11日設置の調査委員会につきましては、現在も調査結果報告書の最終調整作業を行っているとのことであり、現在、週1回ペースで調査委員による協議が行われている状況です。

○小田部照議員 1件はまだ報告が上がっていないというお話ですが、確認したいのですが、もともと重大事態と認定したこの案件は全部で4件、そして、3件分は報告が上がったということでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 議員のおっしゃるとおりで、それぞれ別の調査委員会ですので、令和5年3月21日に設置されております3件のものについては、調査報告書が上がったということです。

○小田部照議員 3件については調査報告書が上がったと。あとは、被害者の方との調整がつき次第公表するというような当時のお話でしたが、この答申を受けてから、市はどのような対応をしてきたのか。そして、この第三者委員会は2年以上かかってしまいましたが、かかった費用は総額で幾らですか。

○高橋善彦学校教育部長 このたびの調査委員会か

らの調査報告書につきましては、学校及び教育委員会が対応してきた評価や課題の提起、また、再発防止に係る提言なども含まれています。

市教委といたしましては、この提言に先んじて再発防止策の取組を始めてきたところではございますが、改めて提言内容に沿った施策の展開に努めてまいりたいと考えているところです。

また、この調査委員会にかかった費用というお尋ねですけれども、令和5年3月21日設置の調査委員会につきましては、全37回にわたる会議の開催経費、また、調査業務委託料などを合わせまして、令和5年、令和6年、2か年にわたりますけれども、合わせて1,550万円となっています。

○小田部照議員 2年間にわたり1,550万円。大切な公金、多額の公金が活用されて、調査されたのだと思います。

そして、これは現状、被害者の方の保護者との調整に半年以上かかったということなのでしょうけれども、その調整というのはどのように、何回くらい行われていったのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 それぞれ家庭がございまして、何回というような部分と言いますか、時期ですとか、置かれている状況等を見て、調査報告書が出てきた後に、すぐ家庭に御連絡を差し上げまして、説明をさせていただく機会を設けてきたところです。

それぞれの家庭で数回御連絡ですか、こちらのほうに御足労をいただいて、御説明なりをさせていただきてきたところですけれども、公表につきましては、先日、全ての対象の方から、ある一定の指向性の御判断をいただいたというところです。

○小田部照議員 全ての被害者の保護者の方から一定の御理解をいただいたので、公表するというような運びだと思うのですけれども、最終的に公表の有無に向けてまとまったのはいつですか。

そして、この半年間、何回くらい被害者の方と協議を重ねてこられたのか。電話なのか、手紙のかも含めて、どのように対応してきたのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 対応につきましては、それぞれの御家庭の御意向がございまして、こちらが拙速に、調査報告書が上がったので公表に向けてすぐ考えてほしいです、とか、なかなかそういったところには及びませんでしたので、向こうの被害保護者及び生徒の心情なり、今、置かれている立場と言いましょうか、そのときの時期ですかを聞いた上で、希望されている時期に、我々がお話をさせてい

ただき、申し上げてきたところでございます。

それで、回数につきましては、それぞれの家庭で違うのですけれども、こちらのほうに来ていただいたのは、多い方で3回程度というような形です。

その間、電話とかでの確認、やり取りはしておりますけれども、そういう状況で、今、一定の方向性が出たというところです。

○小田部照議員 状況はわかりました。最終的に確認が取れたのはいつですか。

○高橋善彦学校教育部長 この6月に入ってからです。

○小田部照議員 6月何日でしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 6月17日です。

○小田部照議員 17日に、最終的に全員というか、最後の人なのかわかりませんが、調整が取れたということですけれども、それは6月17日に、どうですか、お話合いができますか、というような御連絡は、どのように対応したのですか。

6月17日に、最終的に被害者の保護者の方との協議が整ったのですよね、公表の有無について。

それは、役所の担当部局の方が御自宅に伺ったのか、それとも、お手紙でお知らせしたのか、お電話したのか、来ていただいたのか、どのような対応だったのか、伺います。

○高橋善彦学校教育部長 6月17日の最終確認につきましては、担当から電話で確認をさせていただいたところです。

○小田部照議員 その方には、6月17日に最終決定するまで何回くらい対応しているのですか。時期等含めて。

○高橋善彦学校教育部長 明確に何回というのが、今、お示しできないかなと思っているのですけれども、この4月に入りましたから、その方とはお話しを持つ機会ができまして、こちらが公表したい部分ですかをお示ししまして、ある程度、その中身を見ていただく時間を持って、数回やり取りをさせていただいた経過がございます。

○小田部照議員 当初の予定では、3月でしたか4月までは公表したいみたいなお話もあったと思うのですけれども、それがなかなか被害者の方との調整がつかない。最終的には、6月17日に調整がやつとついたので、公表したいというようなお話ですけれども、今後の公表の有無について、どのように、どういう形で公表していくのですか。

○高橋善彦学校教育部長 全ての家庭から公表の方

向性について一定の判断をいただきましたので、今議会閉会後に、議員の皆様には御説明をさせていただく機会を設けさせていただこうと思っております。

また、併せて、市の公式ホームページでも公表をする考えです。

○小田部照議員 今議会が終わった後に、この議会の皆さんに報告したい、というようなお話がありましたが、実は、今日、この関係する保護者の方から急遽連絡が来まして、教育委員会から速達でお手紙が届いたそうです、急に。

お手紙をいただいてきました、この内容ですと、いじめの重大事態に関する調査結果の御説明についての御案内の手紙だそうです。これが速達で、教育長の命で届けられております。

保護者の方はびっくりされていて、僕に連絡をくれたのですけれども、速達で今日届いたそうですね。

ということは、昨日、速達で送っているのでしょうかけれども、一方的に、6月27日午後6時半より当該中学校で説明会をします、お子さんを連れてお集まりください、事前の連絡は不要ですと。

もう今日届いたと言って、びっくりして、なぜこのように強引なやり方するのですか、と連絡が来て、半年、うるかしていたと言ったら変ですけれども、報告も何も連絡がなくて。

大切な報告をするに当たって、今日受け取れない方もいるかもしれない。金曜日は用事がある方もいるかもしれない。

この関係する保護者の方々に、そういうお手紙を速達で送る。そういうやり方を、教育委員会、教育長の命で来ていますので、伺いますけれども、重要なお知らせを2日前に速達で送るやり方が、学校教育として、各学校として、適切なやり方なのでしょうか。

保護者の方々はすごく不信感を抱いています。なぜこのようなやり方をするのですか。伺います。

○高橋善彦学校教育部長 今、議員から御指摘のあったとおり、速達で、今回送らせていただいたところです。

説明につきましては、もう少し期間を、というところも考えたのですけれども、議員の皆様への説明といった部分もございましたので、できるだけ早く関係する保護者の方々へも説明をしたほうがいいという部分を考え、速達で出して、金曜日に、这样一个所ではあったのですが、御指摘のとおり、もう

既に用事が入っている方もおりますので、そこにつきましては、公式ホームページで同じ内容について掲載させていただくというところが、その文書の中にもあるのではないかと思っておりますけれども、実際、もう少し手続としては、早い段階で、2週間前などに出せればよかったのですけれども、あまり日を空けるというのも、と思いまして、今回は速達で文書を出させていただいた次第です。

○小田部照議員 あまりにも乱暴なやり方ですよね。2日後ですよ。昨日、速達で出して、今日、見ていない、見られない保護者は行けないですよね。今日も明日も用事ある方はいますよ。

もっと丁寧に、電話なり、出向くなりして、説明したいのでお集まりいただけますか、というような対応をすべきだと思いますけれどもね。

そして、議会にどのような形で公表しようとしているのか、教えようとしているのかも伺いたいのですけれども、この手紙の中で一方的に、6時半に集まってください、参加の出欠の有無は問いません、子供も連れて来てください、というお願いがあるのだけれども、説明するからと。

その一方で、27日午後10時から網走市の公式ホームページで6ヶ月間掲載いたす、と言い切っているのですよね。関係する保護者に説明もできないまま、なぜ一方的に公表すると……。

被害者に聞いたけれども、議会にも……。これは委員会でやってきた案件だと思うのですけれども、どのような形で、議会に説明するお考えなのか。

また、この一方的な文書で、関係する保護者はすごく不信感を抱いていますよ。行けなかつたらどうするのですか。なぜ強引にその日の夜、公表しなくてはいけないのでですか。誰が決めたのですか。

関係する保護者の方はみんなびっくりしていますよ。これ見た人はね。でも、必ず見ていない人もいますから。だって、今日、普通の人は仕事をしていますから。用事があって今日は見られない、明日も見られない人もいますよ。いない方もいるかもしれません。

せめて1週間後に公表します、とか。教育長、これは通常の学校教育の流れですか。速達で送って、2日後に説明します、なんて強引なやり方。これを受け取った保護者の方々は、すごく不信感を抱いてしまっていますよ。いかがですか。

○木野村寧教育長 今、議員のおっしゃったとおり、もう少し余裕を持った中でやるべきだったかなと考

えます。

○小田部照議員 余裕を持った考でないと、強引すぎますよ。来られなくても関係ありません、何時に公表します、なんて勝手な文章ですよ。そう思うのであれば、ちゃんと改善してください。いかがですか。

併せて、僕がもっと不信を抱いているのは、17日に被害者の方と最終的な協議が整ったと。それは事実でしょう。

そして、公表にした。急遽、手紙を出した。もう全部のやり方が、まるで今まで半年、ぶん投げていた、何も公表しなくてもいい。でも、僕が議会に一般質問の通告を上げたのは12日ですよ。

12日からの急展開で17日には承諾を得て、昨日には速達を送って。市民や子供たちを大前提に考えた対応とは全然思えません。

まずは自分たちの保身で、やることをやらなければまずいと言って、後手に回った対応が、この2日後に一方的に集まって、2日後の夜に勝手に公表します、という話になってしまっているのですよ。

これは僕も不信感を抱きますよ。いかがですか、教育長。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後3時33分休憩

午後3時39分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部長。

○高橋善彦学校教育部長 申し訳ございません。先ほど、今月17日にある一定の方向性をいただいて、公表に向けて調整をしたとお伝えしておりましたけれども、最終的にスケジュール感を詰めて決めたのが今週23日の月曜日です。

このような形で進めていきたいというところで、最終的に関係する被害の方にお伝えをしております。

本来であれば、今議会の会期中にお示しをしたいというところで、我々も進めてはいたのですけれども、なかなかその辺で整わなかった部分というところもあって、23日にスケジュールが決まったものですから、早急にお示ししたほうがいいといった判断から速達にし、今週金曜日にそこを設定させていただいたという次第です。

○小田部照議員 あまりにも強引な手順ですね。

今日、速達で送られて、届いて、まだ見ていない

方もいる、明日も見られない方もいる。

なぜ27日の夜10時に公表する、そして、27日の夕方6時半に説明会を開くという判断に至ったか、意味がわかりません。

そして、この手紙を一つ一つ何名の方に教育長の命で、昨日、速達で送られましたか。

○松浦敏司議長 暫時休憩します。

午後3時41分休憩

午後3時55分再開

○松浦敏司議長 再開いたします。

ここで申し上げます。

やがて定刻になりますが、会議時間を延長しますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時18分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

教育長。

○木野村寧教育長 まずは、今回の調査書の公表に関しまして、非常にスケジュール感であるとか、 性急に進めたことにつきまして、私が最高責任者として謝罪したいと思います。

また、短い期間に速達で出すという、相手のことを考えられなかったようなやり方につきましても、併せて謝罪をしたいと思います。

私も4月に教育長に就任しまして、この調査書につきましては何度も読みました。

それで、できるだけ早く皆さんに公表したほうがいいという思いを持っておりましたし、部長や課長にもそのような趣旨を伝えておりました。

その上で一生懸命交渉してもらい、6月に公表というところまでたどり着いたわけです。

そうであるならば、議会の開催中に、皆さんのがいる中で早くしたほうがいいという条件を与えておりました。

その上で、今回、こういうスケジュール感で進めてしまったことについては、本当に申し訳なかったと思うのですけれども、ただ、早く伝えたいという思いがありましたので、その辺は御理解いただければなと思います。

今後のスケジュール感ですか、改善の部分については、部長からお話をさせていただきたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 今、教育長が申し上げましたとおり、27日の開催に当たりましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、来られない保護者の方もいらっしゃるというようなこともあるかと思いますので、今回、速達で文書を出させていただいた方々に、それぞれ電話連絡なりをさせていただき、27日には必ず来られるかどうかという確認をすると同時に、もし来ることができないといった方で説明を望まれる方につきましては、別途、改めて日を設けまして、御説明の機会を設けたいと考えています。

○小田部照議員 本当にあまりに拙速なやり方で、この手紙をいただいた市民の方は非常に驚いていますので、教育長から手順の不手際も含めて謝罪がありましたので、これ以上は申しませんが、極めて丁寧に、市民の方に、きちんとこういう流れで、このようなことになってしまったのだと、お詫びも含めて説明していただきたいと思います。

終わります。

○松浦敏司議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

再開は明日午前10時としますから、御参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 金兵智則

署名議員 古田純也

6月26日 (木曜日) 第6号

令和7年第2回定例会
網走市議会会議録第6日
令和7年6月26日（木曜日）

○議事日程第6号

令和7年6月26日午前10時00分開議

日程第1 選挙第4号 網走地区消防組合議会議員の補欠選挙

日程第2 委員会審査報告7件
(議案第1号～第7号)

日程第3 意見書案第1号～第11号
委員会審査報告4件
(請願第17号～第20号)

日程第4 議案第8号～第10号

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第5 委員会審査報告3件
(議案第8号～第10号)

日程第6 議案第11号

日程第7 議案第12号

日程第8 委員会審査報告1件（報告第1号）

日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の閉会中継続審査について

日程第10 議員の派遣について

議案第11号 網走市監査委員の選任について（同意決定）

議案第12号 網走市固定資産評価審査委員会委員の選任について（同）

意見書案第1号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出について（原案可決）

意見書案第2号 2026年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出について（同）

意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出について（同）

意見書案第4号 道教委『これからの中高づくりに関する指針』（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出について（同）

意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出について（同）

意見書案第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書提出について（同）

意見書案第7号 核兵器禁止条例への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出について（同）

意見書案第8号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出について（同）

意見書案第9号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書提出について（同）

意見書案第10号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書提出について（同）

意見書案第11号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書提出について（同）

請願第17号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出について（同）

○本日の会議に付した事件

選挙第4号 網走地区消防組合議会議員の補欠選挙（当選決定）

議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算（可決）

議案第2号 令和7年度網走市下水道事業会計補正予算（同）

議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第5号 財産の取得について（同）

議案第6号 財産の取得について（同）

議案第7号 財産の取得について（同）

議案第8号 潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について（原案可決）

議案第9号 潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について（同）

議案第10号 財産の取得について（同）

する意見書提出についての請願（採択）
請願第18号 2026年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願（同）
請願第19号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出についての請願（同）
請願第20号 道教委『これからの中高生づくりに関する指針』（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願（同）
報告第1号 重油漏れ事故対策検討特別委員会の報告について（承認）
その他会議 各常任委員会及び議会運営委員会所管に付した事務の閉会中継続審査について（同）
事件（6）
その他会議 議員の派遣について（決定）に付した
事件（7）

○出席議員（15名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宜裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（1名）

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博

企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
庁舎整理室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
.....	
教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀
係	山口諒

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長 本日の会議には、次の議長から欠席の届けがありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、里見哲也議員、村椿敏章議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本日定例会の付議事件として選挙1件、議案5件、意見書案11件、委員会審査報告12件、その他会議に付すべき事件2件の合計31件を追加しておりますので承知願います。

また、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定

についての専決処分の報告が法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

本日の議事日程はお手元に配付した第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長　日程第1、選挙第4号網走地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、平賀貴幸議員の組合議員辞職に伴い、組合規約第6条第2項の規定により、欠員となった1人を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、指名推選によることとし、私から指名をしてお諮りします。

網走地区消防組合議会議員の補欠選挙による議員には、私、松浦敏司を指名します。

お諮りします。

私、松浦敏司を消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、私、松浦敏司が消防組合議会議員に当選しました。

○松浦敏司議長　次に、日程第2、委員会審査報告7件、議案第1号から第7号まで一括して議題といたします。

本件は、去る6月19日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員　一登壇一　本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された議案は、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和7年度網走市下水道事業会計補正予算、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号及び議案第6号の財産の取得について2件の合わせて5件であります。

本件につきましては、去る6月19日開催の本会議

におきまして、当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果としましては、議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第6号までの合わせて5件については、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　次に、文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員　一登壇一　本定例会におきまして、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号財産の取得についての合わせて3件であります。

本件につきましては、去る6月19日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌日20日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第4号につきましては、大方の委員の意向として、議案第1号及び議案第7号の合わせて2件につきましては、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、当委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　以上で、各常任会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員　一登壇一　私は、議案第4号網走

市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、2018年度に都道府県化となり、その後、北海道が2030年度までに両立を統一することを決めたことから、2023年度から上げ始め、今年で3年連続となります。

国民健康保険は、4割が年金生活者、3割が非正規労働者であり、所得の低い人が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は4人世帯の場合で、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍にもなります。

こうしたことから、全国市長会などは、保険料が高く負担が限界に達している国保の構造問題を解決するために、公費投入を増やし国保料を引き下げる国に求め続けています。

条例案は、限度額を引き上げることと軽減される世帯を増やす内容ですが、結果として、北海道の方針に従い、物価高騰で生活が逼迫する中で高額な保険料をさらに値上げすることになり、反対するものです。

以上、網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について反対する理由を述べて、反対討論といたします。

○松浦敏司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これにて討論を終結いたします。

それでは、まず上程中の議案第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第4号につきましては、委員長の報告どおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告どおり可決されました。

次に、上程中の議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第7号までの合わせて6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第7号までの6件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第7号までの6件は、可決されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第3、意見書案第1号から意見書案第11号までの11件及び委員会審査報告4件を議題とします。

初めに、意見書案第1号2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出について、意見書案第2号2026年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第6号適格請求書等保存方法（インボイス制度）の廃止等を求める意見書提出について、意見書案第7号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出について、意見書案第9号全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書提出についての6件を議題といたします。

なお、意見書案第1号には請願第17号が、意見書案第2号には請願第18号がそれぞれ関連しておりますので、併せて議題といたします。

提案理由の説明を求めてます。

総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました請願第17号2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願、請願第18号2026年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第1号から意見書案第2号まで、意見書案第5号から意見書案第7号まで及び意見書案第9号の提案理由を申し上げます。

初めに、請願第17号及び請願第18号でありますが、6月19日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべきものと決定しました。そして、その結果に基づき、意見書案第1号及び意見書案第2号のとおり、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

次に、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・水産木材産業の施策の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第6号適格請求書等保存方法（インボイス制度）の廃止を求める意見書提出について、意見書案第7号核兵器

禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出について、意見書案第9号全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引上げを求める意見書提出についてであります、6月19日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長 以上で、総務経済委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第5号から意見書案第7号まで及び意見書案第9号の6件は原案のとおり可決することとし、請願第17号、請願第18号の2件は採択と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第5号から意見書案第7号まで及び意見書案第9号の6件は原案可決、請願第17号、請願第18号の2件は採択と決定されました。

次に、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出について、意見書案第4号道教委『これからの高校づくりに関する指針』(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出について、意見書案第8号高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出について、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書提出について、意見書案第11号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書提出についての5件を議題とします。

なお、意見書案第3号には請願第19号が、意見書

案第4号には請願第20号がそれに関連しておりますので、併せて議題といたします。

まず、文教民生委員会から報告をいたします。

文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました請願第19号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書提出についての請願、請願第20号道教委『これからの高校づくりに関する指針』(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第3号から意見書案第4号まで、意見書案第8号及び意見書案第10号から意見書案第11号までの提案理由を申し上げます。

初めに、請願第19号及び請願第20号でありますが、6月20日の開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべきものと決定しました。

そして、その決定に基づき、意見書案第3号及び意見書案第4号のとおり、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。

次に、意見書案第8号高校教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出について、意見書案第10号将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書提出について、意見書案第11号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書提出についてでありますが、6月20日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長 以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第8号、意見書案第10号及び意見書案第11号の5件は原案のとおり可決することとし、請願第19号、請願第20号の2件は採択と決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第8号、意見書案第10号及び意見書案第11号の5件は原案可決、請願第19号、請願第20号の2件は採択と決定されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第4、議案第8号から議案第10号までの合計3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第8号潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、議案第9号潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件の工事は、潮見団地3階建て市営住宅の建設に関わる建築工事でございます。1工区、2工区ともに予定価格は、議会の議決に付すべき契約に関する条例で定める額に該当いたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

初めに、追加議案資料1ページ、資料8号を御覧願います。

契約の内容でありますが、工事名が、潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（1工区）で、去る6月12日に一般競争入札を執行いたしました結果、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額、契約の相手方は、記載のとおりでございます。

工事の概要でありますが、工事施工場所、工事内容は記載のとおりでございます。

追加議案資料2ページには、図面を記載しておりますので御確認願います。

次に、追加議案資料3ページ、資料9号を御覧願います。

契約の内容でありますが、工事名が、潮見市営住

宅B棟建設建築主体工事（2工区）で、去る6月12日に一般競争入札を執行いたしました結果、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額、契約の相手方は記載のとおりでございます。

工事の概要でありますが、工事施工場所、工事内容は記載のとおりでございます。

追加議案資料4ページには、図面を記載しておりますので御確認願います。

以上、議案第8号、議案第9号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 学校教育部長。

○高橋善彦学校教育部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第10号財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料5ページから6ページ、資料10号を御覧願います。

財産の取得理由でございますが、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、市内小中学校児童生徒の学習用機器として整備した1人1台端末について、機器の更新時期を迎えてることから新たな機器本体を取得し、ICTを活用した教育を進めようとするものでございます。

取得財産の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

取得方法は随意契約とし、取得の金額、取得の相手方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

本件、取得財産の予定価格が、網走市財産条例第2条の規定に該当いたしますことから、本契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようと/orするものでございます。

以上、議案第10号につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 以上で、提案理由の説明を終了します。

それでは、ただいま上程されました議案第8号から議案第10号までの3件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第8号から議案第10号までの3件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（2）のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することといったしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで常任委員会等を開催する必要がありますので、休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから御承知願います。

午前10時31分休憩

午前11時40分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告3件を追加しておりますので御承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお諮りします。

既に配付のとおり、委員会審査報告案3件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第5、委員会審査報告3件、議案第8号から議案第10号までの3件を一括して議題といたします。

本件は、休憩前の本会議において、所管の各常任委員会に付託した案件ですので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員 一登壇一 先ほどの本会議において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第8号潮見市営住宅B棟建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、議案第9号潮見市営住宅B棟建

設建築主体工事（2工区）請負契約の締結についての2件であります。

本件につきましては、先ほど、本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第8号から議案第9号までにつきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 次に、文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員 一登壇一 先ほど、本会議において文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第10号財産の取得についてついてであります。

本件につきましては、先ほど、本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第10号につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論がありませんので、採決をいたします。

お諮りします。

上程中の議案第8号から議案第10号までの3件につきましては、委員長の報告のとおり可決すること

に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第10号までの3件は、委員長の報告どおり可決されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第6、議案第11号網走市監査委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定に基づきまして、小田部照議員は除斥の対象となりますので退場を願います。

[小田部照議員、退場]

○松浦敏司議長 それでは、提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第11号網走市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、記のところに小田部照と御記入いただきますようお願ひいたします。

本市監査委員の栗田政男氏は、令和7年6月19日に辞職いたしましたので、その後任として小田部照氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、当市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○松浦敏司議長 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案に同意と決定いたしました。

小田部議員の入場を求めます。

[小田部照議員、入場]

○松浦敏司議長 次に、日程第7、議案第12号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第12号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、市固定資産評価審査委員会委員の藤原孝一氏は、令和7年6月30日で任期満了となります、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、当市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○松浦敏司議長 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第12号は、原案に同意することに決定しました。

○松浦敏司議長 次に、日程第8、委員会審査報告であります。

報告第1号重油漏れ事故対策検討特別委員会の調査結果に関する報告についてを議題といたします。

重油漏れ事故対策検討委員会委員長の報告を求めます。

井戸達也委員長。

○井戸達也議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました重油漏れ事故対策検討特別委員会の調査結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年9月、第3回定例会において設置され、小田部委員長、松浦副委員長を選任し、また令和5年からは、委員長に私、そして副委員長に永本委員が選任され、これまで合計12回の委員会を開催し、慎重に調査及び審査を行ってきたところであります。

この間、北海道が実施した調査の状況把握などのほか、学習会を開き、専門家の方々により、対策を行う上で対応可能な法令等について御助言、御指導を賜り、本特別委員会として法制の面からアプローチできる取組に関して検討を行い、当市議会として北海道へ意見書を提出するなどしてまいりました。

その後、原因者により流出した油を除去するためバイオ工法による洗浄作業が始まりましたが、令和

7年5月23日に開催した本特別委員会において、専門家の見解として、浄化目標は達成したとの報告を受けたところであります。

今後も、流出した油のモニタリングの状況や原因者との協議について、市議会として報告を受けることといったしました。

以上が、本特別委員会の調査結果の報告であります。

終わりに、任期中に御協力いただいた各委員の皆様のほか、重油の流出に懸念がある中、漁業関係者をはじめとする関係者の不安を払拭するため御尽力いただいた理事者の皆様に心から感謝を申し上げ、本会議におきましても報告どおり御了承賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが報告といたします。

○松浦敏司議長 本件は、特別委員会委員長の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、報告のとおり承認されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第9、その他会議に付すべき事件（6）として、各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の閉会中継続審査についてであります。既に配付のとおり、総務経済委員会、文教民生委員会及び議会運営委員会の各委員長から、所管事務の閉会中継続調査の申出がありましたので、これを承認することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように承認することに決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第10、その他会議に付すべき事件（7）として、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

○松浦敏司議長 ここで、前正副議長からの退任の挨拶の申出がございますので、お受けしたいと思います。

それでは、平賀貴幸前議長、どうぞ。

平賀議員。

○平賀貴幸議員 一登壇一 それでは、議長からお許しがありましたので、議長退任の挨拶をさせていただきます。

2年前に皆様に御推挙いただき、議長に就任させていただきました。改めて御推挙をいただいたことに感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

この間、特に廃棄物処理の広域化におきましては、想定外の白紙撤回が起こるなど、私も経験にないことがありました。議会間の調整含めて進めさせていただき、どうやら方向性はある程度定まりつつあるように感じております。

また、廃棄物の最終処分場についても、様々な議論がある中、業務実施事業者が交代してスタートをしました。プロポーザル方式での事業者選定は、限られた財源を最大限に有効活用する方法としての優位性があり、ほかの方法と比較しても首長の意思が入り込みにくいという利点もあることから、地方自主法上、適法なものについては可能な限り導入を検討することが望ましいものだと、私は、政治家として、議会人として、そして企業人としても理解をしております。

4月以降、そこで働く網走市民の割合も増加し、どうやら廃棄物最終処分場のさらなる延命化につながる大きな成果をこの2か月間ほどの短期間で上げているようです。

一方で、今議会の冒頭、議長辞職勧告が可決されるなど、議会の混乱がございました。このことは、私にも責任がございますので、おわびを申し上げます。

その上で、同様事案の発生防止が大切だと改めて考えております。そのためにも、適切な文書配付ルールの検討が再発防止策になりますし、併せて、ハラスメント防止対策を進めるために必要となる調査の実施を含めたハラスメント対策の指針の作成がやはり大切ですので、後期の体制でぜひ確立していただきたいことを議長職の最後の仕事として指示、申し送りをさせていただいたところであります。

なお、議会2日目の19日、網走市議会において審議拒否が発生いたしました。これは市政の停滞を招

く一大事でありまして、私は、これ以上の議会の混亂を避けるために身を引くことを決意させていただきました。

議員の皆様が私を信任しない状況になった以上、私は議長職に恋々するつもりは毛頭ございませんので、申し合せに従い議長職を退任したところでございます。

議長としての私を最後まで支えてくださった立崎前副議長、ありがとうございました。お互い、最後まで真実のみを述べ、筋を通し抜くことができましたね。あなたは、まさに正直正路の人であり、孔子が言うところの益者三友の一人であります。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

そして、議会事務局とここで働く仲間の皆さん、そして私の行動を応援してくださった働く仲間の皆さんの団結に、最高の賛辞と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。これからも共に頑張りましょう。

最後に、私の行動と判断を一貫して支持し支えてくださった妻と市民の皆さん、そして名前を挙げることはいたしませんが、網走市役所にも市民の中にもいる益者三友と雨天の友、こんなにもいてくださるのだということがわかったのは、私自身にとってこの2年間で何よりも収穫でございました。心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後は、新たな議長の下、一議員として議会の信頼回復に全力を尽くしながら、網走市の未来を見つめ、市民の皆様の期待に応えるべく、市民の皆様の声を、情熱をもって政策に変えて、解決へ、実現へとつなげるべく鋭意努力してまいりますので、さらなる御指導をお願い申し上げます。

以上で、私、平賀貴幸より、議長退任の挨拶を終わります。ありがとうございます。

○松浦敏司議長 続いて、立崎聰一前副議長、どうぞ。

立崎議員。

○立崎聰一議員 一登壇一 議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、任期満了に伴い、網走市議会副議長の職を辞職いたしました。

この間、議員の皆様におかれましては、活発な議会運営に御協力をいただき、議長を補佐しながら、また、理事者の皆様には、2年間にわたり誠心誠意御協力をいただきましたことに心よりお礼を申し上

げます。

今期残り、皆様とともに、一議員として網走市議会の活発、円滑な議会運営に努めることいたします。

以上、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○松浦敏司議長 ただいま御挨拶をいただきました平賀前議長、立崎前副議長の今日までの功績に対しまして、私からも敬意と感謝を述べたいと思います。この2年間、大変御苦労さまでした。

○松浦敏司議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年網走市議会第2回定例会を開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後12時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 里見哲也

署名議員 村椿敏章